

会報

第80号

国立大学協会

昭和53年6月

偶 感	岡本道雄	3
タイ国大学訪問記	西川義正/若槻哲雄/伊地智善継	8

事業報告

●諸会議議事要録(昭和53年1月~4月)

理事会(1.11)		17
	■会務報告	
	■協 議	
	昭和54年度入学者選抜日程について	
	大学院問題について	
理事会(2.23)		24
	■会務報告	
	■協 議	
	昭和53年度国立大学協会会費について	
	昭和52年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について	
	昭和53年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について	
	委員長報告と協議	
第1常置委員会(1.11)		33
	大学院に関する要望書について	
同(2.23)		39
	放送教育開発センター(仮称)について	
第5常置委員会(1.20)		43
	来年度の第5常置関係予算について	
	来年度における外国学長招致計画について	
同(4.17)		49
	外国人教師招請制度について	
	外国学長(フィリピン, オーストラリア)の招待について	
第6常置委員会(2.23)		55
	学費問題について	
	定員問題について	
	財政問題について	
	給与問題について	

	専門官制度問題について	
教員養成制度特別委員会 (1. 18)	—————	60
	教員養成の大学院問題について	
同 (4. 18)	—————	65
	教育系大学・学部大学院構想について	
大学格差問題特別委員会 (1. 11)	—————	71
	今後の委員会のすすめ方について	
特別会計制度協議会 (1. 12)	—————	73
	昭和53年度予算案について	
就職問題懇談会 (1. 24)	—————	75
	昭和53年度卒業予定者に係る企業と大学 との間の求人求職事務について	
● 諸 会 合(昭和53年1月～4月)	—————	82

予 算 ・ 決 算

昭和52年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)	—————	85
昭和52年度国立大学協会歳入歳出決算(案)	—————	86
財産目録	—————	88
昭和53年度国立大学協会歳入歳出予算(案)	—————	89

資 料

昭和52年度新規学卒者の採用及び就業状況に関する調査(文部省調)	91
大学設置審議会(大学設置分科会)委員について	93
学費について(事務連絡3)	93

そ の 他

学長等の異動	95
国立大学協会事務局長の交代	96
寄贈図書	96

☆☆	フェノロサの抱負	山口静一	83
☆☆	『らしい』と『である』	野崎昭弘	94



偶 感

京都大学学長 岡本道雄
国大協副会長

*

1969年を中心に世界的に起った大学紛争は外国では大体収まったようであるが、日本では多くの大学は静かになっているものの一部の大学では尚、陰湿な形で残り管理職の地位にある者の大きい苦しみをなしている。

従来、若者の暴走は大学のみと思われていたところへ1970年の春であったか、よど号の事件が起った。国をあげての知恵をしぼっても不法な彼らの要求に従って日航機は九州へ、そして彼らの希望どおり北朝鮮へと飛び、只今も北朝鮮に保護されているという。その時私はかかる若者の暴走の解決の難しさを次のように考えた。

何か一つ至上命令があつて、そこに若者の暴走があると超法規的ならざるを得ないのである。よど号では至上命令は乗客の安全である。この至上命令を持ちつつ対処を考えると、切齒扼腕しつつ彼らの要求をのんで法規を超えた処置をとらざるを得ないのである。その後のハイジャックにおいてもこのことは同様であつた。大学の紛争ではかつての至上命令は教育・研究の場の確保と、過剰に神経質な「大学自治」であつた。人のする事を外から見ているともっと何とかならないかと思うのが常であるが、この日本的風土の中では誰がしても、何時でも解決方法は大きく変らないのではないか。ただその時、至上命令と考えるものに対する見解には人によって相違があらう。

19才から22才までの青年は爆発せずにはおけないエネルギーを持っている。社会の何処においても暴走するのである。かつての旧制高校や大学が最高学府としての静謐を維持できたのは何と云つても同年齢の3%そこそこのエリート学園であつたからであらう。それでも旧制高校の蛮行はそれぞれの時、その社会の目を驚かせるものであつた。今それが10%を越え40%に迫らんとしている今日、これは言うまでもなく大衆若者の場である。実社会は若者のみの場ではなく中年、老年凡ゆる立場の人の共存の場として各種の規制があるが、大学という特殊な環境でこのような若者を集めている時、これが森のように静かであることは望むべく不可能の事であらう。このような大学の

特有な構成を忘れては大学の現状に理解は持てない。大学で特別な規制もできなくて、いうならば知的雰囲気の中で学問志向だけで教育的見地に立ってこの若者のお守りをして行こうというのは根本的に無理がある。社会に対しては大学のこの実態を知ってもらって少々のゴタゴタは止むを得ないという大学に対する寛容さを持ってもらいたいと同時に、大学としてはまずもって現代における大学のこの実態をよく認識して臨むのでなくては、度を過ぎた大学の混乱に対処することはできない。

また教師、研究者の方も社会一般並みではない。かつては助教授は教授の職務を助け、助手は教授及び助教授の職務を助けといった序列があった。しかし今は研究者は凡て独立同等である。もちろん民主主義は大切であるが大学が民主主義だけで存在しているのではなく、特に学問の世界は大きく能力主義に依存する所が多いと思うのであるが、自由を尊ぶ教員が何に対しても皆同等の権利を主張しあうのである。このような学生と教員から成る大学は凡ておよそ統制とか管理などにはなじまない。いうならば知的人間の坩堝である。

大学をその構成からみると上述の学生と教師とからなる一群と、文部省と大学事務官という一群との二群に分けることができる。“教師生徒のなれの果て”という学生の俗歌があるが一人一人の教師の成長を追ってみる時、まさにそれは生徒のなれの果てであってこの間に一度として人間としての鍛錬チェックの時期というものはない。実質的には連続である。またこれなればこそ学問という現実と離れた仕事に打ちこめるのである。片や大学事務官は、土着でその大学で一生を送る事務官は別として本省から来る事務官、また土着の者がいわゆる「面接」を受けて文部省入事の下に入った事務官など、これら大学事務官が文部省に根を持っていることは当然である。大学事務官は文部省の extension であって、文部省はこの extension を含め両者は一丸となって文部行政を司るのである。この学生と教師の一群と大学事務官の一群、この二群は性格からいって本来竹と木である。その接点にいるのが学長である。学長は職責からいって行政官であるがその本質は昨日まで教師・研究者であったものである。

過日機会があつて、国会議員が文部当局に行政官庁として筋を通してもらいたいと



希望している場に居合せたことがあったが、私はこの点は誠に文部省に同情した。文部省は他の行政省庁と全く同一であるとしても、夥しい太い足（国立大学約90校）を、先に述べた若者と教員からなる知的人間の坩堝の中にひたしているのである。竹と木が接する点はまさにこの坩堝の真只中である。しかもここで異質の両群が相共同して、教育・研究という大目的を全うするのである。大学の目的はいうまでもなく行政そのものではなくて、凡そ行政になじまない教育・研究である。この接点における悩みは、大きくは明治政府が帝国大学を創設した時から始まっている。

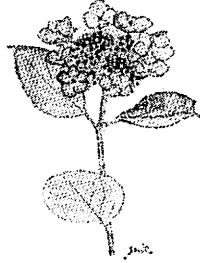
明治政府がドイツの大学を範として帝国大学を創ったというのは言葉であって実際はテクノクラート養成制度を輸入したというべきであろう。その枠の中に盛らるべき大学自体は、当時ドイツから派遣された教師、医学でいえば Müller や Hoffman 等とその後欧米に留学し欧米の学問を学んだ学者の持って帰ったものである。彼らが持って帰ったのは、カント、フィヒテ、フンボルトを経た欧州大学の精神、エリート大学の魂であったことであろう。学問の自由、大学の自治はまさにここから来た精神である。従って当初から政府と大学自体とは目的が違っていた。これが東京や京都の帝国大学がその歴史の上でいろいろないわゆる「事件」を起こし文部省と相争った争点であった。

この両者の抗争の結果、日本に徐々に欧州風の大学が定着してくるのである。しかし両者ともにそれは何処までも借り物であって、この土壌に芽生えたものでなかった。大学が時代とともに社会の高度成長に従って変貌して、3% エリート大学から10~20% マス大学、30~40% ユニバーサル大学と移っても大学といえば尚、欧州のエリート大学の理念にかじりついているところに無理がある。変貌といっても変るものは周辺部であってその本質は変るべきものでなく、また変らないと考えるのであるが、その際大切なのは変っても良いものと変ってはいけないものとははっきり区別することである。これは対社会的にも、また竹と木といった前述大学の両群の接点についてもいえることである。私はこのことが大学の自治を守るために最も大切であると考えている。

大学のキャンパスには、上述のような学生と教師という一般に敏感に反応しやすい人達が住み、欧州大学の伝統としての学問の自由、大学の自治がその基礎とされており、いうならば極端な軟組織、柔組織である。このキャンパスと普通社会との間は垣根で囲まれている。しかし、すでに50年前スペインの Horteaga も指摘しているように、「学校は、それが真に一国の正常な機関である時は、塀垣いの中で技巧的に作り出される教育的環境によりも、むしろ学校を完全に包囲している公共的環境により多く依存している」のであって外界の波はヒタヒタと押しよせ垣根を越えて入ってくる。押しよせるだけでなく前述のような軟組織であるため一般社会の波は社会におけるよりも増幅されて現れるのである。私どもは大学の実情を嘆く時、同時にまたそれを取りまく実際の現実社会にも目を注がねばならないと思う。即ち自らの責任を感じて萎縮する前に大学を社会の縮図とみる観点もあってよいと思う。

ここで私は、大学の管理に悩んで来た者として次の点を指摘したい。短期的な対策としては、大学はその構成において大きく変貌していかつてエリート大学であったものが大衆の大学と化していることをはっきり知るべきである。大学の本質は変らぬとして、エリート大学の理念を学問教育の本質としては堅持するとしても、大衆が入りこみ実社会の実情が増幅されて大学に出ている現状を直視して、大学でできることと、できないこととを判別しなければいけない。暴力などというものはかつての大学にはなかったし、現在治安のゆきとどいた社会にも存在は許されていない。それを大学がどうして大学だけの方法で規制できるのか。元来学問などというものは、本能的な古い脳の充足と環境的な新皮質の安定の上に、前頭前野の総合領で意識をもって静かに深く結晶する行程である。生命をおびやかされ、騒然雑然たる環境で自然発生的に生まれてくるものではない。せめて一般社会並みの安全と静謐は前提である。それを維持する方法を社会が持っているとするれば、社会の施設である大学はそれを世間並みに活用してよいのではないか。

根本的な対策としては教育と社会の問題がある。私は脳の専門家として0才から2~3才までの脳の発達、それ以後7才を経て20才までの脳の発達と育児・教育との関係



を考えるのであるが、基礎的な価値観と情緒は大学に来るまでに完成しているように思えるのである。勿論、大学年齢において尚その人間形成への影響は多々あるとは思っているのであるが、今の大衆化した大学に一人一人の学生の人間形成に責任を持てる機構が実際にあるのか。ゼミなどの少人数教育においてそのような可能性があるとしてもその及ばぬ学生が多数いることは否定できない。かく考えると大学までの教育が如何に重要であるかと昨今つくづく思うのである。

次に社会のあり方である。さきに申したように大学もまた社会の縮図であり大学キャンパスの中ではそれが増幅されている。従って大学の実情の改善は根本的には社会の改善を待たねばならない。しかし昨今の社会をみると宗教は国民を導いていない。国家は道徳的に国民を導くべく信頼されていない。かつては政治家は信頼されており、旧制第三高等学校の門柱の字が三高卒業生で、時の蔵相であった高橋是清書であつても抵抗はなかった。かかる現況で我々の社会生活は精神面においては新聞・雑誌が大きい指導力になっていて、今日公衆の判断はそれらの記事の中にあるいわゆるジャーナリスティックな精神性に影響されることが多く他のものを受け入れにくくなっている。そしてこのジャーナリスティックというのは、目下世間の評判になっていることを、事柄の展望や全体構造の位置づけに関係なくその時点における状態においてセンセーショナルなものと、そのような面を強調する傾向にある。

かかる社会の現状にあつて、われわれに大切なことは過去の大学の幻想にひっかからないで、現実の大学を直視して、大学のできることとできないことを明確にして、大学の真実の状態と分限において為すべきことでできることに対しては全力をあげて誠実な努力を尽すべきではないか。またその限りにおいて、大学はその計画したものの遂行のために学生に対しても社会に対しても仮借なき態度で臨むことができるのであろう。かく思慮深く控え目な自己の分限で立ち上がることによってこそ、大学はこの時代において宗教・政治・ジャーナリズムを越えた精神的権威を樹立できるのであろう。すでに約50年前、前述の Hortaega もそのようなことを主張しているのである。

タイ国大学訪問記

帯広畜産大学長 西川 義正
■報告者■ 大阪大学長 若槻 哲雄
大阪外国語大学長 伊地智善継

昭和51年、国立大学協会がタイの3つの大学の学長（マヒドーン大学長 Kasarn 氏、シーナカリンウィロート大学長 Sudchai 氏及び Institute of Agricultural Technology 学長 Vipata 氏）を招聘したが、その返礼としてタイ国大学庁より国立大学協会に対して日本の国立大学長を招聘したいという申し出があり、若槻大阪大学長（団長）、西川帯広畜産大学長及び伊地智大阪外国語大学長が昭和53年2月18日～26日にタイ国を訪問した。

I

最初に、タイ国における行動日程を簡単にのべておく。

- 2.18(土)：午後7時25分バンコクのドーンムアン空港着
- 2.19(日)：午前午後にあたって王宮・エメラルド寺院・ローズガーデン及び Nakorn Pathom (ナコーンパトムの大仏塔) 等を参観見学。夜、日本留学を終えてバンコクの各界で働く元日本留学生と懇談会食。
- 2.20(月)：午前、大学庁 (Office of University Affairs) を訪問し、Prasert 次官及び Wichit 次官補を表敬訪問し、ついで Kasem 長官を表敬訪問した。正午、Prasert 次官招待の昼食会に出席。午後内閣副総理 H. E. Sunthorn Hongladarom 氏を表敬訪問、ついでチュラロンコン大学 (Chulalongkon University) を表敬訪問。夜、大学庁長官 Kasem 氏主催のレセプションに参加。参加者は日本側として人見大使以下大使館関係者、北野 JICA 所長、浜西国際交流基金所長、玉井日本研究講座主任教授等、タイ国側として Kasem 長官以下大学庁関係者及び各大学長、副学長、合計約100名。
- 2.21(火)：カセーサート大学 (農業大学) (Kasetsart University) を訪問、午後シーナカリンウィロート大学 (Srinakharinwirot University) を訪問、さらに日本大使館に人見大使を訪問、ついでタマサート大学 (Thammasat University) を訪問。夜、人見大使招待夕食会に出席、タイ国大学長官、次官、次官補、各大学長、及び玉井教授なども招待される。

-
- 2.22(水)：午前モンクット王工科大学 (King Mongkut's Institute of Technology) を訪問，午後マヒドーン大学 (Mahidol University) を訪問。
- 2.23(木)：午前チェンマイに到着，直ちに農業技術大学 (Institute of Agricultural Technology) を訪問。
- 2.24(金)：チェンマイ大学 (Chiang Mai University) を訪問。午後バンコク帰着，夜タイ国大学長協議会議長招待の夕食会に招待される。
- 2.25(土)：若槻帰国。
- 2.26(日)：西川，伊地智帰国。

II

以上の訪問，見学を通じて，タイ国政府，大学庁及びタイ国立8大学の学長・副学長等と接触し会談，討議する機会を得，日・タイ両国における大学の現状や学術の交流及び留学の制度について情報，意見を交換することができた。以下に，その要点をあらましのべる。

1. 副総理の発言要旨及び若槻団長の謝辞

副総理の発言は次のようであった。

「日・タイ両国の関係は，現在経済・文化のすべての面にわたっているが，こういう関係は今後ますます緊密にせねばならない。

日本は経済強国であるから，タイ国のみならずアジアの発展途上国に援助を行なってほしい。これは単に被援助国の利益になるだけでなく，結局日本の利益にもなるだろう。」
これに対して，若槻は次のような謝辞をのべた。

「昭和51年にタイ国の3大学長が日本国立大学協会の招待によって日本を訪問されたことは，日本の国立大学とタイ国の大学との間における協力関係を増進する上で，大変有意義であった。日・タイ両国間の良き関係を打ちたてるためには，政治・経済面の関係を増進させるだけでなく，文化・教育面の関係を一層増進させねばならない。今回タイ国政府の招待によってタイ国を訪問した機会に，大学間の協力をいっそう緊密にするように努力したい。」

2. チュラロンコン大学訪問

(Architecture, Arts, Commerce and Accountancy, Communication Arts, Dentistry, Economics, Education, Engineering, Law, Medicine, Pharmaceutical Science, Political Science, Veterinary Science, Graduate School)

最初、チュラ大学の secretary general のアンポーン (Amphon Namatra) 助教授より、

「日・タイ両国関係は最近経済面で深くなったが、これだけでは日・タイ関係はよくならない。経済以外に文化の面で交流すべきであるが、これは我々大学関係者がはたしうるものである。」

と前おきし、スライドによって、チュラ大学の現状を説明した。つづいて、Microbiology, Marine Science, Japanese Studies, Medicine などの現状の報告をきいた。

一方、我々との質疑応答を通じて、大体次のようなことがわかった。

- 1) 学生数は15,000以上。うち12,000は学部学生であり、3,000はMC, DCの院生である。
- 2) 現在チュラ大学教官の140名ばかりに奨学金を与えて海外に留学させ博士号を取らせるようにしている。
- 3) チュラ大学における外国人留学生は非常に少なく、日本人留学生は4名いる。
- 4) MCはすべての学部にあつて設けられているが、DCはタイ学、教育心理学、政治学について最近設けられ、博士号はこれらの分野で与えることになる。

一方、我々の方では、日本におけるタイ国留学生の現状及び日本における留学生制度のあらましを説明した。(これに関して、チュラ大学側より日本の大学に英語講義によるコースがあるか、という質問が出た。)

3. カセーサート (農業) 大学訪問

(Agriculture, Economics and Business Administration, Education, Engineering, Fisheries, Forestry, Science and Arts, Social Science, Veterinary Science, Graduate School)

副学長 Dr. Sutharm より各副学長を紹介後、大学の現状について説明があった。説明の要旨は、

- 1) 最初、この大学は農学より始まったが、1943年に総合化した。
- 2) 将来新しい学部、たとえば文学部を創りたい。
- 3) 現在農学と経済 (農業経済) の2分野ではDCを開き、今1回生が在学している。
- 4) 将来5つの分野でDCを設けたい。
- 5) 大学院の講義は英語のみによって行なわれ、学部の講義も英語で行なわれることがある。

ここでは、先方より日本の留学生制度についてもつばら質問があり、我々及び日本大使館の上野書記官 (文部省より出向) より説明した。

- 1) 日本へ留学して修士、博士号を得るにはどうしたらよいか、という質問に対して、日

本の大学院の入試は難しいので、1ヵ年位研究生として在学し、その後入試を受けて合格する方法があり、またタイ国で修士を獲得した学生は、日本の大学とコンタクトを取った上、タイの大学の教授の推薦があれば、日本の大学で研究して論文を提出し、博士号を取る途がある旨を答えた。

- 2) 日本政府の国費留学生試験が難しくなかなか合格しない、どうしたらよいかという質問に対して、日本の大学推薦という方法を考えてほしいと答えた。

4. シーナカリンウィロート大学訪問

(Education, Humanities, Health, Physical Education and Recreation, Science and Mathematics, Social Science, School of Graduate Studies)

最初、相互の自己紹介を行なった後、副学長より大学の現状について説明があった。

- 1) この大学はもともと教員養成機関として出発した特異な大学であって、キャンパス(分校)が8つあり、市内に4分校、市外に4分校あり、また、夜間学部を持つ。
- 2) MCは各学部に分けられているが、DCは教育学部のみである。
- 3) 将来、成人教育・看護・工学・建築・医学・薬学等の学部増設計画を持っていること。
- 4) 昼間学部は14,000、夜間学部は24,000の学生がいる。
- 5) 欧米の大学との交換計画として、MC、DCグレイドの学生を15名程送りたい。またアジア諸国との交流計画を進めたい(目下2名の大阪外大生がタイ国政府留学生として留学中)。
- 6) 日本語学科を創りたい。

質疑応答はもっぱら日本側の援助計画、とりわけ日本語学科に関する日本側の援助計画について行なわれた。我々はこれに対して、十分な計画を示していただければ、これを日本の文部省その他の機関に伝えるが、現在でも色々なルートが存在しているので、これらを十分に利用していただきたい旨返事をした。

5. タマサート大学訪問

(Commerce and Accountancy, Economics, Law, Liberal Arts, Political Science, Social Administration, Journalism and Mass Communication, 大学院は各学部に分属している。)

学長 Dr. Adul が説明に立ち、大学の歴史・現状などをのべられた。その要旨は、

- 1) 同大はタイ国第2番目の古い大学であり、最初は法律専門であったが、その後必要に応じて種々な学部を増設し、法律・政治学・経済・商学に分かれたが、その後さらに、Social Administration, Liberal Arts, Journalism and Mass Communication

等の学部が加わった。

2) 日本政府、日本国際交流基金はこの大学に協力し、日本人教官を派遣し、その他日本民間の援助も加わって年間80名が奨学金をいただいている。これからさらに、日本の大学との学生交換も増加するであろう。

この大学にはタイ人の日本語教官3名（いずれも大阪外大留学生別科に国費留学生として来日し、その後大阪大学・東京学芸大で修士号を得た）が、玉井教授とともに教育に当たっており、日本語教授法・教科書などについて種々質問が出た。

6. モンクット王工科大学訪問

(Engineering, Industrial Education and Science, Architecture)

学長 Dr. Bhongs-Sakdi より大学の現況説明が行なわれた。

1) Nonthaburi-Ladkrabang 学舎, Thonburi 学舎, North Bangkok 学舎の3学舎からなり、それぞれ日本・ユネスコ・西ドイツの協力によって生まれた。

2) Nonthaburi-Ladkrabang 学舎についていうと、もともと日・タイ両国の政府間協定に基づき、タイ電話公社技師の訓練を目的とする電気通信訓練センターとして昭和35年に設立されたが、その後3年制専門学校に昇格し、昭和44年には5年制の学士コースの大学になり、昭和50年には電気工学の修士コースも設置された。

7. マヒドーン大学訪問

(Dentistry, Graduate Studies, Medical Technology, Medicine-Ramathibody Hospital, Medicine-Siriraj Hospital, Nursing, Pharmacy, Public Health, Science, Social Science and Humanities, Tropical Medicine-Graduate Course)

1942年にチュラロンコン大学の医学部を分離して設立された医学系の大学である。理学部と病院に案内された。最初、理学部の各教室主任を Kasarn 学長から紹介され、簡単な説明を受けた後、理学部の研究室を見学した。この理学部は、医学部学生のための基礎教育を担当し、また基礎医学の研究も行われる。したがって Life science の色あいの濃い理学部である。研究室には、なかなか立派な設備もあり、米国の援助によるものが多いという。日本から寄贈した電子顕微鏡も2台あり、デング熱の病原体を写した写真などが展示されていた。

病院 (Ramathibody Hospital) は700床の近代的な病院であって、ここで学長や Natth 副学長から医学教育の現状を聞いた。医師になるのには、上に述べた Life science 主体の理学部（4年課程のうち、基礎医学コースを2年）を卒業して理学士となった上で、2年間の臨床医学のコースを修め、さらにインターンが必要である。理学士になった学生のほぼ半分がこの医師コースに進むが、他の学生は基礎（医学）の大学院コース

(PhD)に進む。日本のように、基礎医学の方に進む学生が大変少ないという現象はないそうである。なお、この病院で長期にわたり眼科を担当されている紺山博士に、ここで多かった眼病治療のための苦心談をうかがい、その工夫になる眼科の診療室を見学した。

8. 農業技術大学訪問

(Agricultural Business, Agricultural Production)

Vipata 学長より現状の説明があった。

- 1)この大学はもともと農業短期大学であったが、2年前大学になり、農業短大卒業生を入学せしめて2ヵ年の教育を与えて学士号を取らせる。
- 2)この大学の目的は、チェンマイ大学、カセーサート大学の農学などのように農学の研究に重点を置くのではなく、農民に対する指導に重点を置いている。
- 3)今は、とりわけ蘭、たばこ、鶏、家畜、乳牛などの栽培、育成を教育し、学生が卒業後ただちに就業できるように指導している。

9. チェンマイ大学訪問

(Agriculture, Dentistry, Education, Engineering, Humanities, Medicine, Nursing, Pharmacy, Science, Social Science, Associated Medical Science)

学長 Dr. Pradit から大学の現況につき説明があり、ついで日・タイ両国の大学間交流や日本語教育のことなどにつき討議が行なわれ、その後で教育学部、理学部および農学部3ヵ所を短時間ではあったが視察した。

- 1)タイ国の大学の多くはバンコクまたはその周辺にあるが、この大学は、タイ北部の地域開発の一環として1964年に設立されたもので、タイ北部の学問の中心となっている。
- 2)設立当時は Humanities, Social Science と Science の3学部であったが、その後学部を増設して、現在11学部から成っている。
- 3)日本語教育については昨年から開講し、日本留学から帰ったキティ・リキットアヌラク (Kiti Likit-Anurucks) 講師と玉井教授の2週間に1回の出張講義でやっている。
- 4)上記の視察3学部の施設や研究レベルなどは他の訪問大学と本質的にはそれほど違わない。

10. タイ国大学協議会議長招待の夕食会

議長 Kamthorn 氏より、次のごときあいさつがなされた。

- 1)日・タイ両国の大学間の学術交流を今後よりいっそう増進するようお互いに努力した

い。

2)タイ国学生の日本留学が今後益々増加して、タイ国の大学の充実に貢献できるように期待する。

3)日本語学習はなかなか困難であるという現実にかんがみ、今後タイ国内でできるだけ日本語教育を行ない、日本語の基礎を修得した学生を日本に送るように努力したいので、日本側としてもタイ国内における日本語教育に援助をいただきたい。

これに対して、若槻団長より謝辞をのべた。

そのあと Kasem 大学庁長官(兼チュラロンコン大学長)と Kasarn マヒドーン大学長のスピーチがあり、特に Kasarn 学長は日本を訪問したときの思い出を語り、日本に学ぶべき所が多いと力説した。

広々としたメナム河畔、オリエンタルホテルの美しい Riverside Terrace で開かれた、このお別れパーティーは、椰子の葉かげの月を眺めながらの歓談がつづき、友好的な雰囲気うちに終了した。

III

1. タイ国の大学の現況

私らが今回直接訪問した大学は上記の8大学であるが、いずれも短時間であり、一つ一つの大学を詳細に視察、調査したわけではない(私らのタイ訪問の主目的は視察や調査ではなかった)。ただ大学庁や訪問先の大学で数多くの印刷物を入手したので、これらの印刷物を通してタイの大学の行政機構、歴史や現況などをかなりよく知ることができた。ここでは紙数の関係上、タイ国の大学の現況につき、とくに日本と異なる二、三の印象のようなものを記そう。

1)国立大学は現在13あるが、日本と異なり、所管は文部省とは別個の大学庁(Office of University Affairs、庁長は大臣 Minister of University Affairs に属している。(国立大学のほかに私立大学 Private college が10ある)。

2)タイの大学の歴史は新しく、13校のうち8校までが1960年以降に設置された程度で、多くの大学では建物、研究のための施設や研究費などは十分とはいえない。大学院の設置もごく一部の大学や学部に限られており、本格的な研究はやっとスタートした程度というものが多い。主要な教官の多くは欧米の大学の留学により学位をえたもので、タイ国自身での研究者養成もこれからという処である。以上のような状況で、先進国からの人的・物的援助に期待をかけている。

3)1973年の統計では、教官が doctor が53名、master が66名、bachelor が53名であるが、このうちタイ人の教官は僅かに13名に過ぎない。他は外国からの教官で、アメリ

カ、イギリス、フランス、カナダ、ドイツその他が多く、日本からの教官は doctor 2名, master 5名, bachelor 7名, 計14名で、タイ国に最も近い先進国としての日本からの数としては著しく少ないといえる。

4) 専門分野によっては学生数が少ないため、タイ語の教材やテキストを作製することができず、英語で書かれた欧米のテキストをコピーして学生に配布しているものがみられる。このことは英語の語学力をつける上ではよいかもしれないが、デメリットが極めて多い。

5) 女子学生数の比率が極めて高い。1974年の全国立大学学生数 68,078人中、男子学生 38,916人(約57%)、女子学生 29,162(約43%)で、私らの訪問したチュラロンコン大学、マヒドーン大学、シーナカリンウィロート大学、チェンマイ大学などでは男女ほぼ同数か、むしろ女子学生数の多いものさえあった。

2. 日・タイ大学間の学術交流

タイの大学の学術面での充実度をみる一つのめやすとして、大学院についての統計をみよう。

13の国立大学のうちで、9大学において、合計125コースの修士課程が開設されている。将来は研究者の養成のために博士課程を置きたいという希望を多くの大学で聞いたが、現在は4大学で少数の限られた専門につき、博士課程が開設されているのに過ぎない(我々の面会した学部長、学科主任の大部分は英、米の大学で PhD をとった人達であった)。一般的には、学術研究の水準は、まだあまり高くはないものと見られるので、さしあたり考えられるのは、タイからの大学院学生等の受入れや、日本からの教官の派遣などで、教育面の比重が大きいであろう。

一方では、農学や医学にたいしては、日本政府(国際協力事業団(JICA)等)の援助で相当な規模のプロジェクトがあり、その実施に関して日本の大学教官が依頼を受けてタイに出張する例が多いようである。またモンクット王工科大学のように、日本の援助で設立され、主として電々公社やNHK等の専門家の指導の下に発展し、修士課程まで出来ている大学もある(この大学には東海大学との交流がある)。このような、いろいろのプロジェクトに関係して大学間の学術交流も考えられるし、また必要なことと考えられる。文部省関係の計画としては、学術審議会の建議もあり、拠点大学方式による発展途上国の大学との学術交流もはじまろうとしている。両国の大学間の交流を考えるにあたって、学術、教育面の援助についての日本側全体の体制についても、あわせて考慮を払うのが望ましいと思われる。

3. タイ国大学における日本語教育

1) タイ国の大学関係者が日本との学術的交流によって、タイ国の大学の充実を計りたいという熱意を持っていることは、疑いをいれないところである。しかし、日本語習得が困難であるため、日本留学は欧米留学にくらべてより多くの年数が必要である。そこで、タイ国大学協議会議長 Kamthorn 氏のあいさつにあるように、「今後タイ国内でできるだけ日本語教育を行ない、日本語の基礎を修得した学生を日本へ送るように努力したいので、日本側としてもタイ国内における日本語教育に援助していただきたい。」ということになる。事実、多くの大学において日本語科・日本語講座設立の計画があり、日本の援助が強く期待されている。

2) 現在、日本語の講義が行なわれているのは、チュラロンコン大学、タマサート大学、カセーサート大学、チェンマイ大学などあるが、専攻科目として日本語が教育されているのは、チュラロンコン大学文学部の日本語科だけであって、他の大学では副専攻科目（タマサート大学教養学科）、あるいは自由選択語学（カセーサート大学、チェンマイ大学）である。チュラロンコン大学の日本語科もまだ大学院は置かれていない。

現在、チュラロンコン、タマサートの両大学では日本政府からの援助のもとに日本研究講座が開講されており、同講座主任玉井乾介教授その他の教官が派遣されている。玉井教授は、チュラロンコン、タマサート、カセーサート、チェンマイ大学の4大学において教育に当っておられ、誠に獅子奮迅の働きぶりであるように見受けられる。タイ人教官は日本の大学において修士課程を修了した人々が中心で、多くが女性である。タイの大学において、日本語が専攻科目になりえない理由の一つは、タイ人教官が日本でPhDをなかなか獲得しえないということに基づくようである。

3) 日本語教育がタイ国の大学で順調に進まない他の理由は、日本語文献が十分整備されていないことである。各大学の図書館・研究室を見学する機会とは与えられなかったが、チュラロンコン大学日本研究室をのぞいては、日本語文献が計画的に整備されている所はないようである。

日本語教育のための教材・テキスト・辞典などの整備は急を要すると思われる。タイ国人用の母語別教材の編集工作も一刻をゆるがせにできないが、日本ですでに編集されている各種日本語教育のための教材・テキストなどがタイ国の大学で簡単に使用できるように、配慮しなければならない。

事業報告

諸会議議事要録

理事会議事要録

日時 昭和53年1月11日(水) 14:00~16:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 向坊会長
岡本, 香月各副会長
今村, 臼淵, 前田, 畑, 岡本, 斎藤, 北村, 林, 石塚, 佐野, 若槻, 須田, 小坂, 山田, 芦田, 武谷, 池田, 蟹江各理事
広根(第3), 山岡(第4), 佐々木(第5)
各常置委員長
宮島監事
(大学入試センター)
加藤所長, 田保橋管理・事業部長

向坊会長主宰のもとに開会。

会長の開会の挨拶に続いて、丁子事務局長より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 昭和53年度大学卒業予定者のための就職事務の申合せについて

このことに関しては、前回の理事会において広根第3常置委員長から報告があったとおり、昭和53年度においても、前年と同じく企業と学生の接触開始を10月1日とし、選考開始を11月1日からという線で行うこととして、去る12月22日付大学関係8団体の申合せを行った。別途、近くこの旨を各大学長に通知するととも

に、学内をはじめその他の関係者に対して周知徹底方を依頼する予定である。

(2) 昭和53年度国立大学関係予算に関する要望書について

このことに関しても、前回の理事会においてご協議願った趣旨に従い、去る12月23日大蔵省原案の内示が行われた段階において、文部大臣宛要望書を提出し、かつ、木田事務次官と面談して文部省の一層の配意方を強く要望した。また、これと同時に国立大学協会会長談話を発表して所信を訴えた。

この要望書と談話の内容については、同日付で各国立大学長宛文書をもって報告したとおりである。

なお、去る12月29日臨時閣議において決定された政府案の概要については、文部省から既に各大学に対し発表済みの由であるが、詳細については、明12日開かれる特別会計制度協議会において文部省からその説明が行われる予定である。

(3) 昭和54年度入学者選抜日程について

前回の理事会において協議された昭和54年度入学者選抜日程案については、去る12月24日付各国立大学長宛速達便をもって連絡し、この日程案についてとくに意見のある場合には、1月10日までにその旨報告せられたい旨を通知した。本日は、このことについてご協議を願い、適切な結論を得たいと考える。そのため、今回も大学入試センターから所長以下のご出席を煩

わしているのでご了承を願いたい。

以上をもって会務報告を終り、引続き協議に移った。

II 協 議

1. 昭和54年度入学者選抜日程について

初めに会長より、前回理事会で協議されたA、B両案について各大学より寄せられた意見を取りまとめた資料について、まず事務局より説明を伺うことにしたいと述べられ、これについて丁子事務局長より次のとおり説明があった。

資料5は先般各大学に連絡した昭和54年度入学者選抜の日程案に対して寄せられた各大学の意見をまとめたものである。提示案に対し意見提出があった大学は現在までのところ29大学である。そのうちA案（1月14日(日)―15日(祭)共通第一次試験実施）を希望するのが3大学、B案（1月13日(土)―14日(日)共通第一次試験実施）を希望するのが26大学である。A案を希望する理由は会場確保の心配からというのが殆どであり、B案を希望する理由はいろいろな事情を考慮のうえ、ということである。

以上の事務局長の説明について、若槻理事（第2常置委員長）から、次のとおり説明があった。

会場確保の問題については、前回(52.12.22)の理事会では、十分議論される時間的余裕もなかったが、第2常置ではその問題が心配で、かなりの議論が集中した。この問題に関しては前回の理事会に入試センターから資料が配付され、その中に各地区会場の収容力など試算されたものが示されてあったが、しかしこの資料だ

けでは十分にはわからない面があった。

その一つは、予備校にいる受験生は現在の居住地または本来の住居地のいずれの試験場で受験するのか、もう一つは、私立大学を志望する者が共通第一次をどれだけ受験するのかが、わからないということである。そのような不確定要素があるが、入試センターの推算による約60万という受験者を想定すると、会場確保が特に困難な地区として、東京、神奈川、名古屋、大阪、兵庫等が挙げられ、およそ20～30の大学が会場問題を抱えることになる。そのために高等学校を借用するとなれば、高校の教室が狭い関係上、たとえば、東京地区では50～60校が必要になり、その場合の試験監督のすべてを国立大学で背負わなければならないという大きな問題がある。また、各高等学校には連絡のためのセンターを置かなければならないので、相当多くの人手を要するということもある。このような状況を考慮して私立大学を借用することにすれば、これの問題はでてこないことになる。したがって、共通第一次の実施期日は、私立大学を借用可能な2日連休の日を選んだ方がよいということでA案が考えられたわけである。

なお、共通第一次の初回というのは、受験生がどれだけ殺到するのかも予想がつかない。また、過日行われた試行テストの経験からしても、予想外の事態が起きないとも言い切れないので、連絡通信がスムーズにいくような状態の中で行われることが望ましい。

各大学から寄せられた意見ではB案を希望する向きが多かったが、以上のような問題の把握がどの程度に徹底していたかは疑問がないわけではない。第2常置では以上の問題点が特に心配になったということを示述べておきたい。

なお、54年度はA案のように、たまたま14日

—15日が連休になっているが、いずれはB案のように土・日を考えざるをえないであろう。しかし、とにかく第1回は安全性の度合いが高いA案とした方が無難ではなからうかと考えるわけである。

続いて、加藤入試センター所長から、その後の検討経過について、次の要点を挙げながら説明があった。

前回の理事会において、共通第一次の実施期日を1月13—14日とする案（B案）と1月14—15日とする案（A案）、の二案が提起され、所要日数の短縮が協議された。その際に、共通第一次の成績請求のフィードバックに要する期間が問題になり、この期間を短縮したという経緯がある。この短縮にはセンター側の処置にも問題がでてくるので、センターの方でも検討したところ、幾つかの問題がでてきた。その問題点の説明は後で述べることにする。

最初に、昨日開催された高校側との連絡協議会の状況についてご報告するが、そこでは次のことが大きな話題になった。

その第1は、高校側が希望している共通第一次の日程繰り下げについては、試験場設定についての高校側の全面的協力が必要であるということである。このことを強く訴えたところ、高校側は共通第一次の前日の半日の休業措置も含めて全面的に協力を惜しまないので、教育長協議会長宛に文書をもって正式要請をされたいということであった。

第2は志願票の記載事項の誤りならびに受験生の住所の誤記等が約0.6%あるということである。入試センターではこれらの誤記の照会にかなりの日数を要し、また、センターから郵送した受験票が住所の誤りのために返送される等

のことがあり、業務運営上支障を来すことが少なくないので、高校側は志願票を一括提出する場合には十分なチェックをされるよう要望した。また、受験票が返送になった場合にはこれを該当の高校に一括送付するので、それらの受験者には高校側から交付されたいと要請し、これも了承を得ることができた。以上のことが実現すれば共通第一次の日程短縮はある程度可能になる。

次に、関連して大学側に対して協力を要請したいことがある。その一つは、大学から入試センターに答案を返送の際に添付する欠席調査表等一連の書類の処理を間違いなく正確にされたいということである。今回の試行テストの際に、センターに返送された答案と欠席調査表とを照合をしたところ約9%の誤りがあった。そのためセンターではこれの再調査をすることになったが、この再調査のための作業が試験処理日数に影響を及ぼすことになる。この点をしっかりやって貰わないと各大学からの成績請求に基づく成績報告を4日間で処理することは困難となる。

いま一つのことは、前述のこととも関連するが、成績処理の所要日数が短縮されたこともあるので、各大学からの成績請求は郵送では間に合わなくなった。したがって、職員出張による手段をとってもらわなければならないということである。

これらのことが順調に処理されなければ、この昭和54年度大学入学者選抜の日程には大きな危険性があるので、各大学の関係者に十分徹底されるよう要請したい。また情況いかんによっては若干の職員の応援を要請することもあり得るのでご了承を得たい。

なお、そのほかに次の二つのことがある。

その一つは、受験者の収容力の点で東京地区では6万～9万、神奈川地区でも1万～2万のはみ出しが起るので、相当数の高校を借用しなければならなくなる。この場合に、私立大学を借用することになれば大学の職員数がどの程度節約になるかについても一応の計算はしている。しかし、センターとしては前回の資料を基に準備計画をたてておかなければならないので、各大学に必要な試験場の規模が決まり次第通知することになっている。ただこの場合、大学教官の動員数が多くなるので、近隣大学相互間の協力の問題を考えなければならない。

いま一つは、高校に試験場を設定し、会場が相当多数になった場合には、大学教官だけでは手薄になることもあり得るので、その場合に監督補助という意味で高校教員に当該の試験日に限り臨時の大学職員を委嘱することもあり得るということである。

これまで検討してきたことを入試センターとして結論的に言えば、共通一次実施期日を1月13—14日ということで高校側の施設提供の協力が得られるとなれば、試験場設定は可能になるということである。問題は監督者の配置ということになるが、これも高校教員を臨時に監督補助として委嘱すればその隘路も打開できるであろうし、その必要数の算定もできている。私立大学を試験場に借用する場合は、監督要員の平均的算定の基礎が掴めない状況にある。

以上のような説明があったのち、次のような意見が交された。

○ 第2常置で心配されている試験場確保の問題を取り除くことができれば、B案にほぼ落着くことになるが、この心配はどの程度取り除くことが可能であろうか。

- B案の1月13—14日ということになれば、試験場借用を高校側に全面的に依存するほかはない。この場合には大学は監督要員として大多数の教官を動員するということになる。
- 予備校生は、本番の場合、原則的にはどちらの地区（本来の住居地か現在の居住地か）の試験場で受験することになるか。
- それは13—14日または14—15日のいずれの場合も同じことが言えるが、大部分の者が東京地区（あるいは予備校のある大都市）で受験することになる。ただこの場合、たとえば、神奈川に居住していて東京の予備校に通学している者は神奈川地区で受験するということはあり得る。前回の資料の数字はこれらの問題を考慮したマキシマムの数字と理解されたい。1月中旬であれば私立大学の入試時期でもあるので、予備校はもっとも熱の入った時期であり、浪人受験生に関する限り地方地区は希薄になり大都市に集中することになる。
- 大学からセンターに返送した書類（欠席調査表等）に誤記があるということで、センターの再調査に要する日数のかかわりというのはA・Bいずれの案にしても同じであろうか。
- それは同じである。要するに前回の協議で節約した業務処理日数にかかわってくるということである。これは予想外に多数あり、その内容は、欠席者数の間違いおよびマークの記入誤り、答案の合計数の記入と答案枚数との食い違いなどであった。試行テストの際にはこれが9%あったが、これがどれだけ改善されるか心配な点がある。処理日数にもう1日余裕があれば非常に楽になる。
- 本番でそのパーセントが下がったとして

- も、その絶対数は多くなるのではないか。
- その点の心配はないが、再調査の難点をカバーする意味で、最初の54年度は大学の方に応援を要請することも考えている。
 - 教職員の超過勤務手当の点はどうか。
 - 13（土）—14（日）の場合は問題ないが、14（日）—15（祭）の場合は予算不足で問題がある。
 - 13—14日の場合に試験場の問題で一番大変なのは東京地区である。高校を何十個所も借りて、そこに教官を派遣しなければならないということがある。大阪や神奈川にも似たような事情がある。14—15日の場合にはその心配が少ない。公立大学側では国大協が決めたらA案、B案いずれでもよいといっているが、13—14日では神奈川は心配があるようである。とにかく、初回はなるべく安全性の高い方法でやるのが望ましい。
 - 東京地区で私立大学を借用するにしても、大規模大学が郊外の方に移転しつつあるので、ゆくゆくは試験場の三分の二は高校を借用するということになる。
 - 監督要員以外に警備要員が必要だが、高校を借りる場合にはこれが大変だと思われる。
 - 警備は各地区における状況と大学の対応に相違があるので、一般的な計算はむずかしい。ただ、高校を試験場にすることが大学キャンパスより警備はしやすい点はある。
 - 14—15日にすると3月20日に合格発表ができないという問題がある。
 - もし、14—15日案に決まった場合には、次の週の土・日に追試験もしくは再試験をやることになるので、該当の大学はその準備のための日数が13—14日の場合より1日減になる。しかも、14（日）、15（祭）の2日間休日
- 出勤に加えて次週も土・日出勤ということになる。
 - 再試験・追試験は、通常の試験の受験地で受験することになるのであろうか。
 - 追試験は、各ブロックごとの1ないし2の大学に集めて行う。その場合の試験場は予め発表しておく。積雪等のためにできなかった通常の試験の再試験は、はじめから予定されていた試験地で行うことになる。
 - 通常の試験日を例年土・日に限定すれば、もっとも遡る日はいかがになるのであろうか。
 - 1月の10日・11日が遡る最高限の日になる。
 - 試験日は土・日の曜日で決めるのか、それとも曜日に関係なく一定期日とするのか。
 - 当面は土・日ということにする。そうして、この入試期日は一定の日に固定する方がよいという状況になるかどうかを観ることにしたい。
 - 追試験は必ず実施することになっているのであろうか。
 - 追試験の実施は従来から言われてきたことであるので、当分はやらざるを得ない。ただ、そのための条件については検討中であるが、相当きびしい条件が考えられている。
 - 土・日に定着すると、私大を試験場に借りることの見通しはどのようになるか。
 - そのことについては、私大の方は日曜・祭日だからと言ってたやすく貸せるものでもないと言っている。それには二つの言い分がある。一つは、国立大の入試のために私大が土曜日を休業してまで教室を提供しなければならないいわれはない。もう一つは、私大の方は1月末をもって授業を終了したいので、土

曜日の午後も講義をしている場合もあるという
ことである。

- 日曜日と祭日もつぶれる場合の国立大学の
職員の負担は、土・日よりかなり大きいもの
があると思うが、いずれに反対が多いか分る
と対応しやすい。
- それは、どちらとも言える。私大を借用す
るとすれば、職員の動員数は少なくすむこ
とになる。したがって、ただちに賛成が多い
か少ないかは、いまの段階では言えない。そ
うして、この問題も受験者の数がもう少しは
つきりすれば高校側との対応も容易くなる
という問題がある。
- 超過勤務手当の問題であるが、もし、この
問題がなければB案支持意見は多くはでてこ
ない。B案支持が多いのは超過手当の問題が
あるからである。概算要求の土曜・日曜分を
日曜・祭日分に変更することはできないので
あろうか。
- 日曜・祭日と2日連休になるのは54年と55
年の2カ年であって、これは恒常的なもので
はない。したがって、超過手当を日曜・祭日
分として恒常的に要求することはできない。
そのようなことからして土・日分を要求して
いるのである。
- 共通第一次の実施日が土・日であるという
ことは基本的な事柄にもなっているし、ま
た、私大の反発を和らげるためにもB案が適
当であるということはこれまでも言われて
いる。
- しかし、教職員の動員数が多くなればなる
程超過問題は大きくなる可能性がないとは言
えない。
- 概算要求の面では、受験者の数が増えた場
合必要となる超過手当を含む諸経費の額は弾

力条項になっている。したがって、試験場職
員の動員数の増には弾力的に応ずるが、日曜
・祭日については弾力条項は適用されない
ということである。なお、試験場が増えた場
合のホットラインの増設もこの弾力条項の中
に含まれている。

- 14—15日の場合に比べ、13—14日の場合に
は職員の動員数はどの程度減るのであろう
か。
- その問題は、私大を借用する態様が詳しく
わからないので、その差がどの位になるかは
算定が困難である。ただ、13—14日の場合も
大きな減にならないことは確かである。しか
し、この問題は単なる計算だけでは処理でき
ない要素もある。
- 各大学の職員の動員可能数を算出するに当
っては、大学の事情（たとえば病院、出張
等）で、動員できない数があるが、これは考
慮されているのであろうか。
- それについては各大学に照会し動員可能な
数の回答を得ている。ただし、各大学により
事情が異なっている。そこで、人文・社会系
の学部、自然系の学部および病院では動員
できない数の比率に差を付けることも考慮して
いる。
- 大学教官の動員数が足りない場合に、高校
の教員を委嘱する割合は増やすことはでき
るのであろうか。
- 大学教官は各会場に必ず1名を配置するこ
とを最低の線に考えている。
- 合格者発表はどこで、いつまでにやるので
あろうか。
- それは各大学で発表する。その期限は3月
20日までである。
- そうすると私大の方の入学金を収めるタイ

ムリミットとの関係で問題がでるのではなからうか。

- その問題は、現在も3月20日が合格発表であり、私大の入学金納入の期限が3月23日（早稲田大学の例）であるので、特に問題はない。
- そうであれば3月21日を発表の期限にしてもよいのか。
- 国立大学の合格発表が3月20日であっても、それに続く21日（もしくは22日）が春分の日で休日になるので、私立大学の入学金納入は結局23日ということにならざるをえない。このかたちは国立大学の合格発表が20日もしくは21日になっても変わらない。
- 第2常置が13—14日の案に対して心配しているのは、教官の動員ができないからということであろうか。
- 必要数の教官の動員ができないかどうかはわからないが、第1回はできる限り少ない動員数でやる方がよいのではないかということである。しかし、教官の動員数も確定したわけではなく、案外それ程心配することもないということもあり得る。要するに少しでも安全度の高い方を選びたいということである。
- この課題で考えさせられるのは、教官に協力を要請する場合に、動員数は少し増えるが13—14日の土・日を選んだというのと、日曜・祭日の休みはつぶれるが動員数が少し減るから14—15日を選ぶことにした、というのとではいずれの方が了解が得やすいかということである。
- 教官の動員数の増減ということもあるが、共通第一次は今後も長期にわたり土・日をつかってやるということであれば、土・日にやることに慣れるということは相当大きな理由

がある。それには、今後土・日にやるか或いは14—15日にやるか、どちらかに一定する必要がある。

- この問題は、地区による特殊事情もあり多数決で決めるということは必ずしも適当でないので、国大協としては本日の議論を集約し、13—14日または14—15日のいずれでもよるしいということにして、それに第2常置委員会で心配している試験場確保の問題と、センターで問題になっている追試験・再試験の実施にかなりの無理があることを付け加えたいうえで、入試改善会議に回答することではいかがなものであろうか。
- 国大協として、いずれとも決めかねたままの形で入試改善会議に回答することも適当ではない。本来、各大学には大なり小なり問題はあつた。それをより可能な方向へ努力をして共通の入試をやろうという精神はあるのであるから、問題のあるところには可能な施策を講じ実施できるように努力をすべきであろう。
- この問題については、神奈川地区のような試験場確保や教官動員の問題のあるところもあるので、慎重に扱う必要がある。
- その点については、神奈川地区に限らず福島地区にも同様の問題があるのでセンターにおいても検討したが、その解決方法としては近隣大学間の協力ということが必要となる。実際の場合には受験者数は推定数より縮小するかもしれないが、現段階では最大限を予測して準備をすすめるなければならない。
- 教官の人数が足りない場合には近隣大学から応援に出すことを決めれば、13—14日でも心配はない。
- 近隣大学間の協力ということは14—15日に

しても同じ要件になるので、これを前提要件にして13—14日にすることはできるであろう。

概ね以上のような意見が交されたのち、会長から次のようにまとめの提言があり、これを承認した。

昭和54年度共通第一次試験の実施時期は1月13—14日とする。ただし試験場その他で困難な地区には近隣の大学間で協力することを考慮することにする。

なお、本日16時15分から学士会分館において本日の協議の結果について、会長・両副会長および若槻第2常置委員長が記者会見をすることが了承された。

2. 大学院問題について

初めに北村第1常置委員長から次のことが述べられた。

前回の理事会で、大学院問題について大学院問題懇談会に提出する要望書の素案を示しご協議願ったが、その際に、同懇談会の考え方もまとまりつつあるので、それも取り入れて若干修正してまとめたいということをもご了承いただいた。それで本日午前中に委員会を開き、文部省係官の出席を得て同懇談会の答申の原案の考えを基に協議した。それによると、デリケートな表現となっており、博士課程の設置については依然「慎重」ということが前提にはなっているが、種々の新しい形態の大学院の設置に関しやや前向きの姿勢を示している。しかし、それにしても国大協の考え方とは若干異なるところもあるので、さらに要望を行うことにし、第1常置でこれまで検討してきたところの見解に若干補足修正を加えて資料6のような「要望書」

にまとめ、これを提出したいと考えるのでご了承を得たい。

以上のような前置きののち大学院問題懇談会の答申案の趣旨説明に続いて、要望書案の概要ならびに修正箇所の説明があった。

これについて協議の結果、一部字句修正を行ったうえこれを承認した。

なお、同要望書は来る1月20日に同懇談会に提出することにした。

最後に会長より、次回理事会の開催を2月23日に、秋の総会を11月29日、30日の両日（事務連絡会議は12月1日）に開催したい旨が諮られ、いずれも了承された。

理事会議事要録

日時 昭和53年2月23日（木） 13:30～15:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 向坊会長
岡本、香月両副会長
今村、大池、前田、畑、斎藤、北村、林、石塚、佐野、須田、小坂、山田、武谷、池田、蟹江各理事
広根(第3)、山岡(第4)各常置委員長

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長より、本日は本協会の子算関係事項が主たる議事であるが、その他についても審議をお願いするためにお集り頂いた旨の挨拶が述べられたのち、理事の交代について次のとおり紹介があった。

(大学名) (前任者) (新任者)
弘前大 白淵 勇 大池弥三郎
ついで、事務局長の交代について、次のように述べられた。

丁子事務局長が3月末をもって辞任されるこ

となり、その後任については前回理事会で会長一任の了承を頂き検討の結果、本年3月末東京医科歯科大学を退任される石塚龍之進事務局長が適任と認められた。については特にご異議がなければ後任の事務局長に任命したいのでご了承頂きたい。(了承)

ついで、石塚事務局長より就任に関する挨拶があった。

次に、竹下事務局次長より配付資料について説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 大学院問題懇談会に対する要望書について

前回理事会においてご了承を得た第1常置委員会委員長名の大学院問題懇談会宛要望書については、去る1月20日、北村第1常置委員長と須田委員が大学院問題懇談会第1部会伊藤主査に面談してこれを手渡し、同懇談会の審議の資料とされるよう要望した。

(2) 教育系大学・学部における大学院の問題について

教員養成制度特別委員会では、先に教員養成系の大学院問題の検討を行った際に、これに関連して、当時文部省が構想していた「新構想の教育系大学院」に対し疑義を指摘し批判を行った。しかし、その後数次にわたる関係者との協議により、これらの疑念は一応払拭されるに至ったので、去る1月20日、須田委員長が教員養成系大学院問題についての見解を文部省記者クラブにおいて発表した。

(3) 昭和54年度入学者選抜の日程について

これについては前回の理事会で、いわゆるB案(共通第一次学力試験実施期日を1月13日

(土)―1月14日(日)とする案)が了承されたので、翌1月12日付で各大学長にこの旨を通知し、了承を求めた。その後、文部省の入試改善会議においてこの案のとおり正式に決定され、過般大学局長名をもって各大学に通知があったのはご承知のとおりである。

(4) 第35回特別会計制度協議会について

去る1月12日第35回特別会計制度協議会が開催され、年末に決定された昭和53年度予算案について文部省側より説明をうけ、これについて隔意のない意見交換を行った。

(5) タイ国政府からの学長招待について

本協会が行っている学長の国際交流の行事として、一昨年タイ国より学長3名を招待したが、これに対する返礼として、このたびタイ国側より3名の学長を招待したい旨の連絡があった。その期日は2月18日から約1週間ということであったので、その人選については先方の希望を基に文部省とも協議し、その結果、西川帯広畜産大学長(第5常置委員)、若槻大阪大学長、伊地智大阪外国語大学長の3名とすることになったので、ご了承願いたい。

(6) 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和53年度大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについては、昨秋以来数次にわたって大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談を開いて検討してきたが、本年度の実情や企業側の採用計画等の関係から、結論としては、53年度においても本年度と同様10月―11月の線で実施することになった。これについては過日資料9のとおり各国立大学長宛ご連絡し、趣旨の徹底方について配慮願いたい旨ご依頼した。

(7) 国大協宛要望書について

前回理事会にご報告した以後に国大協宛提出された要望書は資料10のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り引続き協議に移った。

II 協 議

1. 昭和53年度国立大学協会会費について

会長より、昭和53年度の会費は基準としては昨年と変わりはないが、資料4によりご審議を願いたいと述べられた。

ついで、事務局より「昭和53年度国立大学協会会費額調」について説明があったのち、原案どおり承認した。

2. 昭和52年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

会長より、52年度予算に追加予算を計上する必要が生じたので資料5によりお諮りすると述べられ、ついで事務局より、「昭和52年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」について説明があったのち、原案どおり承認した。

3. 昭和53年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長より、来年度の歳入歳出予算(案)について資料6によりお諮りすると述べられ、ついで、事務局より「昭和53年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」について説明があったのち、原案どおり承認した。

以上をもって会費および予算関係の協議を終り、これらの案件を6月の総会に付議することにした。

4. 委員長報告と協議

(1) 第1常置委員会

北村委員長より次のとおり報告があった。

① 大学院問題について

これについては資料7の要望書を大学院問題懇談会第1部会伊藤主査(東大教授)に手渡し、懇談し要望したほか、これをもって文部省の方にも要望しておいた。懇談会は3月中旬以降に報告をだすということであるので、それが出た段階でその報告を中心にしてさらに検討することにしている。

② 放送大学について

これは、文部省の方から取りいそぎ第1常置に説明したい旨の申し入れがあり、本日午前の第1常置において、資料「放送教育開発センター(仮称)の創設について」の説明を受けた。その要旨は次のとおりであった。

まず、これの経緯であるが、これまで文部省は放送大学創設の概算要求をしていたのであるが、大蔵省の査定でそれが否決され、それに代って放送教育開発センター(以下センター)としての予算措置が認められることになった、ということである。

センターの規模は、所長以下の専任教職員11人、客員教官20人で、約5億の予算からなっており、放送利用の大学教育に関する研究開発を行うとともに放送大学の創設準備を推進することをねらいとしている。また、放送大学設立後も公開講座等に利用するため存続するものであるが、このセンターは国立大学の共同利用機関であるので、国大協の協力をぜひお願いしたいとのことである。

その事業内容は、(1)放送利用の高等教育(放送大学)における授業科目の編成及び印刷教材の原稿作成、(2)放送大学実験番組の制作及び放

送, (3)放送利用の大学公開講座の実施, (4)学習指導方法の実験, 等であるが, この大学公開講座では, 単位の認定が行われないうところに, いずれは創設されるであろう放送大学とは基本的に異なるものがある。

このような放送による大学公開講座は, すでに東北大, 広島大等で実施されているが, その他の大学においてもこのような希望があれば概算要求されたいとのことである。センターとしては差し当りそのような公開講座的なものから出発し, その成果をみながら放送大学に発展させようということである。放送大学が開設されると, 各県に一つずつ(国立大学の中に)センターが漸次整備されていくことになる。そして単位認定も単位互換も行われるようになる。

文部省としてはこのセンターの創設に関し, 差し当り放送教育開発センター運営委員会委員および客員教授(公・私立大学は講師になる。)の参加について国立大学に協力をお願いしたいということである。なお, 放送大学に具体化していく過程において第1常置とは十分な連絡をとるとのことである。

文部省からは概ねこのような趣旨の説明であったが, これについて第1常置では特に反対の意見はなかった。

以上の報告に関連し次のことが述べられた。

- 放送による大学公開講座は, 受講者の学力のレベルがわからないので, どの程度の内容の講義をすべきかというところにむずかしい問題がある。
- 放送大学については, 初めは文部省は私立大学を主体とする特殊法人の設立を計画していたが, 閣議了解として特殊法人の設立は認めないことになった。そこでこのように直轄研究所のかたちをとることになったというこ

とである。講義は教養部の内容を改めたようなもので, 学際的な領域のものをテーマにしている。しかし, 将来は実験を伴う分野についても検討するということである。

- この放送大学構想は, イギリスの放送大学をモデルにして考えたものであるが, これには次のような経緯がある。第一に, イギリスの放送大学は歴大な組織からなっているのので, これを初めからそのままのかたちで日本に取り入れるのには無理がある。第二に, この構想は, 私大の通信教育と対立する問題があるということ強い反対があったが, これは共存共栄ということでした了解がついた。第三に, 電波法によって大学が電波を出すことは禁じられている(通信衛星を利用できるようになれば別であるが)。そうして第四に, 閣議了解で特殊法人の設立が認められなくなったので, 文部省の範囲でできる直轄研究所の一種として, まず「放送教育開発センター」を設置し, その事業をやりながら放送大学の創設の問題も詰めていく, ということになったものである。

③ 研究技術専門官制度について

これについて前田理事(専門官制度問題小委員会委員長)より次のとおり説明があった。

この課題は, 文部省直轄ならびに国立大学附置研究所長会議の方からも提起されているものであるが, 国大協としては従来から要望している教育研究補助職員の待遇改善の対策として取り上げ, いま, 第1常置と第6常置の合同小委員会において検討をすすめている。

大学では, 特に理工系の教室や研究所においては高度の知識を要する技術に携わっている職員がいるが, 現行の制度では, これらの職員は(行一)の5等級, 4等級止りとなっており,

そのようなことからこれの優遇措置としてこれらの者を助手あるいは講師、助教授等の教育職に振替えるという変則的な措置がとられ、技官と教官の区別があいまいにされている実態がある。また一方、これらの技術系職員については給与の頭打ちに対する処置の問題が絡んでいる。このように教育研究分野の技術系職員については種々な問題があるので、これを整理して新たに研究技術専門官というものを設けてその地位の確立と待遇の改善を図ろうというものである。これについてこれまで数回委員会を開催して検討してきたが、これまで整理できた問題点は次のようなことである。

- 1) この制度は、特殊な技術系職員、共同利用施設および特殊装置等の要員を対象とし、それによって助手、講師等の教官との混乱した事態を防ぐことにする。
- 2) この制度は、講座には影響を及ぼさないものとする。
- 3) この制度は、給与の頭打ちを解消するための対策ではないことにする。
- 4) この制度は、図書館、施設部等の職員は一応除外するものとする。

以上のような了解の下に、小委員会では具体的な検討のための素案を作って、この構想の適否について人事院および文部省の意向を打診しているところである。その結果、実現の可能性があれば各大学に照会し意見を求めることにしている。なお、この作業の目標は当初、来年度概算要求に間に合うよう進めたいと思ったが、拙速をさけ慎重に検討したいと考えている。

(2) 第2常置委員会

若槻委員長欠席のため会長より次のとおり報告があった。

54年度共通第一次試験の実施時期については、前回(1.11)に決定されたいわゆるB案(1月13日—14日)の線でその改訂の手続きがすすめられている。

なお、大学入試にかかわる問題として、国会で、9月入学について検討すべきであるという意見がでてきているということである。国大協ではすでに一応の議論が行われた課題ではあるが、第2常置で引き続きこの問題の検討を始めなければならぬであろう。

(3) 第3常置委員会

広根委員長より次のとおり報告があった。

① 学寮問題

これは第4常置との合同委員会における懸案事項である。昨年秋の総会に報告後、次の段階の準備を考えているところであって、本日は特に報告する事柄はない。

② 就職問題

これについては先程の会務報告に尽きるわけであるが、資料9「昭和53年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期等について(通知)」の別紙2にあるように、53年度は企業側は、求人票等は8月16日(到達主義)以降に大学に送付し、大学がこれを学生に提示するのは9月16日以降とすることになった。これは前年度と同様の取り決めである。

次に52年度の就職状況であるが、国公立大学全体としては大体昨年並には達する見込みのようである。

いま一つは、労働省は大学卒業予定者の就職促進のため全国主要都市に「学生職業センター」の設置を進めており、現在東京、大阪、名古屋、福岡の4カ所にこれが設置されている。そのうち福岡のセンターにはこれの運営に協力

する特別顧問をおき、これには大学関係からその方面の専門家をもって充てることにしたいという希望があり、国立大学関係からは佐賀大学の厚生課長を推せんすることにした。

(4) 第4常置委員会

山岡委員長より次のとおり報告があった。

① 正課中における学生の災害補償問題

当協会が推進してきた正課中における学生の災害事故補償制度は昭和51年4月から「学生教育研究災害傷害保険」として発足したが、本委員会としてはこれの実施の推移をみて4年目を迎える段階で改善の要望をしたいと思っていたところ、近くこれが改正される見通しになった。その改正案では、この保険の担保範囲に地震・噴火・津波による災害、核燃料物質・放射能による災害等も含まれることになり、また保険金額では死亡保険金額1,000万円が1,200万円に増額され、治療期間別の医療の場合もそれぞれ増額されることになり、本委員会がかねて希望していた点が入り入れられることになった。

② 正課外の災害補償問題

これについては、高等学校で起きた事件ではあるが、過日の裁判所の判決にもあるように、社会一般の考えが、学校側の賠償責任を認める方向になることも予想されるので、この問題については第3常置の方で検討されることを希望する。

③ 授業料免除問題

これについては、学生定員の10%という枠があって、そのうち7%を各大学に配当し、残りの3%は文部省に留め置き、大学から要求がある場合に、それを審査したうえで追加するという方式がとられている。これについてもその適

否を検討したい。

④ 育英奨学金問題

これは、資料11-4のとおりで、大学院については貸与月額が修士、博士ともに4,000円の増額、貸与人員については修士200人増、博士300人増となっているが、修士課程の貸与人員についてはなお問題がある。

以上の報告について、事務局長から正課中の災害補償に関し次のように補足説明があった。

この改正は、来る28日に開催される学徒援護会の運営委員会において決定される予定である。なお、このような改正の動機は、学徒援護会運営委員会での意見、各大学から寄せられた意見のほか、制定当初の予想より災害が少なかったということが要因になって改正案がつけられることになったわけである。

(5) 第5常置委員会

佐々木委員長欠席のため会長より次のとおり報告があった。

53年度は、外国学長招待は二つの予算措置があるので、第5常置ではこの二つについて検討がすすめられている。その一つは、52年度の計画（マレーシア国学長招待）が取り止めになったので、新たに5・6月頃にフィリピン国から、もう一つは、53年度分の事業として10月頃にオーストラリア国からの招待を行うということである。これについては目下文部省が外務省を通し先方の意向を打診中である。

(6) 第6常置委員会

今村委員長より各小委員会における検討事項および承認事項について次のとおり報告があった。

① 学費問題小委員会

来年度予算案が目下国会で審議されているが、これには50%の授業料値上げが組み込まれている。この授業料値上げの件に関しては、国大協として既に昨年暮れに文部省、大蔵省に対し値上げをしないよう要望したが、今後なお何等かの行動をとるべきかどうかということもあって、小委員会および第6常置ではこのことについて検討をした。その結果、前回の値上げの際には予算審議の段階で国会の文教委員会に要望書を提出したのであるが、その効果はみられなかったという前例もあり今回はそのような行動はとらないことになった。

もう一つは、国大協は、これまで授業料問題については値上げが具体化した時点から行動を起こし、多少泥縄的な対応をとってきた嫌いがあるので、この際授業料問題を根本的に検討してはどうかということが協議された。これについては、大蔵大臣の諮問機関である財政制度審議会が、授業料を教育投資的な観点から取り上げているという状況もあるので、国大協としてもそれに対応して基本的な問題から取り組んでいこうということになった。それで差し当っては、行政・経済・教育の各分野の専門家を招いて、それぞれの立場からの見解をきくシンポジウムを開催することから検討を始めることになった。なお、このシンポジウムには、できたら第6常置の委員あるいは理事の方々もご出席願いたいと考え、その計画の下に日程を定めることにしている。

② 定員問題小委員会

52年度に国立学校設置法が改正され、48年度以降の新設大学および医学部の定員を総定員法から外し、国立学校設置法に定める定員に移した。その効果として総定員法の枠内には約5,000人の定員の余裕ができた。したがって、直ちに

は次の定員削減問題が起きることは予想されない。

そのような事情にあるが、定削問題に関しては国大協として一つの懸案がある。それは、第4次定削の初年度分の積み残しの0.2%の処置の問題である。これについては、これを最終年度に廻し、その間に抜本的な対策を考えるとというような了解が文部省との間にできていたということがある。しかし、その抜本的対策というのは、いまなお明確な考えがでてこない。ただ、この問題は「国立大学の特殊性」にかかわる問題であるので、この点を究明するため本委員会では「第4次定員削減と国立大学の実態」という資料をまとめてこれを各大学に送付し、意見を求めた。いま、その回答を基に、この資料をさらに綿密なものに改めているが、これを検討資料として今後さらに定削問題の検討を進めていきたいと考えている。

③ 大学財政小委員会

これについては、3年がかりの作業で、このたび資料のとおり「国立大学の財政の現状と問題点」という報告書をまとめることができた。については、理事会においてこの報告書の承認が得られるならば、これを各大学に配布することにしたい。(承認)

④ 給与問題小委員会

国大協では昨年6月に「大学教官等の待遇改善に関する要望書」をだしているが、その中で「俸給体系の大幅な是正を図ること」の一環として、講師の2等級格付け、助手の3等級格付けを提案した。しかし、助手に関しては、その職務内容が区々であるので、これの待遇改善を促進するにはその実態を把握して対策を考えなければならない。そのため過般助手の実態調査をしてその点を明らかにすることになった。い

ま、その回答を整理、分析しているところであるが、これがまとめ次第、各大学に配布することになっているので、ご承認を得たい。(承認)

ところで、この調査の回答には大部分の大学から助手制度改善の必要があるという意見が寄せられている。しかし、この問題は大学の制度自体にかかわる問題であるので、この資料を基に第1常置とも連携をとりながら検討を進めたいと考えている。

なお、教育研究補助職員(技術系職員)の待遇改善に関し、研究技術専門官制度を設けることを第1常置と合同で検討しているが、これについては先程第1常置委員会から報告のあったとおりである。

⑥ 週休二日制の試行について

これは文部省の方から、この4月から再試行を実施することについて説明したいという申入れがあったので、その説明を受け意見を交換した。これには特別の問題があるわけではないが、ただ、非常勤職員(定員外職員)を除外しての試行であるところに疑問が残されているという意見がある。

以上の第6常置の報告と提案につづいて事務局長から次の提言があった。

授業料問題に関して第6常置から50年と52年にそれぞれ部内限(取扱注意)の資料がだされているが、これは適当な時期に部内限りの取扱いを解除することにしたという意見でもあったので、理事会の承認が得られるならば次号(注:第79号)の会報に掲載することにしたのでお諮りする。(承認)

(7) 教員養成制度特別委員会

須田委員長より次のとおり報告があった。

教員養成制度特別委員会では以前から第1常

置における大学院問題の検討と関連して、教員養成系の大学・学部における大学院設置の問題について各大学の意見を徴してきた。その結果、現在の大学の内容を強化することが重要であることがわかった。そこで、そのような観点から文部省と話し合いをすすめていくなかで、いわゆる新構想の大学院問題が前面にでてきた。国大協としては、これに関しては49年11月に「教育系大学・学部における大学院の問題」という報告書をまとめ、その中で「いわゆる新構想教育系大学院について」という1章を設けてこの問題を取り上げている。昭和47年1月に出された教養審の建議に基づくこの新構想の大学院については、現職者に主体を置き、これらの者の入学については任命権者の推薦を必要とする等、従来の大学院とは異なる性格の、言うなれば研修所的なものを大学院という呼び名で設けようという構想ではないかとみられる疑念があった。また、この新構想の大学院は、大学院のみでなく学部をも持ち、しかも全国のブロック毎にこれを設置するという構想であって、そうなるとうちの大学との関係という問題も出てくる。その他、現職者の在学中の身分保障、卒業者に対する上級免の授与等、懸念される問題があった。それで、当委員会としてはこれらの疑問点を検討してきたのであるが、文部省は53年度予算にこれの設置を要求するというので、委員会としてはこの段階で文部省の考えを聞いておく必要があるということになり、去る1月18日に文部省から関係官に出席してもらって、国大協の立場としてもっている疑念ないしは懸念について、次のような点について意見交換を行った。なお、この日の協議は、単に新構想の教員養成大学院大学の問題だけを取り上げるのではなく、文部省として教員養成系大学について

今後どのような姿勢で臨もうとしているかという、基本的な問題を賃しておくことを主眼とするものであった。

① 教員養成大学院に対する将来構想について

これまででは、この大学院は各ブロックごとに置くという考えであったが、現在計画している新潟、兵庫、徳島のほかには増置しない。そして、これを一つの試行として、現在の教員養成系大学・学部への改革構想のサンプルにする。また、これと並行して既存の教員養成系大学・学部を格段に充実して修士課程設置の土台を固めることにする。

② 入学者の決定・カリキュラム等について

入学者は当然大学が決定すべきであって、教育委員会の推薦によるなどのことはしない。入学した者は2年間の在学期間中は終始大学にあって研究に専念することとする。研究の主な方向は従来遅れている教科に限るものとする。入学した現職者の代替措置および入試に合格した現職者の1年間の入学資格留保については検討することにする。

③ 卒業者の処遇について

これについては特別の優遇措置はとらない。また、上級の免許を与えることもしないことにする。

概ね以上のような点が話し合われ、これによって国大協がこれまで懸念していた問題点は一応解消したことになるが、なお、国大協としてはこれらのことは既存の教員養成系の大学・学部の入学者についても適用してほしい、ということ要望したところ、これについては了解ができた。

次に、教育系でない既存の大学院に現職者が入学した場合にも同様の措置がとられるように

要望したが、これについては積極的に検討するということがあった。

当日の委員会の模様は概ね以上のようなことであったが、そのあとでこの問題についてのこれまでの経過を新聞に発表してほしいという文部省側の意向もあったので、委員会としての決議ということではなく、委員長個人として去る1月20日に文部省記者クラブに対し資料「教育系大学・学部における大学院の問題（説明メモ）」をもって記者会見をした。

以上の報告に関して次の意見が交された。

○ 新構想の大学院大学の創設に関連して、教員養成制度特別委員会ないしは国大協に対し、次のことを要望しておきたい。

第一は、この大学の教官の選考、教官資格の問題である。ここでは教育の仕方を教えることになるので、その教官については教育経験を重視する必要がある。それで、従来の④資格の条件を改正するように検討されたい。

第二は、この大学は、国と県との話し合いで財政を折半して設置するということであるが、この場合に大学の自治が活かされるように十分に留意されたい。

第三は、この大学の設置によって近辺の教育系大学および学部との間に格差の問題が生じてくる。そこで、関連の近辺の大学には並行的に修士課程が設置できるよう準備の対策を講じられたい。

第四は、この大学のカリキュラムの問題である。いまこれが作成されつつあるが、これについて考え方をまとめておく必要がある。

○ 第一の④資格については、教大協の方で検討した結果をまとめて文部省に提出してある。また、文部省はこの問題については設置審の方で審議をすすめているので、この大学

の創設までには改正されることになろう。

第二については、予算面だけの問題でなく、大学としての姿勢の問題も問われるわけであるから、文部省の方の創設準備室の具体案ができた段階で国大協とも相談することになっている。

第四については、次の委員会からその検討に入ることにしている。

(8) 教養課程に関する特別委員会

武谷委員長より次のとおり報告があった。

昨年11月の総会において、本委員会ではこれまで教養部の改革が行われた大学についてケース・スタディをしたことを報告したところ、その結果を報告書にまとめることはできないかという要望があった。そこで、専門委員を増強して、一つには、すでに教養部改革に着手した大学について関係の資料を集め、それを比較検討し文書にする作業をすすめている。いま一つは、教養部を持っていない大学ならびに医科大、水産大等の単科大学についての教養課程の問題も整理して、できれば6月の総会にある種の報告をすることにしている。もしこれに間に合わなければ、秋の総会ということになる。

(9) その他

会長から次のことについて報告があった。

① 大学入試センターの評議員の交代について

これについては、前任の白淵弘前大学長の退任に伴い、その後任について北海道・東北地区で協議の結果、北海道大学今村学長が選ばれたのでご承知願いたい。

② 研究所長会議との懇談について

これについては、研究所長会議の方から、相

互の検討事項について今後の連絡を密にして、その実効を上げるために懇談したい旨の申入れがあった。

そこで、取り敢えず会長・副会長懇談会というかたちで意見交換を行うことにしたい。

③ 次回の理事会について

今回は今年度の決算案についてお諮りするが、特にご異議がなければ5月11日(木)13:30~16:30を予定しておくことにしたい。

④ I. A. U. からの会議参加案内について

I. A. U. のヨーロッパ連絡委員会から、資料13のように、わが国の国立大学関係者の会議出席(オブザーバー)について案内がきている。これは国際大学協会のヨーロッパ版みたいなものであるが、特に予算的な裏付けがあるわけでもないので一応報告だけにとどめておくことにする。

以上をもって本日の議事を終了した。

最後に、この3月をもって辞職される丁子事務局長より退任の挨拶があり、これに対し会長より謝意が述べられた。

第1 常置委員会議事要録

日時 昭和53年1月11日(水) 10:00~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

竹内、前田、山田(伴)、金勝、大山、川

上、館、橋爪、山田(敏)、須田、小坂、

井上、蟹江各委員

白田専門委員

(文部省)

滝沢大学課長、他1名

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次の挨拶が述べられた。

本委員会ではこれまで、博士課程設置に関わ

る問題について検討を重ねてきた。そして、その結果を要望書にまとめて大学院問題懇談会（以下懇談会）に提出することにし、その案を過般の理事会（52.12.22）に提出した。その際に、昨年末文部省の方から懇談会の答申案がまとまったので、これの発表前にその内容を第1常置に説明したいという申入れがあった旨も併せて報告したところ、理事会では、要望書は懇談会の答申案を十分検討したうえでまとめた方がよいという意見となった。

本日は、滝沢大学課長にご出席いただいたので、まず、懇談会が発表されるであろうと思われる答申案の内容について説明を伺い、意見を交換したのちに、これまでまとめた要望書の中味を再検討することにした。

議 事

1. 大学院に関する要望書について

初めに滝沢大学課長から次のとおり述べられた。

懇談会は当初から3年計画ということで大学院問題の審議をはじめ、52年度がその3年目になるので最終的なまとめをすることにしている。審議は、初めに総会において大学院問題に関する全般的な問題の洗い直しが行われたのち、第1部会と第2部会にわかれ、第1部会は一般的な大学院の今後の改善方策について、第2部会は独立大学院の問題について、それぞれ検討が行われた。

第2部会の方は昨年の秋までに一応の検討が終了したが、その中味は必ずしも独立大学院のあり方についての基準になるものをまとめたということではない。独立大学院については、現在のところ流動的なので、一般的問題を議論し、第2部会としての試案を提案し、これを独

立大学院の設置を進めている大学の参考に供するという趣旨のもとにまとめが行われた。第1部会の方は、国・公・私立大学にわたる一般的な大学院のあり方ならびに大学院の設置の方向について幅広い検討が行われ意見がまとめられた。

本日配付した資料「博士課程の新設・拡充について(案)」は、第1部会の議論のうち国立大学博士課程の設置方針に関連する部分だけを抜き出したものであって、これは予想される懇談会の意見のまとめの一部に当るわけである。本来なら、審議会あるいは調査会なりで最終的なまとめが行われる前に、中間報告を発表して関係方面の意見をきく習わしになっているが、今回の報告は基準的なものを作ろうというのではなく、新しくできた大学院制度に基づく方向を示すものであるので、そのような手続きは略して最終報告が発表されることになる。しかし、国立大学における博士課程の新設・拡充については微妙な問題もあるので、国大協の意見を伺った方がよいと考え、本日説明に伺ったわけである。なお、今回の第1部会は今月の28日に行われることになっている。

以上のような経緯の説明に続いてこの案の朗読があり、ついでこの内容に関し補足説明があったのち、次の意見が交された。

- 案の(3)―②に該当する大学院は先年設置されたお茶の水女子大学や静岡大学、②は今回設置された広島大学、④は目下進められている連合大学院、などを指しているのか。こういう形態で基準に則したものをつくろうということか。
- 一応そういうことで、慎重ながら前向きに考えていこうということである。

- 入学定員の問題に関して⑥には「専門領域別の事情等を勘案し」とあるが、従来いわゆる新制大学に博士課程を置かない理由にオーバードクターの問題があった。ここで、「専門領域別の事情等を勘案し」という中には、社会的な需要の問題も関連しているのだろうか。
- そのことについては、社会的な需要の問題も専門領域別の事情等の勘案の中で考慮されている。
- この案は懇談会の最終結論ではないということであるが、結論はこの案より後退することもありうるということであろうか。
- この案より後退することは考えられない。全体的な問題としてはいわゆる大型化の問題等があるので慎重に構えていくべきであるということである。意見の中には、ただ前向きに検討するというだけでは何の歯止めもなく不満があるという強い意見や、配置の方針についてもある程度の見通しを出すべきであるという意見もあった。懇談会はそこまで検討して見解を出すべきであったわけであるが、現段階ではそこまでの具体的方針を出すところまでには至らなかった。具体的方針がでないかぎり従来と同じ方針ということになるのであるが、将来の見通しが出ていないにしても慎重に漸進的にすすめるということである。
- この案では地域的な視点に立った配置という考えがあるが、これについての具体的な考えがあるのであろうか。もし、具体的な地域範囲が設定されているとすると、また、別のむずかしい問題がでてくることになる。
- それについては具体的な考えを出すべきだという意見もあるが、いまの段階ではそれを固めて出すということにはできない。
- この案は、依然としてオーバードクターの観点から考えられているのであろうか。
- オーバードクターの問題については、この委員会でも熱心に議論された。オーバードクターは現実に存在するが、しかし、その要因となっているものは何かを検討しなければならない。それは、企業の中にはドクターを受け入れてくれる場がなく、また大学自体の中では教授も学生もドクターに対する柔軟性のある考えに欠けているということである。そこで、ドクターのあり方について、もっと幅広い見通しをしたうえでオーバードクター問題を考えなければならないということであった。
- この案は勿論オーバードクターの問題も含めての考えで慎重に対処するということである。この問題については文部省の方でも真剣に意見が交された。そこではドクターの内容も変わるであろうし、社会のドクターに対する認識自体も変わってくるであろう、ということ的前提にして考えなければならないという意見が大勢を占めている。しかし、ドクターの基本的なあり方については、広く社会の職業分野を通じての人材養成というように割り切るのは問題がある。本来研究を主眼とするものがドクターであるという見解であった。
- その研究というものを、純学問的な幅の狭いものに限定して考えているところに問題があると思う。
- 将来ドクターのあり方およびドクターに対する考え方が変わってくるであろうという期待を前提にして、博士課程の増設に踏み切ることにはあまりに楽観的にすぎるので問題であるという意見である。

- 大学院設置基準の改正によって、ドクターの性格が従来の業績中心から能力中心に変わってきたというように、国自身が性格の変更の方向をだしてきているのに、懇談会はその方向に踏み切っていないのではなからうか。先に高等教育懇談会は、大学院の問題についての検討は大学院問題懇談会に委ねるというかたちの答申をだしたが、高等懇の大学の拡充に関する案では、学生定員の数、地方別・分野別の拡充ということが、55年をピークにして具体的にだされている。けれども今回の懇談会の案は、この高等懇の拡充計画に見合っただけで新制大学のもつ拡充の問題ないしは格差是正の問題という、わが国における大学および大学院の質の向上という意味における、ドクター問題の取り上げ方という観点に欠落しているように思う。今回の案は、従来の古い体質の博士課程の中でオーバードクターというものを考えながら慎重にすすめるという方針になっている。ただ、現実の要請で連合大学院の問題等を取り入れるべきである、ということにはなっているが、基本の考え方の質は変わっていないのではなからうか。
- 国立大学の整備充実という観点から博士課程を設置していくということは、本来充実されたところにこれを設置していくことであって、研究費の整備充実という考えで博士課程を設置していくこと自体には問題がある。ただ、そのことも重要な事柄であるので、そういう意味合いがまったくないとは言いきれない。しかし、いまの段階では、オーバードクター問題あるいは大学の整備充実ということに完全に割り切って方針を立てることはむずかしい現状であるということである。けれども、従来のようにまったく設置

しないという壁を破って慎重にすすめるということである。

- 従来の博士課程は業績主義であったが、設置基準の改正によって高度の研究能力を養うものというように改められた。そこで、この新しい基準に立って考えれば、ドクターの問題についての懇談会の考えには誤りがあると言える。博士課程はそのような能力を養成するところである。そして、そのような能力のある者が大学内での研究だけでなく外の社会にも出て活躍していかなければならない。ただ、研究するのがドクターであるというように限定すると、社会の要請に応えられない要因を逆につくることにもなる。従来のドクターは自分の専攻する学問分野の中のある狭い範囲を深く掘り下げる研究をしているだけであるので、進歩発展していく企業社会の役には立たない。このような企業社会に適応できる能力のあるドクターが要請されているのである。
- 確かにそのとおりである。なお、先程の大学課長の話に関連するが、大学院をつくるのが先なのか、あるいは業績を挙げている大学に大学院を置くということなのか。学術を振興しなければ大学のレベルアップはできない。それなのに案の(1)では「博士課程の新設・拡充については、……わが国の学術研究水準の維持向上の観点から、全般的に慎重に対処することが適当である」と述べられているが、それはどういう意味なのか。「慎重」というのは抑止的ということか。これまでの20年間、国立の新設大学に博士課程をつくらなかったのは何か方針があったのか。ここには「博士課程等の新設にあたっては、審査の基準、方法を改善し、その取扱いを厳しくす

る……」とあるが、これまでどの点が悪かったのか。審査の基準というものがあつたのか。取扱いを厳しくするだけでよいのか。また「設置後においても……アフター・ケアの実施等を考慮することが必要である」とあるが、アフター・ケアとは何を意味するのか。チェックするということか。設置後の研究教育機能の向上の実績が短期間に現われるものであろうか。また「関係大学が協力し、自主的に基準の維持と水準の向上を図るような方策についても検討されることが望ましい」とあるが、日本の大学はそのようなアプリケーションができない体質であるのに何故にいまなおこのようなことが掲げられているのか。この(1)の部分は博士課程の新設・拡充についての全般に亘ることをいっているが、以上述べたように、その意味がよくわからない。そして、(3)の部分において50年度以降に新たに設置された大学院の一部を取り上げて、このようなかたちの博士課程なら設置できるというだけで、果たして懇談会が今後の大学院の方針をだすということになり得るのであろうか。

- この案は国・公・私大を通じての大学院に対する考えである。前段の「全般的に慎重に対処する」というのは抑制の意味であって、38年の中教審答申の思想とほぼ同じように理解している。全大学に博士課程を置くよりは重点的にこれを置いて、十分な整備充実を図りたいという趣旨である。中段の部分は、私大の大学院に関わることである。これまで私大については申請があれば認めるということで基準はないに等しかったので、このような基準を設けようということである。また、設置後のアフター・ケアもやっていないので、

中には実質を伴わない名前だけのものもあつて批判の対象にもなっていた。それで全般に厳しい措置をとることにし、国立と私立のアンバランスをなくそうということである。次に、後段の「関係大学が協力し、自主的に基準の維持と水準の向上を図る」というのは、従来言うべくしてできなかったことではあるが、大学院に関するかぎり、このような努力をすべきではないかということである。

- そういうことであれば、あくまで大学院の根底には業績主義ということがあるということであろうか。修士課程だけの大学あるいは修士課程すら無い大学をそのままにしておいて、審査を厳しくすれば現状のままに据え置かれることになる。
- 大学は博士課程を置かなければ充実はできないという状況があるとすれば、そのこと自体に問題があると言える。けれどもドクターの設置ということがいまや大きな転機になっていることでもあるので、この点ははっきり割り切れてはいないと思う。
- それならば修士課程の充実ということは考えられているのか。その点の考慮が一方にあれば、この案によって学術研究の振興に役立つと思う。しかし、それなくして博士課程を抑制するだけでは学術の進歩を抑えることになる。修士課程を充実して、それを博士課程に育成するということではなければ学術研究水準の維持向上は図れない。修士課程の充実を、金の面、人の面でどう充実するかをはっきりさせないと問題の本質に触れ得ない。
- 38年の中教審答申では、凡そ国立大学は修士課程までは持つべきであるという考え方はなかったと思う。しかし、実体としては若干の未設置のところもあるにしても、現在は

修士課程までは当然に持つべきであるという建前になってきた。したがって、修士課程の充実ということは結局は国立大学の充実という問題であろう。

- 博士課程だけを抜き出して論ずるところに問題がある。
- 修士課程そのものの人員・予算にしても十分なものではない。けれどもそのような困難な状況に置かれていながらも、すでに博士課程を設置できる段階まですすんだ大学もある。新制大学にも博士課程を置きたいという切実な声がある。
- この案について具体的に言えば、(1)の「また、関係大学が協力し」以下のところを削除して、代りに修士課程の充実のことに触れてもらえるといい。
- 博士課程は「研究者の養成」であるということが言われているが、そうするとオーバードクターの問題が出てくることになる。アメリカなどでは博士課程を修了して会社の重役などになっている者もあり、そういう点からすると博士課程を「研究者の養成」と定義することはおかしいが、ちょっと適当な言葉が見当たらない。それで、これを例えば「独創力の養成」ということにすれば、博士課程修了者が研究者にも会社重役にもなれることになるので、そのように言い替えた方がよいように思われる。そうすれば、博士課程についての考え方も大分変わってくることになる。そして、修士課程については、修士課程の教官が研究・教育に生き甲斐と活力を持ち得るような施策を講ずるべきである。それには研究費を充実し、業績を挙げた人を評価して、博士課程を設置する体制を整える配慮をするべきである。

- 研究費の充実は最も基本になる問題である。最近では一般研究費の伸びということのほかには科研費、プロジェクト研究経費を伸ばす努力が払われている。予算の仕組みの望ましい方向の検討はこれからの課題である。
- 案の(3)の③は総合大学に博士課程を設ける場合のことを言っているが、ここではその前提として「十分な内容と実績」ということのほかには地域的な条件が付加されているが、その地域的な配分という点には疑念がある。大学の方から言えば、十分な能力をもち、また、それを育てる環境にありながらも、学生を十分に指導できない状況に置かれている大学には博士課程を設けてもらいたいという願望がある。そこで③の総合大学に博士課程を設置する場合にも④の連合大学院の場合と同じような弾力的考慮が払われているものと理解してよいのであろうか。
- 博士課程は、重点的に整備されたところに置くという前提がある、ということからして③も④も同じ観点から述べられている。ただ、④の連合大学院の場合には特定分野という考え方がある。
- ③の中に述べられている「地域の中核となるべき幾つかの総合大学に博士課程を新設することを検討する。」ということになると、例えば中国地方ではその中核は広島か岡山かというような問題も出てくるので、もっと適切な表現が望ましい。

概ね以上のような意見交換が行われたのち委員長より、これまでの意見をどのようにまとめたらよいか、またこの要望書は懇談会宛のものとして検討してきたが、関連する具体的問題については文部省に要望する必要があると思われる

るので、これについてご意見を伺いたい、と述べられた。

これについて協議の結果、これまで第1常置が検討してまとめてきた要望書は、大学院に関する基本的な考え方についての要望であるから、これは懇談会に提出することにして、懇談会のこの案が正式に答申された段階で、文部省に対しては具体的な実行上の問題について、改めて国大協の見解をまとめて提出することになった。(文部省側退席)

続いて、要望書案の検討作業が行われ、提起された意見に基づく所要の修正が施され成案が得られたので、来る1月20日に委員長および須田委員がこれを持参して大学院問題懇談会第1部会主査伊藤東大教授と面談し要望することになった。

このあと前田委員より、第1常置と第6常置と合同で構成している専門官制度問題小委員会での技術系職員の待遇改善問題についての審議経過の報告があった。

第1常置委員会議事要録

日時 昭和53年2月23日(木) 10:00~12:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 北村委員長
前田、金勝、川上、橋爪、脇坂、山田(敏)、
須田、小坂、武谷、蟹江各委員
白田、遠藤各専門委員
(文部省)
阿部高等教育計画課長、前畑企画官、その他1名

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、文部省の阿部高等教育計画課長、前

畑企画官に出席を願い、放送教育開発センターならびに放送大学についての説明を伺った上で協議を行うことにしているので、よろしくご承頂きたい。

議事

1. 放送教育開発センター(仮称)について

配付資料「放送教育開発センター(仮称)の創設について」を基に、その概要ならびに事業内容および予算について阿部高等教育計画課長から詳細な説明があった。

次に、配付資料(1.放送大学について一昭和53年度概算要求にあたっての考え方、2.放送大学創設準備等の経緯、3.放送大学の基本計画に関する報告)を基に、その内容について前畑企画官から詳細な説明があった。

ついで、以上の説明に関して次のような質疑が行われた。

- ただいまの説明によれば、放送教育開発センター(以下、センターという)を設置するが、これは将来、放送大学設置を目的とするということであろうか。
- 放送大学については、これの設置者として特殊法人放送大学学園(仮称)を設立する計画で53年度設置を目標に概算要求をしたのであるが、現在、政府は特殊法人の設置は一切認めないという方針であり、このためこの要求は実現することができなかった。そこで、54年度も放送大学設置を要求するかどうかは、これから詰めなければならない問題である。
- 放送大学の定員については、総定員法の枠外を考えているのであろうか。
- 放送大学の定員は枠外であるが、このセン

ターの定員は枠内である。現在、総定員法の事情から言えば、52年度の国立学校設置法の改正により国立大学定員の一部を総定員法の枠外に出したために、これくらいの定員が総定員法の枠内であろうと外であろうと大きな影響はないものと思う。実際には、放送大学を設けるについては、総定員法の枠外にあるよりは、むしろ、枠内の方が設け易いという点もあるのではないかとと思われる。

- 放送大学の目的の中に「大学教育の改善に寄与する」とあるが、これはどういうことを指しているのだろうか。
- その点については、例えば、私立大学の通信教育などと単位の互換というようなことはスムーズに行われるのではないかと考えている。そのほか、放送大学で企画制作したフィルムを大学の教材として活用してもらうこともできるのではないかと思う。
- センターの事業内容の中に「放送利用の大学公開講座」という項があるが、この大学公開講座は、広島大学と東北大学の二大学に固定する考えであらうか。
- 必ずしもそういうわけではない。他の大学からも希望があれば実現する方向で検討することになっている。
- 大学公開講座は、大学が自主的に行うものをセンターが協賛するというかたちのものであらうか。
- その問題は、51、52年度に放送大学創設準備のための経費が認められ、その中に放送利用の大学公開講座に要する経費が計上された。そこで、文部省は、これに関心をもつ大学はないであらうかということで、広島大学と東北大学に打診してみた。その結果、現在のように実施されることになった。したがっ

て、文部省の役割は、予算の面と放送局関係のことだけを手伝っているということであって、大学公開講座そのものは大学の自主性において行われているのが実情である。

- センターの構想については、将来において現在の規模を拡大していくという方針なのであろうか。
- このセンターは現在の規模のままにしておくというのではない。将来、定員その他についても拡大していく方針である。
- 現在は、広島大学と東北大学が大学公開講座を実施しているが、他の国立大学にあっても大学公開講座を希望する場合には、自主的に文部省へ申出ればよいのであろうか。
- 大学公開講座は広島大と東北大の二大学に限るものではない。他の大学でも希望があれば、予算を拡大して行って、できるだけ多くの大学で実施できるようになることが望ましいと考えている。しかし、53年度は予算が従来どおりの二大学分しかないので、急に多くを望むことはできない。54年度以降については、何かの機会に、希望のある大学とも十分相談して予算の増額を要求したいと考えている。
- 大学公開講座については、全国的な拡がりをもつ予定があるのであろうか。
- これについては放送利用ということだけでなく、何かのかたちで是非全国の大学で実施できるようにしたいと考えている。なお、現在の方式の大学公開講座は、非常に大きな経費がかかるので、予算を増額しながら徐々に推進したい考えである。
- 広島、東北の二大学で行われている大学公開講座については、例えば、一番組45分で何回、というような制限か何かのパターンのよ

うなものがあるのであろうか。

- 51年と52年に行った大学公開講座では、放送大学の基本計画に書かれている構想の45分番組で実施した。なお、回数については、民間放送側の事情で45分番組13回ということに定められている。講座の内容については、放送大学の開設授業科目にあるような学際的な趣旨のものということである。
- 地方大学にもセンターを置いて、このような方式の大学公開講座を段々拡めていって、将来はセンターで単位を認定し、放送大学との間の単位互換というようなところまで発展させていく考えがあるのであろうか。
- 大学公開講座で行われる番組と、放送大学の番組は非常に関係の深いものであって、大学公開講座で制作される番組が、放送大学でも使われる番組の中味になる可能性が非常に高いわけである。しかし、性格としては、放送大学と大学公開講座というものは別のものである。
- 大学公開講座の受講者の仕組みについての実情を伺いたい。
- 大学公開講座は、テキストを使用するので、テキストの実費は徴収する。しかし、受講料は徴収しない。受講者の数はテキストの数に応じて自ずから定まり、これらを対象としてスクーリングもやり、最終的には受講者の希望によって試験も行っているのが実情である。
- センターで行われるスクーリングと国立大学との関係はどのようなことになるのであろうか。
- 現在のところは、各県に一箇所ぐらいのセンターを設けるという構想であるが、具体的にはまだ詰めなければならない問題がある。

しかし、国立大学に協力を願って、大学の構内にセンターの別の建物を設置できれば理想的だと思っている。また、センターのスタッフは勿論センターとして別に任命するかたちになる。

次にセンターは、国立大学の共同利用機関というかたちで計画されるが、公私立大学にも積極的に活用してもらい、意見も述べてもらいたいと考えている。

- 客員教官というのは、どのようなかたちの教官をいうのであろうか。
- 国立大学の教官が客員教官の場合は併任というかたちであり、公私立大学の教官の場合は非常勤講師というかたちになる。ただし、研究費その他の施設等については、専属のものとして準備されるので、研究には困らないようにすることを考えている。
- 放送大学の単位の互換については、ある範囲を超えると、大学の本質というものが変わってくるという問題もあるが、どのような範囲および性質のものを考えているのであろうか。
- 単位の互換は、現在の計画では、1年間に30単位を限度として認めるという制度になっている。放送大学の授業科目は、専門というよりは一般教養に関するような科目が多い。そのような意味での総合科目というようなことで、一般教育との単位の互換ということはかなりやり易いのではないかと考えている。
- 理科系については、どのように考えられているのであろうか。
- 理科系については、実験も多く伴うことであるので、具体的なことについては、これからセンターで詰めていかなければならない問題であると思っている。

- 放送大学の授業科目をみると、一般大学の一般教育科目の内容とは随分違っているようであるが、これは一般大学の教養部との関係はどのように考えられるのであろうか。
- この問題については、現在、飯島放送大学創設準備室長を中心に、授業科目については、果たしてこれでよいのかどうかという詰め作業が進められている。
- 基本科目と基礎科目が分けて書かれているが、これは現在の大学の体制の中では、どのようなものをいうのであろうか。
- 基本科目は大学設置基準の「一般教育科目」に相当するものであり、基礎科目は「基礎教育科目」に相当し、便宜上「外国語科目」と「保健体育科目」をも包括するものである。そうして、放送大学の授業内容については、一般大学に劣らないレベルのものであるという方針であるから、大学教育としての批判に堪えうるような水準のものでなくてはならないということで、相当レベル的にも高いものになるであろうと思っている。
- 放送大学の教育内容の大体の方針がでた段階で、決定前に、国大協と話合う機会はあるのであろうか。
- それについては、また放送大学の進展状況を国大協に報告してご検討を願うことにしたい。
- 理科系については、実験が伴うから困難であるということであったが、むしろテレビ放送によって、標準なり材料の見本を広く知ることができるというようなメリットがあるのではなかろうか。
- 放送大学のテープに、そのようなものがあれば各大学でも活用してもらい、また、放送大学のレベルがそこまで及ばなければ、センターの方で大学の適当な教官を招いて、そのような実験内容の制作をしてもらおうというように、センターを共同利用機関として使用してもらえばよいと思う。
- 医学部関係においても、視聴覚教育ということは非常に重要なことであるので、放送大学等で各専門家が集まって、それらの教育に適した素材を作るということは、教育効果に寄与するところが少なくないと思う。
- 大学公開講座については、単位を与えているのであろうか。
- 現在は単位を与えていないが、修了証書は渡している。
- アメリカなどでは、これらの単位を得て4年間で卒業するところを3年間で卒業することができるような体制ができています。日本も、もう少し単位認定の自由性を認めて、年限で束縛しない方がよいのではなかろうか。
- 放送大学は一般教養という面では「開かれた大学」であろうが、アメリカ、その他の国でも行っているような大学院レベルのものも将来は計画があるのであろうか。
- このようなかたちで大学院レベルのものまでやれるかどうかということについては、かなり問題があるのではないかと、現在はそのまでは考えていない。将来このような形態で大学院レベルまでやれるという自信ができてきた場合には考えられるのではなかろうか。ただし、この大学を卒業したものが、既設の大学院へ進学できるような教育内容であるべきだということについては配慮し検討されている。
- このように、大学卒業者の継続教育として、電波の利用によって修士課程程度の教育を受けられるということは、非常に重要なこ

とだと思うので、是非実現に努力してもらいたい。

以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

いままでの意見をまとめると次のようなことになると思われる。

- (1) 放送教育開発センターの客員教官について
国立大学は協力すること。
- (2) 各大学は、公開講座を設けようという意向があれば、文部省に対して概算要求あるいはその他のかたちで申請すること。
- (3) 放送大学の構想が進展する状況になった場合には、その教育内容等について、文部省ないしは放送大学は、国大協と事前に連絡をとり検討すること。
- (4) 放送教育開発センターが発足すれば、その運営については、国大協と話し合いをもつことにすること。
- (5) なお、国大協としても、外国の電波による教育の事情についてよく知りたいと思うので、次回には文部省よりその情報提供を願うことにしたい。

2. その他

- (1) 大学院問題について：委員長より、大学院問題懇談会の答申が3月中旬以降になる状況であるので、これが出た段階でこの委員会で検討することにしたいと述べられた。
- (2) 専門官制度について：前田委員より、専門官制度問題小委員会の検討経過について報告があった。

以上で本日の議事を終了し閉会した。

第5常置委員会議事要録

日時 昭和53年1月20日(金) 13:30~15:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 佐々木委員長
西川, 加藤, 平島, 平松, 丸山(代:根本), 伊地智, 小林, 神野, 岳中, 勝木各委員
白倉専門委員
(文部省)
阿部高等教育計画課長, 川村国際教育文化課長, 光田留学生課長, その他5名

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

本日は本常置委員会の担当事項に関係のある文部省の各部局の方々にご出席を願ったので、まず昭和53年度の第5常置関係予算(案)の説明を伺い、それについての意見・質問があれば委員の方より出してもらい、また文部当局側からの注文があればそれも伺うことにしたい。そして、次に本日の主議題である昭和53年度外国学長招致計画の審議に入りたい。

議事

1. 来年度の第5常置関係予算について

最初に、阿部高等教育計画課長より、配付資料「昭和53年度予算案の概要(在外研究員, 外国人教師等, 内地研究員関係分)」に基づき次のような説明があった。

昨年末に来年度予算の政府原案が編成されたので、そこに盛られている第5常置関係予算で昨年と変わった点、いま考えていることなどを説明し、ご意見を伺って執行上の資料としたい。

(1) 外国人教師等の増員

来年度は外国人教師は対前年より21人増の250人、外国人講師は12人増の257人の予算措置

を講じた。当制度は昭和48年から5カ年計画で順次増員措置が講じられ、一応、昭和52年度をもって完了するが、文部省としては当制度の重要性に鑑み、引き続き第2次5カ年計画を要請したが、計画は承認までには至らなかった。しかし、増員についてはほぼ従来と同じ率で認められた。

なお、外国人教師・講師の採用は、種々の困難な点が存在すると思うが、採用に際して、国立大学の選考基準に合致するような資質・能力を持つ人を選ぶ努力をお願いしたい。文部省としても、この定員の枠内での措置であるが、例えば、英国のブリティッシュ・カウンシルと共同して英国の大学教授を招聘する制度を発足させている。当制度を利用して選考基準に適う人選を行うのも一つの方法であろう。

また、昭和51年度より発足した外国人客員教授招聘制度であるが、来年度は対前年より8人増の15人の予算措置が講じられた。当制度は実際上あまり利用されていないが、是非、活用願いたい。適用については弾力的に対処したい。

なお、外国人教師の53年度分の内定は2月中に通知するよう処置したい。

(2) 在外研究員の増員

来年度は対前年より10人増の570人の予算措置が講じられた。

長期の在外研究員の場合、従来、その期間は、1年間だったが、1年間では研究活動等に支障があるという意見があり、50年度より延長が認められ通算2年間も可能になっている。

短期の在外研究員の場合、従来2カ月のみであったが、来年度より1カ月、3カ月も認められるよう改善した。

なお、その決定を早く行ってほしいとの希望があるので、予算と見合せて検討のうえ近い中

にご通知する。

(3) 一般内地研究員の増員

来年度は対前年より30人増の273人の予算措置が講じられた。また、積算単価も若干ではあるが増額改訂を図った。

この30人増の配分方法は目下検討中だが、私の個人的見解ではあるが、次の2つに割り振りたいと考えている。

- ①従来資格のなかった講座制大学の教官にも、内地研究の必要があれば適用したい。
- ②一般内地研究員の資格要件は助教授以下であったが、例えば内地研究員の承認が下りていたが、その直前に教授に昇任したというような場合、弾力的に適用したい。

以上については、いずれ近日中に制度の考えをまとめて連絡する。

以上の、高等教育計画課長よりの説明に関し次のような意見交換が行われた。

- これは学術国際局とも関連すると思うが、去る第61回国大協総会（昭52.11.16）の席上、短期の在外研究員を廃止して、国際研究集会参加の枠を拡大されるよう提案した。こうすれば現在ある年齢制限もなくなるし、また弾力性をもたせれば短期在外研究の目的も十分達成できると思われる。この提案に対し、大学局長は、国際学術局とも関連があるので、相談のうえ返答させてほしいということであったが、その後の話を伺いたい。
- 在外研究員で、外国において問題になるのは短期の人の場合である。短期在外研究員の現状をみると、研究的な面より、多分に観光的な面が色濃いのではないと思われるフシがある。これについて、受入れ大学側より、受入れるメリットがない等種々なクレームを

受けるので、在外研究員については短期の分を抑え、これを極力長期に回してもらうようにしている。しかし短期在外研究員に対する各大学からの要望は強い。また、現状がそうだからといっても、中には有意義なる外国視察をして帰国する人もいるので、提案のようにこれを直ちに国際研究集会参加に振り替えるのは早計であろう。これに関しては、文部省単独で検討するのは適切ではないと思うので、国大協等で各大学の意見を聞き、その意見がまとまってから検討するのがよいと思う。

- 短期在外研究の場合、滞在地・日数等制限を受けるので、研究面でもそれ程進展しない面はあると思う。しかし、外国の現状を観察し、外国の情報に接するだけでも十分に有意義だと考えられるので、視察ということであっても差支えないのではないか。
- 51年度までは期間2カ月で、その間に最低4カ所訪問し、各地に10日以上ずつ滞在するという制限があった。52年度からは、これを弾力化して、期間2カ月を中心に1カ月、3カ月の制度も設けた。なお、この1カ月の場合は滞在期間の制限はなく、どこでも自由に視察できる。2～3カ月の場合は、原則として1カ所に滞在するが、内20日間は自由行動が認められる。これは52年度から始めたので、実施の過程で問題が生じてくればご指摘をいただき、順次改善を図っていきたい。
- 語学教師の要件として、まず“話せる・書ける”語学を教える能力がなければならぬ。ところが現在の大学の語学教師にはその能力が欠けている者が多い。それで、例えば夏休みの2カ月ほどの期間を利用して、海外の大学と契約して、缶詰め生活で英語だけの

会話による語学研修を行うという計画を立ててはどうか。寮等を活用すれば費用は割合安価で実現できると思う。

- 中学・高校・大学を通じて、語学教師の能力養成の研修授業を小規模ではあるが実施している。例えば、英語の場合、ブリティッシュ・カウンシルと共同して夏の3カ月間、毎年国立大学から10名程度、特別コースを設置して研修授業を実施している。同様のことを、オーストラリア、ドイツ、フランスでも実施している。ただし、人数は少ない。
- その成果は、個人差があり、また学部の専攻分野等で相違があるが、試行錯誤の過程でよりよいフォームが生まれてくるものと思う。
- 実際に在外研究員の実態をみるのがよいと思う。個々人についてではなく、全体の状況をみて問題点を捉えることが必要と思われる。
- いわゆる追跡査察ということではなく、全般的な状況を視察して、その成果を推薦の際に反映できるようにすればよい。次の委員会の際にさらに検討したい。

以上で高等教育計画課関係の説明に対する意見の交換を終了し、続いて学術国際局関係の予算(案)について川村国際教育文化課長ならびに光田留学生課長から、主として以下の事項について説明があった。

(1) 日本学術振興会事業の拡充

新規に、発展途上国との学術国際交流事業として次のような拡充を図った。

- ① 昨年6月の学術審議会の答申を受け、拠点大学方式による学術国際交流を図ることにした。来年度予算としては大阪大学工学部

(対タイ国)、東京農業大学(対インドネシア)の2大学にこれが認められ、主に東南アジア諸国との研究者交流と共同研究等を行う新しい学術交流の方式が発足することになった。また、論文博士号取得希望者への援助、学術情報交換等の事業が新規に認められた。

②大学・国際間の学術交流推進を図るための大学・学会館(仮称)設置の調査費が国立学校特別会計に計上された。

(2) 留学生事業の拡充

私費外国人留学生に対し、新しく次のような施策を設け充実を図った。

①大学院に進む段階で、私費留学生のうち25人を国費留学生に採用する。

②3～4年次の学部学生に対し、学習奨励費を月額4万円支給する。ただし、この支給制度の将来目標は200人とし、事柄の性質上、国と民間が協力して遂行すべきものと考え、民間にも寄付金(原資の半分)を募りたい。これは日本国際教育協会の事業として行う。

国費外国人留学生の人数は、前年より35人増の545人の予算措置を講じた。同時にその給与を学部10万7千円、研究科14万6千円にそれぞれ増額し、待遇の改善を図った。

私費留学生に対するチューター、課外補講謝金は国費留学生と同じにした。

その他、大阪外大、鹿児島大に留学生宿舎を新設。帰国外国人留学生短期研修滞在費を前年より16,500円増の184,500円に改訂。外国人留学生・日本人学生合同研修を新規に八王子セミナーハウスで実施。学生国際交流のためのアジア諸地域への留学生派遣人数を前年より1人増の7名にし、同時に給与も前年より2万円増の

10万円に改訂。等のことが計画されている。

(3) ユネスコ事業活動の推進

発展途上国への教育協力事業として次の2つの充実を図った。

①東南アジアのユネスコ加盟の18カ国が協力し、教育革新のプログラムを組み、日本では国立大学に設置されている教育工学センターが協力し、東南アジアから受講者を招いて研修ワーク・ショップを開催し、また巡回講師団の派遣等を行う。

②ユネスコ技術援助専門家の派遣増が承認され、ユネスコの職員として1～2年間派遣され、専門的立場から指導にあたる。国立大学の助手なり文部省職員が派遣されることになろう。

発展途上国への科学協力事業としては、国際大学院コース・アジア地域科学協力事業の継続が承認された。その他、アジア諸国と先進諸国が協力し、西太平洋地域の地球物理現象および海洋資源の科学的調査実施プログラム作成の準備会議の日本開催が決定し、そのための費用が新規に承認された。

(4) 南極地域観測事業の推進

国立大学とは直接関係ないが、資源問題(鉱物資源探査開発のための基礎調査実施)を新規に組み入れ、第20次観測を実施。また現在南極地域観測に使用されているくふじが老朽化したので、代船建造予備調査費が計上された。

(5) 海外子女教育の推進

最近、海外で活躍する日本人が増加し、子女の教育問題の関心が深まった。この状況に照らして、在外教育施設派遣教員経費交付金が新規に計上された。また、海外子女教育の調査・実践的研究および教員の専門研修等の機能を果た

す東京学芸大学海外子女教育センター設置が新規に認められた。その他、大規模日本人学校基幹要員の整備として、新規に海外日本人学校55校のうち大規模な25校について、少なくとも1校、国立大学より学校経営のための要員を派遣（年次計画）が計上された。

（6）帰国子女受入高等学校の新設等

新規に、私立帰国子女受入高等学校特別助成として、暁星国際高等学校（昭和54年度開校予定）とICU高校（昭和53年度開校予定）の2校の新設が承認された。また、国・公・私立を問わず、帰国子女教育学級（小学校1学級）と普通学級への混合受入方式（中学校1校）の増設・拡充が認められた。

学術国際局より以上のような予算（案）重点事項の説明があった後、意見の交換に入った。

- 留学の成果を十分ならしめるためにも、国際交流のためにも、外国人留学生の日本語修得は絶対必要条件である。また、日本語修得が不十分だと、修士等の論文審査の際にも厳しい点数をつけられる可能性もある。現状はというと、学内でも努力をしているが、日本語教育の組織がいかに弱い。留学期間中に極力早く学生が日本語をマスターできるよう、文部省として配慮願いたい。
- 設置法で規定しているわけではないが、海外での日本語教育振興は国際交流基金が担当している。国内における日本語教育については、日本語教育推進協議会を発足させ、教育の実践的方法について研究してもらっている。そのプロジェクト・チームの一員である大阪外大の学長が出席されているので、詳しい説明を伺いたい。
- 言葉には、日常会話から公の場での専門分

野の抽象的表現まで何通りかの構造を持っている。流暢な日常会話はできても、専門分野での知的な会話は理解できない可能性もある。われわれとしては、与えられた時間内で尽力し、最大限の効果が上がるよう日本語教育を実施しているが、基礎的なものしか教育できない。したがって、専門分野の研究に入ってから、その専門分野の知識内容の修得とともに、日本語もブラッシュ・アップするような仕組みを築かないと、学問的な教育はなかなか困難である。専門分野により内容の異なった文章理解をやろうとしているが、短時間というのが悩みである。

- 外国人留学生には結構優遇措置（給与月額：学部10万7千円、研究科14万6千円）を講じているが、逆に海外に出る学生に対しては非常に少額で、苦勞しているという話を聞く。この支給金額の格差を改善するよう配慮してほしい。
- この金額算出は難しい問題である。国によりその気候、風土、生活水準等が異なっているが、現制度では出身国により差別することはできないので一律に支給している。しかしこの支給額についても、例えば、ヨーロッパからの留学生の場合、本国での生活水準（食・住）を維持するとしたら少ない金額であるうし、東南アジアの場合、冬仕度の準備等のことも考えている。これは他のフルブライト等と比較すると、割と妥当ではないかと考える。

また、海外へ留学する学生に対しては文部省として努力したが、認められなかった。しかし、これにもいろいろな見方があり、極論であるが、家庭が裕福になった現在、何故その費用を国が負担しなければならないか、ま

た、月々の支給額が少ないというのが往復の旅費は支給しているではないか等々、いろいろな意見がある。

文部省として各国立大学にお願いしたいことは、留学生交流は国際交流が第一義である。しかし現実の交流は、受入れはアジアから8割、派遣は欧米が8割である。これを本来の趣旨に則るようご協力願えればと思う。そうすれば、余った分をアジアの派遣留学生に割り振ることも考えられよう。

2. 来年度における外国学長招致計画について

委員長より、昭和53年度外国学長招致を協議する前に、文部省より今までの経過報告、その後生じたことについての説明を伺いたいと述べられ、ついで川村国際教育文化課長より配付資料「昭和53年度大学学長招致計画について」に基づいて、次のような説明がなされた。

(1) 昭和52年度はマレーシアの5名の副学長招致を計画したが、日程の調整がつかず、結局マレーシア理科大学副学長のみが文部省招待という形で単独来日をした。それで、53年度実現について再度交渉したが、これも日程調整が困難で見送らせてほしい旨の連絡があった。

また非公式であるが、タイ国大学庁が日本の国立大学長3名を昭和53年2月に約1週間招致したいという意向を表明している。

これについては具体的な連絡があり次第、別途、ご相談したい。

(2) 53年度の外国学長招致の対象候補国を整理すると、次のようになる。

国名	留学生数 (51年度)			大学数
	計	受入	派遣	
フィリピン	89名	79名	10名	40校
インドネシア	131	130	1	47 (内私立20)
シンガポール	55	54	1	2
オーストラリア	61	47	14	19

この表を作成するにあたっては、前回の審議の際、日本と関係の深いアセアン諸国を中心に選考するという基本方向に則って作成した。このうち、インドネシアとは日本学術振興会が中心となって学術協力計画が別途に進行し、またシンガポールには大学は2校しかなくプログラムを組むには無理があろう。

オーストラリアについては、井上前奈良教育大学長がオーストラリア大学副学長協会会長と非公式に接触し、同協会はこの計画に関心を示している。また、日本が招致するなら、逆に日本の大学長を招致し、相互の国際交流を図りたいとも表明している。

以上のような説明に続いて意見の交換に入った。

○ いま説明があったような事情だとすれば、52年度計画のマレーシアの代りとしてはフィリピンということになる。それから、53年度分としてはオーストラリアということになる。これを今年の春と秋に行うということではどうであろうか。

○ 対象候補国として、日本が関心を寄せているイスラム諸国はどうであろうか。イスラム諸国とは従来、通商上の交流に重点が置かれていた傾向があったが、最近の政府高官の動向を見ていると文化的な国際交流の動きもあるように見受けられる。その意味では、大学

長招致はその一端を担えるのではないかと思う。

- イスラム圏からの招致は次回の候補としては考えられるであろう。しかし前回の会議での、東南アジアからもう1回招致するという結論は尊重しなくてはならない。そうすると文部省の説明からの妥当な帰結として、フィリピンしか残らない。
- 文部省としてはフィリピンなら結構と思う。現在、フィリピンとは留学生の交流もかなり密接であり、その意味で、大学長に来日願えれば、現状の視察等、有意義であると思う。また、日本も東南アジアの一員であるので、将来も密接な関係を維持、発展させることを志向している。
- 来日学長の視察場所についてであるが、北海道も考慮してほしい。オーストラリアの場合、気候等似た面もあり、日本北方の農業形態などの視察は有意義であろうと思われる。是非にということではないが、一応考慮に入れておいてほしい。
- 1年間に2回実施することは差支えないであろうか。
- 予算があるなら2回実施した方がよいであろう。

以上のような意見の交換があった後、委員長より協議のまとめとして、53年度はフィリピンとオーストラリアから2回大学長を招致したい旨諮られて、了承された。なお、これの具体的な実施時期等については、従来の方式に則って文部省の方で素案を固めたのち協議することとなった。

以上をもって、本日の審議を終了した。

第5 常置委員会議事要録

日時 昭和53年4月17日(月) 14:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 佐々木委員長
西川, 加藤, 平島, 平松, 丸山(代:根本), 石塚, 伊地智, 小林, 西沢, 岳中, 柿本各委員
白倉専門委員
(文部省)
阿部高等教育計画課長, 川村国際教育文化課長, 他1名

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のように挨拶があった。

本日はご通知したように、(1)外国人教師招請制度について、(2)外国学長(フィリピン、オーストラリア)の招待について、の2つの議題についてご協議頂くことにしており、第1の議題については文部省の阿部高等教育計画課長より説明を伺うことにしているが、その前にこの問題と第5常置の関わり合いについて、若干の歴史的経緯があるので、まずそのことについて申し述べたい。

それは、既にこの委員会で何回か話題になったことであるが、日本の大学に勤務する韓国籍・朝鮮籍の教員をもって組織されている「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」という団体から国大協に対し、50年以来数回にわたり「定住外国人の国公立大学教員任用」に関する要望が行われてきた。その内容は「国公立大学の専任教員にアジア人を採用するよう特別措置を講じてほしい」ということを骨子とするもので、国籍を問わず能力に応じた機会均等の保障をすることを訴えたものである。

このことに関してはその都度、本委員会にご

報告したが、この問題については「公権力の行使、国家意思の形成への関与は、日本国籍を有する者に限る」との内閣法制局見解があって法律問題が絡むため、容易に結論が出ないので、文部省にもその意向をただしたりもした。

そのような経緯があったが、このたび国会において、国立大学に外国人正規教官採用の途を開くため関係法律の一部改正を図ろうとする動きが出てきて、文部省でもこれについて検討されておられるようなので、本日はそれについて阿部課長より説明を伺うことにしたい。

なお、本日の第2の議題については、川村国際教育文化課長より説明があるのでご了承いただきたい。

議 事

1. 外国人教師招請制度について

このことについて、阿部課長から概ね次のような説明があった。

外国人教師を国公立の大学で招請する方法としては、現在各大学で行っているように、国家公務員法第2条第7項の規程に基づき契約の方法によって、これを実行しているのがその実態である。

なお、現在文部省では外国人教師（講師）、外国人研究員という制度の要項を定めており、この制度に則って各大学では学長がその外国人個人と契約というかたちで外国人教師を採用している。これは、予算の関係から1年毎の契約というかたちであるが、待遇の面では日本人教官よりも高く処遇されている。しかし、共済制度の面では、まだかなり問題が残されているという状況である。

外国人教師等については以上のような制度があるが、これとは別に外国人教師にも日本人教

官と同様に国家公務員として国立大学の教授に採用する途を開くべきではないかというような議論も行われていたが、これは諸般の事情もあって進展をみていない。外国人を、国公立学校に採用してはいけないという規定はないが、いわゆる公権力の行使、国家意思の形成に関わる仕事に外国人が従事するのは適当でないとするのが一般の見解となっている。

ところが最近、国会においてこの問題が取り上げられ、これに対し法制局長官は、公権力の行使や国家意思の形成に関与しない範囲でなら外国人を正規の教官にしても差支えないとの見解を示し、また文部大臣も前向きに検討すると答弁を行った。それに基づき文部省も検討を始めたが、その後参議院の秦野議員はこれを議員立法で実現を図ろうということで「国立又は公立の大学等の外国人教員に関する特別措置法案（仮称）要綱」（配付資料）というものを作成した。また文部大臣も前向きに検討したいとの答弁をしたという状況にあるので、文部省としても真剣に検討したいが、それについてはその当事者である各国立大学および国大協にあって、このような制度をぜひつくるべきであるという考えなのか、あるいは、もう少し慎重になすべきであるというのか、その辺の意見をふまえて検討を進めたいと考えている。

以上のような前置きがあったのち、「国立又は公立の大学等の外国人教員に関する特別措置法案（仮称）要綱」について、概要の説明があった。

以上の説明について、概ね次のような質疑が交された。

○ 例えば、もし外国人教師任用制度が立法化された場合には、現実としてどのようなこと

になるのであろうか。

- これは、このような制度の途を単に開いたということであって、現実として、採用するかしないかということについては、各大学の教授会の自治の問題になるのではなかろうか。
- 実際に、この問題が実現した場合には、宿舍等の問題がでてくるが、このような問題については、どのような考えがあるのであろうか。
- 外国人教師について特別処遇をすることは、現在の外国人教師の制度でやっていきたい。今度考えられているこの制度では、外国人教師も日本人教官と全く同じ仕組みで考えた方がよいのではないかと思われる。
- 現在の契約による外国人教師の制度にも問題がある。これは1年契約で1年毎に更新することになっているが、これらの外国人教師の中には永住の人もいる。私の大学では外国人教師にも定年を設けたが、1年契約だと退職時の処遇が一般の場合とは違い、この点に不満がある。それで、今度公務員として採用の途が開かれると、従来の制度による者との調整の問題が出てくる。それと、外国人の非常勤講師の待遇を日本人と同様にしてほしいとの要求も出てくる。
- これは予算上の問題であって、非常勤講師の予算には一般講師と外国人講師の二種類の予算がある。そこで、外国人講師をこの一般非常勤講師の予算で採用することになると、外国人非常勤講師の予算が空洞化するという問題があるので、直ちに一般非常勤講師で採用するという事は困難であろう。これについて、弾力的にとの問題意識はあるが、現在、直ぐ改まる方向にはない。
- サバティカルで、日本の大学へ教えに来たいという希望の外国人教師もいるようであるが、このような外国人教師を招けば給料等安くすむのではないであらうか。
- そのサバティカルに関連することであるが、外国人教師で日本の大学で現在在勤7年になる者が1年間のサバティカルがもらえないであらうかという要求があるが、そのような制度は日本にないことでもあり、到底このような要求は容れられないことであらうが、念のために伺っておきたい。
- これについては、外国人教師は、現在1年毎の契約採用であるから、サバティカルというような制度はない。しかし、外国人教師で、3年間勤務したものについては、1カ月間国費負担で帰国（家族共）してもよいという制度は設けられている。
- 外国人教師を公務員的に採用する新しい制度が出来た場合、その選考はどこで行うのか。また、選考は教授会ということになるが、任命権者は日本人教官と同じく文部大臣ということになるのであらうか。
- この制度がもし出来るとすれば、制度的には日本人教官と同じものとして考えられることになる。
- そのように制度的には、同じ処遇を受けながら、外国人であるために人事には関与することができないということであれば、これは差別という問題に関わることになるのではなかろうか。
- その辺は、議論のあるところである。内閣法制局の見解が公権力の行使に関与することは、外国人には絶対に認められないということになっているので、その部分はずさない限りは国立大学の教授に任用は無理である

う。そこで公権力の行使云々の部分はずし
たことによって、どのような問題が出てくる
かということは国大協の場で議論し、その上
で、公権力の行使の部分はずすのであれば
意味がないということになるのか、あるいは
そのようなことをやっても、なおかつこのよ
うな制度を開いた方がよいという議論になる
のか、その辺の結論を出してもらいたい。

- この制度によって、外国人教師が教授に任
用されても人事権は持たないということにな
ると、これに関連して種々複雑な問題が出て
くることになる。そこで、第5常置では、
このような問題については、時間をかけ、フ
リートークングを重ねて詰めていき、もしこ
のような外国人教師の途が開けるといこと
になれば、これに対応するために、国大協と
しては意思統一をしておく必要がある。
- 外国人教師の採用・待遇等を国立の一般教
官と同じくするという事は望ましいこと
であるが、職務を制限するという事はできる
のであろうか。例えば、このような途が開け
たとした場合に、人事権には関与しないとい
うようなことは法令で定められるとしても、
その他の細部の事柄についてまで法令化する
ことができるかどうかは疑問である。
- 人事に関する投票権のないことは明示する
が、人事その他に関わる制限事項として他に
どのようなことがあろうか。学生処分とかカ
リキュラム決定などであろうか。
- この問題については、各国立大学の中に立
派な外国人の教師がいて、これをぜひ教授に
したいというような要求があって、これが立
法化されるというなら賛成できるが、外国人
教師の不満解消のための立法化であるなら余
り好ましくない。

○ 外国人教師に国公立大学の教授等への任用
の途を開くということは好ましいとしても、
それが実現して、問題が起こった場合には、
それは大学自治の問題となってくる。それ
で、各大学においては、この問題を十分検討
する必要がある。

- この要綱の第二に掲げられている「人事等
への関与制限」以外は一般教官と同等か。
- それ以上は全く同等と考えてよいという仕
組みになっている。
- 49年に行われた第5常置の調査報告書によ
れば、外国人教師の任用についての質問に対
する回答結果は、現行制度でよいというのが
41大学で全体の4分の3を占めていた。しか
し、この場合に、従来の外国人教師の制度は
そのまま残しておいて、新たにこのような制
度を設けるとい設問であったならば、その
結果は、またこれとは違ったものになったか
もしれない。
- 外国における外国人教師の状況であるが、
日本の大学の仕組みと似ている国といえば、
西ドイツとフランスということになる。そこ
で、フランスでは10年程前に、高等教育基本
法というものを設けて、外国人教師任用の途
を開いた。また西ドイツでは2年ほど前に、
管理法の中に特別の条項を設けたということ
である。このように管理制度にうるさい両国
であるが、大学の問題に関する限りは、この
ような特別な途を開いている。しかし、この
両国の大学の管理制度、教授の位置付けがど
のようになっているのかは、よくわからない。

概ね以上のような意見の交換があったのち、
この問題については、委員長の方で関係部局の

方と接触をした上で、状況により委員会を招集することとした。

なお、この議題に関連して、外国人教師がその身分等について理解できるよう、関係規則等の資料を英訳したものを作ってほしいとの要望があった。

2. 外国学長（フィリピン、オーストラリア）の招待について

初めに、委員長から次のように述べられた。

この議題については、後ほど川村国際教育文化課長から説明があるが、その前に、次のことをご報告し、ご了承を得たい。

（1）オーストラリアからの日本の国立大学長の招待について；オーストラリアの副学長協会（日本の国大協にあたるもの）の責任者から、第5常置委員長の私宛に2月17日に来信があった。その内容の要点は、①従前から第5常置でも報告されていた、井上(前)委員長とオーストラリアの副学長協会との接触の経緯のこと。②オーストラリアの方から、4月から7月の間に日本の国立大学の学長3人を招待して、3週間にわたり9大都市にある国立大学を視察してほしいということ、などであった。

これについて、会長ならびに川村課長とも相談して、3月1日付けでその招待について受け入れる旨の返信を出した。そこで、その人選について、会長および事務局長等とも諮り、まず方針として、一つには、オーストラリアと特に関係が深い大学、次に、第5常置の委員として永らく熱心に尽力された学長ということになり、具体的には、次の3名の学長について、会長の承諾および川村課長の了解も得られたのでご了承頂きたい。

須田 勇学長（神戸大学）

石塚 直隆学長（名古屋大学）

佐々木忠義学長（東京水産大学）

なお、その訪問日程は5月29日～6月18日までの予定である。

この提言について異議なくこれを了承した。

（2）タイ国からの日本の国立大学長の招待について；一昨年、タイ国から3人の学長を招待したが、この返礼の意味でこのたび先方から、日本の国立大学長3名を招待したい旨を伝えてきた。この3名については、先方から次の3名を指名してきた。

向坊 隆学長（東京大学）

若槻 哲雄学長（大阪大学）

佐々木忠義学長（東京水産大学）

ところで、このうち向坊学長は、6月にタイ国へ行かれる予定があり、また、私は健康上の都合で行けず、結局、若槻学長および伊地智善継学長（大阪外語大学）、西川義正学長（帯広畜産大学）の3人が2月18日から2月26日までの1週間タイ国を訪問視察された。その状況報告は総会までにはまとめられることになるが、以上取敢えずご報告する。

以上のような報告があったのち、川村国際教育文化課長より次のような説明があった。

昭和53年度の外国学長の招待については、前回までの話ではフィリピンの学長を5月頃、オーストラリアの学長を10月頃招待しようという計画であった。ところが、フィリピンの学長の方は5月は都合が悪く、10月にしてほしいという希望があり、併せて来日の3名について別紙資料「昭和53年度大学長招致計画によるフィリピンからの来日者」のとおり通知してきた。これによると3名とも副学長になっているが、その中2人は「フィリピン総合大学・単科大学協

会」の会長、副会長であり（他の1人は神父）、協会の役員という観点から選ばれたものと思われる。その辺の事情については照会中であるが、特に異議がなければこのとおりとしたい。

一方、オーストラリアの学長の方は、日本の国大協に当る「AVCC」の理事会が明日開かれるので、その理事会で人選して回答するということである。このような事情であるので、いずれ近い中にその人選について知らせてくるものと思う。

なお、オーストラリアの学長の招致期間については、先方から日本の学長に3週間の招待があったので、こちらの方も3週間とすることにしたい。したがって、両国学長の招致期間はフィリピンの学長は2週間、オーストラリアの学長は3週間ということになる。各大学ではお忙しいことと思うが、受入れについてよろしく願いたい。

以上の説明について、次のような意見の交換があった。

- フィリピンには、国立大学もあるのに招致者の中に国立大学の学長が含まれていないのは、何かわけでもあるのであろうか。
- 特別理由があつてのことではない。配付資料「昭和53年度大学長招致計画による来日者の所属大学長等」では、国立大学8、私立大学38ということであるが、国立大学は実際には2大学のようなものである。このように私立大学の数が圧倒的に多いという状況である。それから、国大協が招致するというので、先方では国大協に相当する「PACU」がこれに応じて取り計らった関係もあり、その会長および副会長を含むこの3大学の副学長となったものと思われる。

- この招致計画の最終的な詰めはいつ頃を目標にされるのであろうか。
- 文部省としては、できるだけ早く具体的な招致案を作って、次の第5常置委員会に提出したいと思っている。
- 第5常置としては、6月の総会前に検討したいので、それまでに日程案などの作成をお願いしたい。なお、従来の慣例からこの2カ国の学長を迎えるに当って、それぞれの招待準備委員会（委員長は会長が就任）を設けて、今度の総会から発足させる段取りとしたい。

以上をもって、外国学長の招待に関する協議を終了した。

3. その他

(1) 世界大学総長会議について

このことについて次のような質疑応答があつた。

- ユニバーシティ・プレジデント・インターナショナル・アソシエーション（世界大学総長会議）というのはどのような団体組織であらうか。
- これは、イランで今度総会を開こうという予定の団体であると思うが、これは国際大学協会というのとは全く別の組織である。名称が似ていて紛らわしい点があるので注意して頂きたい。
- もし、今後このようなものについて、正式な組織と認められるものがあれば、その情報については国大協にも知らせてもらいたい。

(2) 短期在外研究員について

このことについて次のような意見交換があつた。

- 現在、行われている短期在外研究員制度は余り意味がないのでこれを廃止して、それに代って国際研究集会などに出席する予算の枠を拡げてもらうことを考えてはどうであろうか。
- 短期在外研究員制度を廃止するというだけでなく、この制度は現在のまま残しておいて、新たに国際研究集会に出席する枠を拡げるという方がよいのではないであろうか。短期在外研究員の出張期間については、従来は一律に2カ月であったが、今回1カ月のものも3カ月のものもつくって弾力性をもたせるように配慮した。
- 国際学術会議へ出席するのは、学術会議から選考されるものだけであろうか。このような会議にも出席できるような途が開けるとよいと思うが、どうであろうか。
- これには、現在でも各大学から年間相等数の国立大学教官が出席している。ただ、これに参加するためには単なる研究発表だけでは駄目である。

(3) 専門委員の辞任について

委員長より、新堀通也専門委員より申し出のあった辞任の件について諮られ、了承された。以上をもって本日の議事を終了した。

第6 常置委員会議事要録

日時 昭和53年2月23日(木) 10:00~13:00
 場所 学士会分館6号室
 出席者 今村委員長
 和田、九嶋、畑、佐野、安藤、竹山、円藤、中塚各委員
 石塚、吉田、佐藤、高梨各専門委員

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のとおり述べられた。

これまで小委員会で検討した結果をまとめて、本日午後の理事会に報告しなければならないので、そのことについてお諮りしご承認を得たくお集まりをいただいた。なお、このことについては、去る14日に学費問題およびそのほかの合同小委員会を開いて協議した。本日はそれを中心にしてご報告する。

以上の挨拶が述べられたのち議事に入った。

議 事

1. 学費問題について

初めに畑学費問題小委員長から次のとおり報告があった。

学費問題については二つのことが話題になった。その一つは、国立大学授業料50%値上げ案を盛り込んだ来年度政府予算案が目下国会で審議されているが、この段階で国大協として更に値上げ抑止のために何らかの行動をとるべきかどうかという当面の問題である。なお、これについては二、三の大学のほか学生団体等から、今回の授業料値上げ問題に対する国大協のこれまでの行動を評価しながらも、なお一層の努力をされたいという趣旨の要望がだされている。

他の一つは、国大協はこれまで、授業料値上げ問題が具体化した時点で、取り急ぎその対策の検討をはじめるといった状態であったが、授業料値上げ問題は今後も起こりうるので、この際長期的展望に立って授業料問題の基本的検討を行ってはどうかということである。国立大学の授業料問題については、たとえば私大授業料との格差、これに関連する納税者の不満感、また教育の機会均等などの問題が提起されており、このような問題を統一的にどのように理解し、

どのような姿勢に立つべきかということを検討しておく必要がある。

以上の二点を話題にして議論が行われたが、第一点の当面の行動については、前回の値上げの際、衆参両院の文教委員長宛に改めて要望書をだした例があるが、その効果は特になかったことの経験等を踏まえて議論した結果、学費問題小委員会としては現段階では特に行動を起こすことはしないという結論となった。

第二点の長期的な学費問題の研究調査については、当面の企画として、行政、経済ならびに教育のそれぞれの立場から国立大学授業料の性格、あり方等についての意見をきくことにし、そのため近日中に各分野の専門家を招いて第6常置の主催でシンポジウムを開催することとした。なお、このシンポジウムには第6常置のメンバーのみならず、できれば理事会のメンバーや他の委員会の委員の参加も得られるよう設定したいと考えている。ついては、いまその講師の人選をすすめているところであるので、適任者があればご推薦願いたい。

なお、国大協では授業料問題についての見解を何度かまとめたことがあるが、これは、これまで部内限りのものとして取扱われてきた。しかし、その後大分時日も経過したので、この授業料関係の資料を、次号の会報（注；第79号）に載せて各大学の検討の資料に供することとした。

以上の報告があったのち委員長より、学費問題小委員会で協議された授業料問題についての当面の措置と、今後の作業についての方針の二つについては、報告にあったとおりに処置してよろしいかと諮られ、異議なく了承された。

2. 定員問題について

佐藤専門委員から次のとおり報告があった。

52年度から総定員法が改正され、48年度以降の新設大学および医学部にかかる定員は、国立学校設置法に定める定員に移行することになり、総定員法から外されることになった。そこで、国大協としては、この措置による結果を暫く観察しないと、定員問題についての十分な判断はできない。

いま、設置法改正による状況の変化を概観すると次のようなことになる。

52年度は国立大学にあっては3,227人の増であるが、そのうち既存の大学の増が1,093人であるので、約2,100人が新設大学の定員増ということになる。同様に53年も3,252人の増のうち既存の大学は511人の増にとどまっているので、その差2,741人は設置法の定員ということになる。このような状況から総合してみれば、53年度は総定員法の中に約5,690人の貯蓄ができた結果になったが、もし総定員法の改正がなければすでに総定員法の枠はパンク状態になり、直ちに第5次定削を実施せざるをえない逼迫した状況に追い詰められていたといえる。そうして、53年度は総定員法全体としてみれば約3,900人の定削があり、増員もほぼ3,900人であるので、この増は各省の定削数で補うことになり、僅かに50人足らずの純増にすぎない。したがって、5,690人という総定員法の貯蓄は55年度に第4次定削が終わった後も、その殆どが残ることになるものと予測される。このような状況からして、56年度に第5次定削があるかないかという問題になるが、国大協としては、それまでの間にできるかぎりのデーターを集め、次の定削問題への対応策を検討しておくということが課題になる。それで、定員問題小委員会と

しては、さきに第6常置からだした「第4次定員削減と国立大学の実態」という報告に対して、各大学から種々な意見や資料が寄せられたので、それを整理し、この報告書をさらに整備したうえ今後の検討の資に供することにしている。

以上の報告について委員長から次の補足説明があった。

定員問題小委員会では、さきに第6常置でまとめた上述の報告書をさらに整備し、これを基に国立大学の特殊性と、定削がこれに及ぼす影響等を検討し、問題点を明らかにする作業をすすめたいと考えている。この場合に問題になるのは、第4次定削の初年度（52年度）の0.2%の積み残しの処置の問題である。これについては、これを最終年度（55年度）に廻して、それまでの間に定員問題の抜本的な解決策を講ずることにするという申合せが、その当時、国大協と文部省との間に行われていたということであるが、いまだにこの問題の解決策は見出せない状況にある。しかし、第6常置としては、この宿題をこのまま放置しておくわけにはいかないので、それらの問題も含めて定員問題についての今後の進め方をご検討願いたい。

以上の報告に関し次の意見が交された。

- 総定員法から外された定員は定削の対象となるのであろうか。
- 設置法に定める定員は、形式的には定削の対象にはならないが、毎年、予算を付ける段階で削られたり繰り延べられたりして実質上の削減を受けるということがある。
- これまでの定削が国立大学の事務系に大きな被害を与えており、すでに事務運営はその

限界にきている。これは数字の上での減少ということ以上に甚だしい困窮状態にあることを理解しなければならない。

定員問題小委員会では、いま、その点を各大学から寄せられた資料を基に調べているところであるが、43年度の第1次定削開始から52年度の第4次定削開始までの間に事務系職員は約20%の削減を受けている。この結果がどこにどのような影響をもたらしているかを実例を挙げて示し、次の対策として国立大学の特殊性を強調することを目標にしていま作業をすすめている。これの資料整理は6月総会までに行い、これに基づく展望や主張は秋の総会までにまとめる考えである。

このあと委員長より、この問題については以上のような段取りで進めることにし、まとめた資料に基づいて具体的検討をすすめることにしたい、と述べられた。

3. 財政問題について

初めに竹下事務局次長から次のとおり報告があった。

お手許に配付してある大学財政に関する今回の報告書は、大学財政問題について国大協の意見を述べるという性格のものではないので、発表前に、原案について各大学の意見を徴するという手続きはとらないことになった。なお、本来ならば完成したものを本日提出してご承認を得なければならないところであるが、印刷の都合で作業が若干遅れているので、初校のものに多少の手を加えたもので、ご審議をお願いすることにしたのでご了承いただきたい。本日これがご承認頂ければ、これを午後の理事会に提案し承認を得て、年度内に各大学に配布する予定にしている。

ついで委員長から、この報告書の原案ができるまでの経緯について次のとおり述べられた。

この報告案のまとめの作業は飯島（前）委員長の許で発足し、大石委員（ロンドン在留）をはじめ各専門委員が分担執筆したものである。前回（52.11.14）の議事録にもあるように50年7月以来、この課題について研究調査をすすめてきた原案を、飯島（前）委員長のお目通しを頂き、それをさらに各小委員が検討したものを、昨年12月15日の小委員会に持ち寄り、最終的な調整をして小委員会原案を完成するに至ったものである。

ついで、和田委員より報告書の内容の概要について次のように報告があった。

この報告書作成についてははじめの段階では、大学財政の現状分析と問題点をだして、さらにその上に将来構想も含め、また、この案に盛られているもののほか、実質的に学問研究にかかわりのある科学研究費の問題、委託研究費の問題なども含めて、大学財政を総括的に議論して報告書をまとめるという構想であった。しかし、議論の過程でそれぞれの項目の性格が必ずしも一致しておらず、全体をとおして釣合いのとれた報告をまとめることが無理であるということがわかってきた。それと、この報告は原案について各大学の意見を聞くということはないということがあったので、今回は大学財政の歴史的な動向をたどり、その仕組みならびに現在の大学財政の状況を分析し、そこに見出される問題点を指摘するに止め、これを大学教職員の勉強資料として提供することとした。そのような考えから、初めに予定した授業料と奨学金制度、科学研究と国立大学財政、諸外国の大学財政との比較などの項目は次の検討課題とし

て提起しておくということになった。

以上の報告があったのち、これを委員会の報告案として承認し理事会に提出することになった。

4. 給与問題について

高梨専門委員から次のとおり報告があった。

給与問題小委員会では助手の待遇改善を促進するため、その裏付けとなる資料を得る目的で過般「助手に関する実態調査」を実施した。その回答を集計整理し、それを基に報告書の作成にかかり、昨日ようやくこれを書き上げることができた。この報告書は助手の任用に関する機関調査と助手の職務の実態に関する個人調査の二つからなっており、全体の本文枚数は400字詰原稿用紙100枚程であるが、そのほかに約260表の付表を付けることになった。内容は、前回にも報告したように、実態調査からわかる範囲の事実を全体的に要約したものであって、将来の政策的なことは今後の検討課題ということとしてここでは触れていない。

なお、この報告書を印刷配布する場合、配布の主体は第6常置になるのか、それとも給与問題小委員会とするのかという問題がある。この報告書に「まえがき」を付さなければならないが、これは配布の主体がいずれになるかによって、おのずからかたがちがきまることになるので、その点ご協議をお願いする。

以上の報告と提言について協議の結果、次のとおり処理することになった。

- ①この報告書の配布の主体は第6常置委員会とする。

したがって、この報告案のコピーを第6常置の委員に送付して検討を依頼し、各委員は意見があれば、文書をもって国大協事

務局に提示することにする。

②小委員会は委員の意見が出揃ったところで会議を開き、原案の最終調整をして報告書案を完成し、これを各大学に配布する。

③この報告は、助手の実態を分析して報告する作業であったが、それだけでこの問題を打切るのでは意味が薄い。これを基にさらに助手のあり方についても検討しなければならない。しかし、この問題は第6常置の給与問題だけから解決できる内容の問題ではなく、制度改革にもかかわる側面もあるので、第1常置とも連携をとってすすめるべきではない。

5. 専門官制度問題について

初めに委員長から次のとおり述べられた。

この問題は、前回の議事要録にもあるように、組織・制度に関する問題でもあるので、第1常置と合同の小委員会を設けて、今後の作業をすすめることになった。そうして、第6常置からは和田、蓼沼両委員ならびに高梨、慶谷、吉田、佐藤、荻原各専門委員が参加されており、委員長には前田第1常置委員、副委員長には第6常置の和田委員がなっておられて、目下精力的に作業がすすめられている。

ついで、和田委員から専門官制度問題小委員会の審議状況について次のとおり報告があった。

これまですでに4回の会議が開かれており、明日の会議において、この問題のまとめのためのアウトラインがかなり煮詰まるものと予想される。ところで、この問題の考え方であるが、技術系職員の待遇改善として文部省が考えている行(一)3等級昇格の問題は、今年度は実現でき

ず、かなり長期化する状況になったので、これは文部省の計画どおりに任せるとして、国大協としては、かねてより、研究所長会議等から要望がだされている研究技術専門官という新しい構想に則り、それにふさわしい別建て俸給表の新設を狙うことにしたいと考えて検討を進めてきた。現在のところはその俸給表の試案をまとめ、それを基にして議論をすすめている。この試案には1等級(技監)、2等級(主任専門官)3等級(専門官)、4等級(専門官補)のランクがあつて、最高級の俸給月額は、助教授と講師の中間の額を考えている。この考えによれば、38年まで大型の附置研究所にいた講師相当の技官に近い考えが復元することになる。

この専門官の格付基準は、たとえば1等級(技監)の場合は、博士の学位又はそれと同等以上の知識・能力、高度の経験・技術を有する者(大学卒経験25年以上、博士課程修了経験15年以上)であること。職務内容は、相当数の部下を有する工場長・技師長等の職務または研究・技術に関し極めて高度の経験・技術を必要とする職務、ということになっている。現在でも技術系職員の中には博士の学位を有する者が3人もいるということであるが、この制度によって、これらの者の優遇の途が開けることになる。

次は、この制度が実現するとなれば、大学には教育職、行政職ならびに研究技術職の3種(医療職は別に考える。)の職種ができることになる。しかし、研究技術職は教官ではないので、大学の管理運営の一端を担う職種ではない、という考えである(教務職員は教育職(一)であるが、教特法の適用を受けず、かつ5等級止りの袋小路にあるので、この制度に吸収したい)。なお、施設部の技官と図書館の司書系職

員はこの制度の対象から除くことにした。それは、施設部には現在も行政職の職階制が組み立てられていて昇進の途が開かれており、また、図書館にもすでに行政職の職階があるので、これと並行的に別の新しい職階を設けることがむずかしいということと、司書系職員については多少ではあるが、すでに優遇の途が開かれているので、この路線を延ばす方向で検討したいという考えが図書館協議会の方にあるからである。

人事院では来年あたり俸給表の見直しをするような情勢でもあるので、この機会に強力に検討を進め、その結果を基に働きかければ実現の可能性もあるのではないかと思う。

ついで、高梨専門委員から研究技術専門官の俸給表試案を基に次のとおり報告があった。

専門官制度問題小委員会では、フリートーキングをしているだけでは問題がまとまらないので、具体的な俸給表の試案を基に議論をすすめることになった。その叩き台として作成したのがこの配付資料である。

ところで、このような別建ての俸給表を設ける可能性があるかどうかについて、非公式に人事院の関係官の意向を聞き質したところ、人事院の方ではこの案は検討に値するが、技術的な面については検討してみなければわからない、という意見であった。そこで、この新しい制度について差し当り国大協の内部でアンケート調査をすることになり、いまその原案を検討しているところである。

なお、科学技術庁においてもこの考えに近い構想の検討がすすめられており、3月中に答申をまとめることになっている。そして、これは各省直轄研究所の方も乗り気であるので、これ

と国大協の足並が揃うことになれば、人事院の方は前向きにならざるをえない状況にあるということがいえる。また、国大協の見解がまとまれば、文部省は教員等待遇改善研究調査会を再開することになるであろう。

概ね以上の報告があったのち、これに関連して助手および教務職員の待遇改善にかかわる問題として、研究技術専門官への移行措置の問題等について若干の意見が交された。

教員養成制度特別委員会

日 時 昭和53年1月18日(水) 13:30~16:30
場 所 国立大学協会会議室
出席者 須田委員長
岡路、九嶋、岩下、太田、岡本、田浦、
橋爪、小林、安藤、井上、大賀各委員
真下、山田各専門委員
(文部省)
島田教職員養成課長

須田委員長主宰のもとに開会。

委員長から開会の挨拶があったのち議事に入った。

議 事

1. 教員養成の大学院問題について

初めに委員長から次のとおり述べられた。

本委員会では昭和47年に「教員養成制度の現状と問題点」について調査研究報告書を出し、その中で教育系大学・学部における大学院の問題にも触れるところがあったが、その2年後に出した49年の報告書では、特にこの問題を主題として取り上げて検討した。その際、関連して、当時文部省側において検討されていた新構

想の大学院大学の問題についても論評を加えた。

ところで、51年3月に高等教育懇談会は「高等教育の計画的整備について」報告を発表したが、そこでは大学院に関する問題は、大学院問題懇談会（以下「懇談会」）にその審議を委ねるということとされ、この問題は報告から除外された。そこで、国大協はこの懇談会の動きに注目していたが、懇談会の作業は諸種の事情で予定どおり進行せず、当初予定していた中間報告は取り止めて本年3月に最終的報告を出すとのことである。なお、この懇談会では、去る51年の11月に大学院問題に関して大学側の意見をきくため国・公・私立大学の代表を招いて懇談を行ったが、国大協からは大学院問題を扱っている第1常置委員会から北村委員長と私の両名が出席し、博士課程の問題については北村委員長から、教員養成の修士課程の問題については私から、それぞれ意見を述べた。また、第1常置委員長から懇談会座長宛に提出した第1回の要望書（51. 11. 5）でも、教員養成系の修士課程については、他の分野に比し著しく遅れている現状に鑑み、政府は格段の配慮をされたい、という一項を起こして特に要望を行っている。

最近、懇談会の方から報告をまとめる段階で、博士課程の問題についてのアウトラインを示してきたが、教員養成関係の修士課程については特別に方針が述べられてはいない。そこで、今日は島田教職員養成課長の方からその辺の問題についても伺うことにしたい。

次に、53年度の概算に新構想の大学院大学の発足が乗せられており、文部省でもこの問題はかなりはっきりしてきたのではないかと思われるので、その点もお伺いしたい。この新構想の大学院大学は新潟と兵庫に設置される予定であ

り、兵庫は私の大学の地区であるという関係もあって私としてはこの問題に特に関心を持っており、関係各方面の意見を徴し、また、当方の意見も述べたが、その感触からすると、文部省の方で一方向的に強引にすすめている気配はないようである。殊に国大協は49年にこの新構想の大学院大学について懸念をもって批判しているので、この批判に対する応えの意味も含めて文部省の考え方を伺うことにしたい。

ついで島田教職員養成課長より次のように説明があった。

教員大学院大学の構想の説明に入る前に、新構想のバックグラウンドにもなると思われるので、配付した資料を基に教員養成に関わる一般的な数字的なことを一通りご説明したい。

以上の前置きののち、次の資料を基に概略の説明があった。

- 免許状の種類別の課程認定大学・短期大学等数
- 昭和52年3月新規卒業者の学校種別の教員免許状取得状況・教員就職状況
- 年度別新規卒業者の教員就職状況
- 教員養成大学・学部の入学志願者及び教員採用試験の受験者について
- 昭和52年度教員養成大学・学部入学定員
- 昭和53年度教員養成大学・学部及び附属学校等関係予算案の概要

以上の説明に関し橋爪委員から、49年11月に国大協が出した「教育系大学・学部における大学院の問題」の報告書がきっかけになり、既存の教育系大学にも53年度に大学院の予算措置が講じられることになったので報告する、と述べられたほか若干の質疑応答があった。

次に「教員大学院大学（仮称）の構想の概要」

を基にして、次のように説明があった。

この資料は、53年度の概算に乗せるために文部省の考え方を取り敢えずまとめたものである。

①趣 旨： 教員大学院大学（仮称）は、主として現職教員の研究・研鑽の機会を確保するための大学院と、初等教育教員を養成する学部とを有する新しい構想の大学である。

②経 緯： これは昭和47年7月の教育職員養成審議会の建議において、新しい構想による教員養成大学・大学院の創設の提案がなされ、これに続き昭和49年5月「新構想の教員養成大学等に関する調査会」が、新しい構想による「教員のための大学院大学」を創設する必要があることおよびその基本的な在り方についての提案を行った。

この提案を受けて、昭和50年11月には「兵庫」の創設準備室が、昭和51年8月には「上越」の創設準備室が設置され、その後、これらの準備室が中心になって、さらに検討をすすめているものである。

以上の説明に続いて、

- ③設置場所
- ④創設計画
- ⑤組織構成
- ⑥生活環境
- ⑦管理運営

の順に概要の説明があった。

以上の説明に関し次の意見が交された。

○ この新構想の大学については、国大協は49年公表の「教育系大学・学部における大学院

の問題」の中で、この構想の問題点を指摘し、懸念される幾つかのことを取り上げている。そこで、まずこれらのことについて確かめておくことにしたい。その一つとして現職教員が入学したときの後の保障はどのように考えられているのであろうか。

○ 現職者が入学した場合は、その者の給与は支給するかたちをとることにしている。ただ何名の現職者を受け入れることができるかという数の問題はあ

○ その受け入れは、新構想の大学だけでなく、一般の教員養成大学および一般大学の修士課程に受け入れた場合も同じ考えになるのであろうか。

○ その問題の前提に数の問題があるが、特に区別する考えはない。なお、一般大学においては現職入学とそうでない入学者の割振りの問題があるが、これは大学自体で議論されなければならない問題であらう。

○ 新構想の大学院の場合、その学生の3分の2は現職教員ということになっているが、身分上本務を持った者が多数いる場合、大学との管理の関わりはどのようになるのであろうか。本務の身分と学生の身分のことを考える必要がある。

○ その問題は、現在も委託学生あるいは研修生について同じ問題がある。結局は、大学に行って大学の規則に従って研修をするということが本務になる。したがって、大学の規則に触れることがあればその範囲では退学処分になることもある。しかし、逆に地方公務員法に違反して免職になっても、大学の処分規程には触れないこともありうる。

○ 新構想の大学は3分の2が現職者で占めるとなれば、大学の体質そのものが変化し、従

来の大学とは異なるイメージの大学になるのではないかという危惧もないではない。例えば、学生の自治活動等の問題はどのように考えられているのであろうか。

- 新構想の大学も大学であるからには、学生の自治活動は認めることになるが、それをどのようなものにするというようなことはいえないことである。
- 新構想の大学は、現在の教育学部がもっている問題のある意味においては解明していききっかけになるようではあるが、同時に現職教師が大学に行く意味が半減する危険もあるのではないかという感触もある。現場の教師が大学に行くことには当面の問題解決ということ以上のものがあって、そこに大学の体質が変わってしまうこととなれば、その意義は弱いものになる。したがって、現職者の大幅な大学受け入れは慎重でなければならない。
- 新構想の大学院は重点を現職教育におくということであるが、大学本来の雰囲気確保ということも考慮に入れて3分の2を現職者、3分の1をそうでない学生に割り振ることになった。しかし、この割振りは科学的な根拠があるわけではなく、常識的な割振りにすぎない。
- 現職者の教育ということで、初めの1年は大学で教育を受け、後の1年はそれぞれの学校に帰って何かを研究するというシステムが考えられているようであるが、具体的にはどのようなことであらうか。
- その点システムとしては、それぞれの学校の担任をしながら研修をすることは認められないということである。2年間は現場を離れて学業に専念するようにする。これは定数確保の点からも必要である。
- 推薦入学は考えているのであろうか。
- 準備室では推薦入学の考えは持っていない。しかし、単なる学力試験だけで選抜するのではなく、現場での研究実績も考慮するという工夫はしている。
- その点ははっきりしないと誤解を生ずる。
- 教育委員会や人事管理者では学力審査はできない。
- そうだとすれば、個人の自由で学力試験に合格すれば、教育委員会は文句なしに推薦するということになるのであろうか。
- 全くの文句なしというわけでもない。一般的な人事管理の問題としての人事交流の問題が絡むことはありうる。
- その場合に学力試験に合格した者は、次の年度まで入学資格を保留するというようなことは考えられているのであろうか。
- その問題についてはまだ結論はでていない。この問題の実際上の取扱いとしては、出願する際に予め教育委員会の了承をとらせることは考えられる。
- 試験に合格してから人事委員会と入学の交渉をすることになるのか。
- その了解だけは必要である。教育委員会の推薦で入学させることは考えていない。
- 現職者の入学について教育委員会の事前の了承が必要か否かという問題については、ある段階で教育委員会がでてくることは考えられるが、事前に教育委員会のチェックを受けるとことは考えられない。このことは現在も修士課程の入試に限らず、専攻科等の入試の場合にも教育委員会=任命権者というように限定せず、単に所属長の承諾書あるいは許可書を、入学願書に添付するのが一般の取扱い例になっている。

- 組織構成の大学院のところに「専攻」と「コース」というのがあるが、この「コース」は従来の「課程」と同じものと考えてよいのであろうか。そして、これは大学院生の分け方を意味するのか、それとも講座のような研究組織を意味するものであろうか。
- コースというのは課程という程の意味ではない。主たるコースを決めて横の拡がりを考えるということである。
- ここに示されている大学院の編成は、学部のカリキュラムの編成にかならずしも対応していないが、これは学部の上に総合的に置かれるものと理解してよいのであろうか。そして、このような構想が今後の大学院のモデルになる、ということであらうか。
- 今後の問題としては二つのいき方がある。一つは、この構想の場合、学部の学生数(200)に比して、大学院(300)の方が多くなっている。学部は初等教育課程だけであるから、まず初等教育課程に必要な教官数を設定し、その上に大学院の入学定員を考え、学部と大学院の差を補う大学院独自の教官を配当するという考えがある。もう一つは、既設の大学については小・中の課程の上に大学院の入学定員を考える、という状況になっている。この上乘せ分がこれからの折衝の問題になる。
- 新構想では専攻の立て方が従来のパターンと違っている。そこで、従来の④の審査方針とは異なったパターンについても一つのモデルが示されたかたちになるが、専攻の立て方についてももう少し柔軟な考え方が可能になるような再検討が考えられているのであろうか。
- その問題については、いま具体的な議論になっている。とくに複合専攻は大いに認めるという方針である。そして、その場合の組合せは個々の大学で考えてもらうことにしたい。ただし、審査自体は複合専攻といえども各教科に分解してみても、必要なものが合わされているかどうかをみたくて、複合専攻にしたいと考えている。
- 学校教育センターの規模は教官何名ぐらいのものであろうか。
- 要求としては1部門2人をだしているが、従来の例からして3~4人ということになる。
- 学校教育研究センターは既定のもので、各種教育センターは設置予定ということであらうか。
- いずれも設置予定である。予算上認められているのは、この大学を設置するということと、入学定員および受け入れ年度だけであって、そのほかのものはすべて未決定のものである。
- 附属学校の設置も未決定なのか。まず附属の施設を発足させたくて学生を受け入れるということであれば、はじめに考えたようなかたちにはいかなないように思う。
- その点は具体的問題としては、その考えに近いかたちのものになるのではないかと考えている。
- 前に国大協が指摘した問題で、管理運営に関する人事・予算およびカリキュラム等に關する事項は、従来の教授会に相当するところで決定していくべきであるということがあがあるが、この新構想の大学院の審議決定機関には局外者は入っていないのであろうか。そして、その場合に研究科の長、教育学部の長ならびに附属学校の長等の選考も、この教授会に相当するところで選考するということであ

って、学長・副学長が選考するのではない、
というように理解してよいであろうか。

- 基本的には教授会が選考するという考えである。ただし、最初の選考は臨時の委員会で行うことになろう。
- 国大協でかねてから新構想の教育系大学院に対し、問題点を指摘したり、批判したりしていたところは、本日の文部省側の説明によれば、およそ取り入れられ国大協の懸念は一応ぬぐい去られたというようにみてよろしいのであろうか。
- 文部省側としては、かねて国大協からご指摘、ご批判をいただいたところは全て取り入れたつもりである。なお、新構想のカリキュラム等についても、この委員会から、また既設の大学院からも知恵を借りることにしたい。
- 創設準備室の方でカリキュラムに関する資料ができれば、それをみせて貰って検討したい。

概ね以上のような意見が交されたのち、委員長より次のように述べられ、閉会した。

既設の大学の充実についても文部省として十分な考慮を払われたい。なお、このような機会を今後も設けて、文部省と国大協の意思疎通を図るようにしたい。

教員養成制度特別委員会 議事要録

日時 昭和53年4月18日(火) 13:30~15:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 須田委員長
九嶋, 岩下, 岡本, 田浦, 橋爪, 三上,
小林, 安藤, 竹山, 井上, 大賀, 武谷各
委員
山田専門委員

須田委員長主宰のもとに開会。

議事に入る前に石塚龍之進事務局長から就任の挨拶があった。

議 事

1. 教育系大学・学部の大学院構想について

初めに委員長から次のとおり述べられた。

本日の議事は、かねてからの課題である「教育系大学・学部の大学院構想」について討議をお願いすることになっているが、この議案を取り上げたのは、今年1年間この問題についての具体的な詰めを行い、どういう大学院があり得るかを究明したいと考えたからである。それには各大学の事情によって異なるものが考えられるので、その事情を伺ったうえでこの委員会の見解というものを集約し、それを実施に移すように文部省と折衝していくことにしたいと考えている。

この問題に関しては、当委員会では47年、49年、51年と3回に亘り報告書を出しており、これによって、この委員会のこれまでの基本的な考えが各大学に行きわたっていると思うが、実際の現場では、それがどのようなかたちで実施できるかという問題が残されている。また、大学院問題は第1常置の方でも検討しているので、その方とも歩調を合わせ、さらには49年度

に大学院設置基準が改正されたので、その問題も改めて討議していかなければならないこともあって、この問題を取り上げることになったわけである。

一方、この教育系大学院の問題は衆議院の文教委員会でも取り上げられ、これについてマスコミがいろいろな表現で報道しているので、本日の審議の過程でそのことにも触れることになるが、本日の委員会はそれとの関連で開催したものではない。また、去る1月20日に文部省記者クラブにおいて、私が発表した「教育系大学・学部における大学院の問題（説明メモ）」

（配付資料）は、この委員会の委員長としての私見を発表したものであるが、新聞紙上では、これが国大協の見解というように報道された。当日の会見の際私は、これは委員会には諮っていない委員長個人の私見である旨を明言するとともに、本日の会見の趣旨は単に新構想の大学院問題だけに限らず、既存の教育系の大学・学部の問題をも含めて教育系大学院全般の問題について説明するものであることをも述べたが、記者の方ではこの「説明メモ」の中の新構想大学院に関する部分のみを取り上げて報道した。

以上のような経過も含めて、本日は次のことについて意見を伺い、あるいは確認をいただくことにしたい。

その一は、この記者会見の際の「説明メモ」の内容が表現のうえでこの委員会の討議から外れていないかどうかということについて。

その二は、私が行った記者会見の形式的な面における適否について。

その三は、本来の課題である教育系大学院の問題を、今後どのようなかたちでどのようにアプローチしていくかについて。——ただこの場合、この委員会としては、新構想の大学院につ

いての内容をさらに細かく検討することにもなるが、それとは別に、既設の大学院はどのようにあるべきかという問題を検討することになる。これについて、本日は大まかな荒筋を伺い、今後の作業のかたちを考えることにしたい。

その四は、昨日、文部省記者クラブから申入れがあったので、本日会議終了後記者会見することについて。

その五として、もし時間が許せば、4月7日の衆議院文教委員会の模様等についてご報告したい。

以上の説明があったのち、次のような質疑や意見が交された。

- 「説明メモ」の内容のことではないが、1月18日にこの委員会が開催され、20日に記者会見が行われたということであるが、18日の時点で記者会見を予定されていたのであろうか。
- 私としては、委員長就任当時から「教育系大学・学部の問題」および「新構想の教育系大学院」について、この委員会の審議経過をいつかは報道関係者に説明したいという考えはあった。それは、大学の問題を一般に公表してその反響を期待するという趣旨によるものである。このことについては会長の意向も伺ったうえ、その設定を教職員養成課の方へお願いしていたところ、急に20日に決定したという経過である。
- 先程この「説明メモ」の内容が、この委員会の審議の内容から外れていないであろうかという委員長からの提言があったが、ここに前回の議事要録が配付されているので、これを朗読したうえで、より正確を期することに

してはどうであろうか。

以上の発言に基づき議事要録の朗読と確認が行われ、その内容に関し、次の修正が施された。

1頁； 出席者「橋爪（代：山田）」とあるのを（代：山田）を削除する。

3頁12行目； 「以上の説明に関し若干の質疑応答があった」とあるのを、「以上の説明に関し橋爪委員から、49年11月に国大協が出した「教育系大学・学部における大学院の問題」の報告書がきっかけになり、既存の教育系大学にも53年度に大学院の予算措置が講じられることになったので報告する、と述べられたほか若干の質疑応答があった」に改める。

4頁16行目； 「48年公表」とあるのを、「49年公表」に改める。

7頁6行目のあとに、次の「 」書のとおり入れる。

「○ 現職者の入学について教育委員会の事前の了承が必要か否かという問題については、ある段階で教育委員会がでてくることは考えられるが、事前に教育委員会のチェックを受けるといことは考えられない。このことは現在も修士課程の入試に限らず、専攻科等の入試の場合にも教育委員会＝任命権者というように限定せず、単に所属長の承諾書あるいは許可書を、入学願書に添付するのが一般の取扱い例になっている」

8頁2行目； 「選考」とあるのを「専攻」に改める。

9頁7～8行目を次の「 」書のとおり改める。

「○ 国大協がかねてから新構想の教育系大学院に対し、問題点を指摘したり、批判したり

していたところは、本日の文部省側の説明によれば、およそ取り入れられ国大協の懸念は一応ぬぐい去られたというようにみてよろしいのであろうか。

○ 文部省側としては、かねて国大協からご指摘、ご批判をいただいたところは全て取り入れたつもりである。なお、新構想のカリキュラム等についても、この委員会から、また既設の大学院からも知恵を借りることにしたい」

以上のとおり前回の議事要録を修正したのち、委員長から当日の議事要旨について次のとおり述べられた。

前回の議事内容を要約すれば、新構想の教育系大学院に対して国大協で従前から問題としていた、

- ①任命権者の推薦入学を行うべきでない。
- ②ブロック配置によってその県内に教員養成の二重構造を生ぜしめるべきでない。
- ③この大学院卒業者に対する特別の身分・給与の保障、上級免許の付与、その他処遇上の特別措置を講ずるべきでない。
- ④管理運営について新しい方式はとるべきでない。あくまで教授会を最終の管理機関とすべきである。

といういわゆる4原則を中心とする討議が行われ、その結果、この新構想の教育系大学院に対し、国大協がかねてから懸念していた問題は、一応ぬぐい去られたという了承があったということになるが、本日このように重ねて了承があったとみてよろしいか。

委員長の以上の提言を異議なく了承したのち、それに関連して、事務局から、本日欠席の岡路、太田岡委員から寄せられた意見について次のとおり披露があった。

両委員とも、委員長作成の「説明メモ」は、過般の委員会の議事内容を十分反映しているものと思うとの意見であったが、岡路委員からは次のような付言があった。

最近一部の新聞が報道しているように、教育委員会の推薦を入学資格の前提とするということが事実とすれば、今後の問題を残さないためにもこの点を議論することが必要と思われる。

以上の報告に続いて次の意見が交された。

○ 前回の議事の基本的な流れは、本日の議論のとおりであると思うが、「説明メモ」で「新構想の教育系大学院に対するこれまでの懸念が一応払拭された」と説明したことが、報道関係者からは反対から賛成に移ったと受取られたところに問題を惹き起した原因があると思う。そこで「疑念が払拭された」ということが、新構想の教育系大学院に伴う諸問題が全面的に払拭されたということであるのか、また、この委員会がそういう確認の上に立って賛成の方向づけをしたということになるのか、そのあたりのところをはっきりさせておかなければならないと思う。

先程、委員長より前回の委員会の議事内容を整理された説明を受け、本日それを再確認して、改めてこれを吟味することはしないというところまでは明らかになったが、そのことは直ちに新構想の教育系大学院の全貌について諸懸念が払拭されて、反対から賛成へ移ったということであるのかどうか。その点を明確にしておかなければならないと思われる。

○ その点については記者会見でも、先程の4点を挙げ、そういう懸念が一応取り去られたということを繰り返し説明した。それに対し

て、それならば賛成であるかという質問が返ってきたが、この4点については文部省の説明を了承したということだけを答え、賛成したとは言っていない。また、国大協はこれまで懸念はもっているが、公式に反対を表明したことはないということを述べた。そして、この新構想の教育系大学院についての内容が、国大協としてはまだ十分にわかったわけではないから、今後、資料を提供してもらって、この新構想の教育系大学院が国大協の考えと外れたものにならないように、常に文部省とも協議していくことになっているということを説明した。

○ その辺誤解を抱かせないようにしてほしい。前回の議事録についても、これが賛成の方向づけになり、そういう確認ができたというような受け取り方をされると、また、問題を混乱させることになる。この委員会としてはあくまで限定的に、幾つかの懸念についてだけ払拭されたというにすぎないのであって、それは必ずしも全面的な懸念の払拭ではなく、それによって賛否の議論が直ちにでてくるのではない、ということをはっきりさせておかなければならないと思う。

○ それはそのとおりであり、言葉の表現については十分注意している。第1の「説明メモ」の内容の問題についてはこれで終り、次に1月20日に委員長が個人的な立場でこの「説明メモ」を基に意見発表したことの当否についてお諮りしたい。このことは1月18日の委員会の模様をみるまでは、日程その他確定的なことを決めることができなかったもので、予め設定していたものではなかったが急にこの日に決定された。しかし、この記者会見を行うことについては、予め会長のご了解

は得ており、また、その後にかかれた理事会にはその経緯を報告し了解を得ているが、本日この委員会の了承が得られるであろうか。

- そのことについては、発表自体の形式的なことと、その内容的なことがあると思うが、そのいずれも了承することができると思う。
- いろいろなレポートの公表は、国大協ではどのような手続きを踏んで行われるのであろうか。
- 報告書の公表の手続きについては、ある問題について調査研究をして、その結果を単にまとめて（何等の意見も見解もつけることなく）発表する場合には、総会の事前の承認を省略することはある。しかし、その報告書が、委員会あるいは国大協としての何等かの意見なり見解なりの正式公表というのであれば、その委員会の承認、理事会の了承、総会の採択という手順を踏んで発表するのが国大協の従来からの慣例になっている。
- それでは、この「説明メモ」にある事柄を従来の手続きに従って総会に諮る必要があるであろうか。
- そのことは、この「説明メモ」が委員長の個人的見解として受け止めておくのか、それとも委員会の見解として承認するのかという問題であろう。
- この委員会としては教育系大学院の問題について、49年11月に報告書を公表し、その中で新構想の教育系大学院に対し何点かの批判的見解を述べ、今後もそれを見守っていく姿勢になっている。今回の論議は、その見守りの中で文部省の考えを聞きただしている過程に起きた一つの問題点にすぎないものであって、すでにこの委員会の見守りが終わったわけではない。また、教育系大学院の問題につい

て、国大協としていかなる見解をとるかは、まずこの委員会で十分検討し、そのうえでまとめた見解でなければ国大協の見解とすることはできない問題であるから、この「説明メモ」について総会に諮ることはむしろ奇異なことになる。教育系大学院については、国大協はこれからその考え方を検討するということであるので、いまは、まだ国大協見解を論ずる段階ではない。

- ある新聞では「教員大学院大学に対する国大協の総意が確認されるまで国立学校設置法改正案の採決云々」と報じているが、もし、これが正しいとすれば、この「説明メモ」の取扱いは重要な役割をなすことになるので慎重を要するであろう。
- いまの段階はそのような情勢の中におかれていることは確かである。従って、この「説明メモ」の見解を基本的に追認するという場合にも、国大協としては一応の疑念が払拭されたというにすぎないのであって、全面的な構想については、あくまで見守っていくという基本姿勢は変わっていない。いいかえれば、国大協の疑念が全面的に取り払われた、したがって国大協は賛成した、ということではないという一項を追加するなりして、そのような誤解を解く親切さが加えられるのであれば、現在の情勢に対応できるのではないかと思う。つまり、「説明メモ」の見解が国大協の賛否の議論にストレートに結びつけられることは甚だ困るわけである。それで国大協としては、疑念の中のある部分が文部省の考えの中に取り入れられたことは納得したが、今後この問題は見守っていくということを明確にしておけばよいのではなからうか。
- しかし、そのような一項を新たに付け加え

るとなれば社会的な側面からみる場合には、国大協は一変して反対に回ったと受け取られることにならないであろうか。

- 委員長の発表された見解の内容そのものは問題ないが、その受取り方に問題があったので、これが正しく受け取られる仕方を考えて付け加えることにしてはどうか。
- この「説明メモ」の内容については修正の要はないし、また書き足す必要もないと思う。

ついで「説明メモ」の文章について若干の修正意見が述べられたが、このメモは、すでに委員長の方で発表されたものであるので、本日はその発表内容すなわちメモの趣旨を承認するとどめ、字句修正はしないこととした。そして、本日の論議の要点を議事要録に残しておくことにし、委員長はそれをふまえて口頭でその趣旨を新聞記者に説明することとした。

次に、昨日文部省記者クラブから要望のあった本日の記者会見への出席に関し、委員長より次のとおり述べられ、了承された。

本日の記者会見においては、先に承認のあった4つの点を中心にして、これについては国大協の疑念が一応はなくなったが、国大協としては、新構想の教育系大学院の問題については今後も関係資料の提出を求めて審議を続け検討していくことになっている、という主旨を述べたいが、それでよろしいか。

次に委員長から今後のこの委員会の課題の検討の方向について次のことが述べられた。

この委員会としては、暫くの間は教育系大学院の問題を現実の問題としてきめ細かく検討していくことにしたい。それで、次の段階とし

ては、教育系大学・学部の大学院問題に対する文部省の具体的な考え方を伺うかたちで作業をすすめる。また、新構想の教育系大学院の内容についても、もう少し文部省の方から資料をこの委員会に提出してもらって検討する。そして、もしこの委員会の検討のうえで必要があれば、その資料を教育系の各大学に送付して意見や批判を伺うことにしたい。そこで、このようなすすめ方で賛成が得られるならば、文部省ないしは教員大学院創設準備室長に対し資料の提供あるいは説明を求めることにしてはいかがであろうか。

以上の提言に関し次の意見が述べられた。

- 文部省あるいは教員大学院創設準備室長に資料の提供を求めることには異議はないが、文部省の方の説明を聞く前に、国大協の中で教育系大学院の具体的なケースについて検討し問題点を整理することにしてはどうであろうか。
- 新構想大学院については、まだ文部省の考えがはっきり固まっていない段階であるので、差し当りは国大協内部で検討することにしてはどうか。
- さきにこの委員会が出した報告書の中で提起しておいた、今後の検討課題をもう一度洗い出してみることも必要である。

概ね以上のような意見が述べられたのち、次回はこの委員会の中で具体的な考えのある大学からその説明を伺い、次の検討方向を協議することになった。なお、委員長が谷口教員大学院創設準備室長の感触を伺い、多少なりとも説明の用意があるということであれば、関係資料を提供願って、その資料を中心に教員大学院の中味の問題について検討していくこととした。

大学格差問題特別委員会

日時 昭和53年1月11日(水) 16:30~17:30
場所 学士会分館3号室
出席者 岡本委員長
渡辺, 畑, 久保村, 北村, 豊田, 丸山,
小坂, 芦田各委員
下沢, 鎌田各専門委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

委員長から開会の挨拶があったのち議事に入った。

議事

1. 今後の委員会のすすめ方について

初めに委員長から次のとおり述べられた。

この委員会は昨年6月14日に開催以来今日まで開催しなかった。それは、大学格差問題は重要な課題ではあるが、大学問題の中でもかなり具体的な問題に関わりのある問題であるので、すすめ方にむずかしい性格があるからである。本日は、この委員会の今後のすすめ方等について協議をお願いする。

ところで、大学格差という問題は最近はじまったものではないが、51年6月に中間報告をだした当時は、とにかく学部段階においては、すべて同じレベルの条件整備を考えよという見地から、博士あるいは修士コースがあるからという理由で、学部段階まで差があってはならないという趣旨のもとに報告をまとめている。その後、修士コースの設置が増えてきたので、51年当時と今日の状況が同じであるとはいえないが、修士そのものの内容自体が十分でないということと言える。

次に、教養部は依然として充実されないまま

の状態におかれているが、この問題は教養課程に関する特別委員会が取り上げている。また、教育学部は特別な内容もあることであるので、この問題は教員養成制度特別委員会で検討がすすめられている。したがって、当委員会の対象になるのは一般学部の格差問題ということになる。なお、大学院問題については、第1常置で、主として博士コースの問題について検討されているので、今後は第1常置とも連携をとりながらこの委員会をすすめていきたいと考えているが、どのようなすすめ方をすればよいかご意見を伺いたい。

以上の提言について次の意見が交された。

- 教養部の問題にはどのような議論があるのだろうか。
- 教養部については、それぞれにむずかしい問題を抱えていて、その検討はすすめられていると思う。
- いまでは教養部廃止論もでてきている。これについて文部省は、この問題はまず個々の大学で考え、意見の一致があったところで相談に応ずることにしたい、という姿勢のようである。
- 教養部廃止論とは逆に教養部の存在意義を認め、これを堅持し充実していこうという意見もある。
- むしろ教養部は、大学から分離し、独立の、いわば教養大学を設立する方が双方ともすっきりしたかたちの大学になる、という考え方も成り立つと思う。
- 教養課程は、本来高等学校がその役目として果たさなければならないのであるが、制度的にいまのかたちになっている。
- 教養部ないしは教養課程に関する問題については、別に「教養課程に関する特別委員

会」があるのだから、そちらの方で十分検討してもらうことにしてはいかがなものであろうか。

- マスターコースの充実の問題はどのような状況にあるのであろうか。
- 大学院の問題については第1常置で検討している。大きな論点としては、大学院の予算を学部とは別にして充実すべきであるということが強く主張されている。ところが、文部省は国大協のこの切なる要望を認めようとはしない。また、博士課程の設置は慎重にすべきであるという姿勢に立っている。このような状況におかれているので、いわゆる新設大学は浮かぶ瀬がない、ということになる。次に、この問題は、今年3月中にだされる予定の大学院問題懇談会の答申の中でも、はっきりとは取り上げられていない。第1常置ではこの問題を鋭意すすめているが、この問題は実質的には大学格差に絡む性格の問題でもあるので、この特別委員会でも十分検討してもらいたいものである。

第1常置においては、この問題の議論ができたとき、科学研究費の配分の問題が指摘された。研究の成果を挙げるための助成費は、博士課程のない修士課程のところに重点的に配分して、充実の欠落を補うようにすべきであるということも強調された。けれども、この予算も博士課程のところに重きをおいて配分するという状況にある。この配分の基準を業績主義によるとすれば、博士課程の方に傾斜するのは当然のことになるが、この問題は、国大協ではいずれの委員会が取り上げて検討するのか、その場が明確ではないということがある。

- 科研費の配分が、業績主義になっているか

どうか、過去のデータによってみれば、いわゆる旧設大学の方の業績が圧倒的に多くなっている。したがって、業績主義はなくして能力主義にすべきだという議論になるが、その能力の証明がむずかしくなる。とにかくマスターコースの充実を格差是正の方から主張するよりは、マスターコースそのものを充実してドクターコースにせよということの方が筋はおおと思う。

- とにかくマスターコースの研究基盤を充実して、研究業績を高めることが先決問題であるから、特定研究経費なり何なりをマスターコースに重点的に配分するようにすべきである。
- また、研究費のうちのかかなりの部分を共通経費にとられているという現実問題もある。
- 実際に最も不遇な状況におかれているのは、文理学部を分離改組した学部である。ここでは事務職員の増は全くない。しかも2学部1本で共通の事務部になっている。その次にあるのが不完全講座の問題である。これらは承諾の上でできたのだからやむを得ないという言い方もあろうが、その当時の状況が、真の意味での承諾ができる状況にあったかどうか割り切れないものが残っている。
- 講座では不完全講座の問題のほかに、実験部門と非実験部門との格差の問題がある。そして、この両部門の区別はよくわからない。
- 定員問題のことであるが、総定員法との関係はどのようなことになるのであろうか。
- 定員問題については、第6常置の方で定員削減に関連して検討している。基本的には総定員法の枠外に大学の全部の定員がでた方が有利なのか、あるいは設置法のかたちででた方がよいのか、それとも教官だけをだすとす

る場合にどれ程のメリットがあるのかわからないかなど、いろいろな考え方をだし合って意見を交した。その結果は、当面は設置法による定員の増え方と総定員法の中の大学定員の増え方との間に、どの程度の差がでてくるかなどを調査してみて、その上で基本的な問題に取り組むことになった。

- 定員は総定員法の枠外にでたから当然に有利になるというものではない。枠内にある間は他省庁のスクラップを利用するという方法もあったが、枠外ではそれができなくなる。
- 今後の作業のすすめ方であるが、取り敢えずはマスターコースを中心とした事情調査をして、その資料を叩き台に検討し、何等かのまとめをするという方向ですすめることにしたい。
- それは、ドクターを見通してのマスターの充実ということであろうが、文科系ではマスターもできていない大学がかなりある。そこで、マスターを射程距離においた学部の充実という問題も付け加えてもらいたいものである。
- そこまで問題を拡げるとなると余りにも広範囲になる。最近は重点的に要望しなければ、一般的な要望ではその実現がむずかしい状況にある。また、修士課程については文部省は積極的にすすめるという方針のようである。
- ところで、この委員会の「大学格差問題」という名称は適当でないので、他の適当な名称に変更すべきであるという意見があるが、この特別委員会の任務を前向きに表わすのに相応しい名称はないものであろうか。

この提案については「大学の整備充実に関する特別委員会」と称することにはどうかとの意見となったが、この名称変更については理事会および総会の承認を得なければならないので、それまでは仮の名称とすることが了承された。

なお、今後の作業のすすめ方としては、本日の議論をもとに下沢専門委員にアンケート調査の原案をまとめてもらい、それを次回に検討することになった。(このアンケート調査はこの委員会の委員が所属する大学を対象にするという意見もでていた。)

特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和53年1月12日(木) 10:30~13:00
場所 国立教育会館第2特別会議室
出席者 (文部省側)
木田、佐野、井内、三角、宮地、西崎各委員
滝沢、斉藤各専門委員
大塚審議官、柏木教育施設部長、浪貝学生課長、その他
(国大協側)
向坊、岡本(道)、香月、今村、岡本(舜)、
蓼沼各委員
吉田、佐藤、丁子各専門委員

向坊議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のように挨拶が述べられた。

本日は、年末に決定された昭和53年度予算案について文部省のご説明を願い、この予算案とこれに関連する諸問題についてご協議をお願いしたい。

については最初に、今回の来年度予算の政府案の決定にあたって例年になく内外のきびしい財政経済事情の下で、格別のご配慮をお願いした

文部省のご努力に対して厚くお礼を申し上げます。

ついで、木田事務次官より次のような挨拶があった。

来年度予算編成にあたっては、むずかしい課題を背負いながらも、不十分ではあるがある程度の中味のある予算をつくることのできたと思う。早速、本日これについてご審議をいただき、新しい年度の執行準備にお取り組みをお願いする。なお、新年度は共通第一次入試という国大協の歴史に残る大きな事業がはじまるので、文部省としても万全の協力を計りたい。

協 議

1. 昭和53年度予算案について

初めに議長から、昭和53年度予算案について文部省側の説明をお願いしたいと述べられ、ついで西崎委員より、次の配付資料を基に文部省予算の大綱につき説明があった。

- ①昭和53年度予算の概要について
- ②昭和53年度国立学校特別会計概算決定額の概要
- ③昭和53年度国立学校特別会計概算決定額基準系主要事項

次に、大学局関係の予算について佐野委員から、次の資料を基に主要な事項を挙げながらその概要の説明があった。

- ①昭和53年度予算案重点事項
- ②国立学校特別会計教職員定員増加状況
- ③昭和53年度国立大学学生増募予定数等

次に、学術国際局関係の予算について井内委員から、資料「53年度予算(案)重点事項」を基に、主要な事項を挙げながらその概要の説明

があった。

以上の説明に関し、主に次の事柄について質疑応答が行われた。

- 育英奨学金の増額について、具体的な経緯についての説明を伺いたい。
- 育英資金の関係では、まず学部段階の改訂月額について、どの程度の政策増ができるかについて非常に危惧があったが、学部段階では授業料値上げをカバーするだけの改善はどうしても計らなければならないということを目指した。更に、国立と私立との授業料の格差に伴う貸与月額の格差についても留意しなければならないということで、非常に大きな財政需要が生じた。次に大学院については、学年進行でなく全般に引上げを行うことにしたので貸与額の増はそう大きくないが、採用人員は相当大幅にふやした。
- 国立大学の入学検定料はどのように改正されるのであろうか。
- 入学検定料は現在10,000円であるが、これを13,000円に改訂する。その内訳は共通第一次分6,000円、第二次試験の分が7,000円という割振りになる。
- その場合に、共通第一次は受験したが、第二次試験は受験しなかったという場合には、その第二次試験の7,000円は返還することになるのであろうか。
- その問題は、具体的にはまだ詰めなければならない余地もあり、例えば、共通第一次は受験したが、第二次は出願しなかったという者のためには何等かの考慮はしなければならないという考えはある。しかし、第二次試験の出願によって第二次の選考がはじまり、足切りも第二次選抜の一環であるから第二次分

の受験料は返還しないという考えに立っている。出願して受験手続をした時から既に第二次試験に入っているわけで、答案用紙に書くことだけが試験というわけではないという考え方に立っている。

- 入試検定料を第一次と第二次分に分けたということは、いわゆる足切りということを将来はやらないようにしようという意図があったことではなかろうか。
- 足切りという言葉はともかくとして、積極的な意味のあるものと、積極的な意味のない足切りの2つがある。一律に足切りがよくないという議論をするのは必ずしも当を得ていない。安易に足切りをすべきではないということは国大協の主張でもあるし、3倍程度までという歯止めもかけられている。実際問題としては、受験生がどの程度殺到するかどうかも現在はわからないので、当分の間は情況を見守るほかはない。
- 国立学校特別会計教職員定員が3,270の増になったが、これは、総定員法の内と外ではどのような振分けになるのであろうか。
- 53年度定員増3,270は、設置法関係2,741, 総定員法関係513, その他は沖縄の特別な関係の定員16という内容になる。

以上のほか、看護学校の子算増、その他が話題になった。

就職問題懇談会議事要旨

日時 昭和53年1月24日(火) 14:00~16:00

場所 全国町村会館第3会議室

出席者 大学8団体(公立大学協会, 私立大学懇話会, 国立短大協議会欠席), 日本経営者団体連盟, 日本商工会議所, 全国中小企業団体中央会
(労働省)

阿部業務指導課学卒係長

(文部省)

浪貝学生課長, 清見課長補佐, 高補導係長

議題 昭和53年度卒業予定者に係る企業と大学との間の求人求職事務について

開会に当り、文部省浪貝学生課長より次のように挨拶があった。

本日の会議の世話役として一言ご挨拶を申し上げる。現下の経済不況の折柄、その成行きが心配された本年度大学卒業予定者の就職状況は、お手許に配付した労働省の資料ならびに現在実施中の文部省の就職状況調査の結果等からみて、大体昨年並の成績となっている。これは一に企業側のご協力と大学側のご努力の賜物であって、誠に感謝に堪えない。

来年度の大学卒業予定者のための就職事務開始時期については、旧暦21日開催の本懇談会において昨年同様の内容の申合せ(10月1日求人(求職)のための企業と学生の接触開始, 11月1日選考開始)が行われたが、これに伴い「企業と大学との間の求人求職事務」の細目(求人票等の大学への送付時期, 学生に対する求人内容の提示時期)を定める必要がある。この細目の事務協定は昨年より始められたもので、昨年の内容は、①求人票等の大学への送付は8月16日(到着主義)以降とする、②求人票等の資料

の学生への提示は9月16日以降とする、というものであった。しかし、これについては、なお意見があり、企業側は企業側として、また大学側は大学側として、それぞれの立場からの意見があると思われるので、本日は双方の忌憚のない意見を出し合ったうえ、来年度の事務協定を決定したいと思う。

以上の挨拶があったのち清見課長補佐より配付資料の説明があり、ついで次のように述べられた。

中央雇用対策協議会では、この事務協定については4者（経済団体、大学団体、労働省、文部省）で話し合っただけで決めてほしいということである。昨年決めた52年度の事務協定の内容は配付資料に示されているとおおり、①求人票等の大学への送付は8月16日以降、②求人票等の資料の学生への提示は9月16日以降、ということであるが、53年度以降についてはこれをどのようにしたらよいか。昨年問題になったのは主として①に関する点であって、②については問題がなかったようであるが、②については昨年どおりでよろしいか。これについてご意見を伺いたい。

以上の説明があったのち、主として私立大学連盟、私立大学協会側と日経連側との間の論議を中心に次のような意見交換が行われた。

- 大学によって夏休みの期間がまちまちであり（7月～8月、7月半～9月半、8月～9月等）、大学によっては9月早々に授業が始まる所もあるので、そのような大学では9月初めから学生に対し求人票等の提示をしてもよいのではないかとの話もある。
- 学生への提示が早くなると会社訪問等が早まる危険があるので、提示時期を早めること

は困る。また、この時期を8月16日まで遡らせたいとの意見もあるようだが、そのようにこの時期をだんだん早めると大学側の売り込みが激しくなり、それにつれて企業側も動き出すようになって、最近漸く定着しかけてきた選考時期がまた崩れる恐れがある。

- 求人票等の提示の時期を繰り上げると大学側の売り込みが激しくなってくる。また、大学によってこの時期がまちまちになることは企業側としては困る。
- 企業側からの求人票等の送付は8月16日以降となっているが、解禁と同時に大量の求人申込みが集中的にくるので、事務処理を早く始めないと事務が混乱し、また学生への伝達も徹底しないことになる。学生への提示を半月繰り上げて9月1日からとしても、学生が会社訪問等に早くから動き出すというような心配はないと思う。大学側としてはこの提示時期を9月1日からにしたいということであって、各大学バラバラにやるということではない。
- 私立大学協会では、①の求人票等の大学への送付は7月1日以降、②の求人票等の学生への提示は8月1日以降、という意見が多い。特に遠隔地にある大学ではその希望が強い。求人票の提示を8月1日以降にすれば学生も企業研究が十分にできる。
- ②の求人票等の学生への提示時期については学内問題があるが、この問題よりも①の求人票等の大学への送付開始時期の問題の方が重要である。これについてご意見を伺いたい。
- 便利さの問題からいえば大学側、企業側それぞれの都合があるが、折角定着してきた10月～11月の就職協定の線をいかに守るかとい

うことが最も重要なことである。その点から考えると、この線が崩れる危険のあることはなるべく避けるようにしたい。この事務協定は昨年初めて出来て機能しているのであるから、基本的問題があれば別だが、事務上の不便さは多少我慢をして、企業側と妥協してやってほしい。企業側としては、昨年この事務協定ができた際、①の求人票等の送付については9月1日以降を主張したが、大学側の希望を容れて8月16日以降ということで妥協をした。日経連としては、この線より早くすることには賛成できない。

- 昨年この事務協定を作った時には、最初の試みとしてこれで1年間やってみようということであったと理解している。企業からの求人票の送付時期が早くなると悪影響が出るのではないかと心配されているが、そのようなことはないと思う。企業側で求人計画が立った時点で求人票を送るようにして貰えば、大学側としては事務の整理がしやすいということである。求人票を早く受付けたからといって、これを学生に早く流して会社訪問をさせ企業側に迷惑をかけるというようなことはない。
- 昨年この事務協定を作る際、企業からの求人票の送付時期は遅くした方が確実なものが出せるということから8月16日以降ということになったが、大学側でこの時期を早めて貰いたいというのは、あくまで事務処理上の問題であって、基本的問題の変更ということではない。短期間に大量な事務処理をすると仕事がラフになり、いろいろな点で支障を生ずることになる。
- 昨年はその大学側の要求を容れて、企業側としては9月1日以降という考えがあったの

を8月16日以降ということに譲歩をした。それに、この不況下にあっては、企業の採用計画はそう早目には決められないという事情もある。

- 大学側が求人票を早く受取っても、これを早目に学生に提示するということはないので、問題はないと思う。
- しかし、どこかでそれが崩れる危険性がある。企業側としては求人票の送付時期はなるべく遅らせて、確実な求人ができるようにしたい考えであり、その時期は9月1日以降というのが本心である。
- 中小企業関係では学卒者に対する需要があり、特に流通産業関係ではこれを早く採りたい意向がある。それで、求人票の送付時期を早めると、第三次産業を中心に求人票が早目に送られることになり、そうすると他の会社も浮足立ってこれに同調することになる。その結果、不確定な求人が行われる事態も生ずる。また、求人票が早く送られると潜在的な求人活動が出てくる恐れもある。求人票の送付を7月1日以降というのは余りにも早すぎる。企業側が昨年主張した9月1日以降というのが無理というなら、せめて昨年の協定どおり8月16日以降ということにしてほしい。この時期でも企業側としては相当無理をしてやっているのだから、大学側としても妥協してほしい。
- 求人票が大学側に送られてくると、学生が動き出し、企業もまた動き出すというように心配されているようだが、そういうことはないと思う。求人票を早目に受取っても、それは大学に留め置いておいて、学生に対しては9月16日以降に発表するのである。
- 求人票の送付時期を早め、それによって一

部の会社が求人票を早く出すようになると、他の会社も浮足立ってくる。建前論としては大学側のいうとおりかもしれないが、過去の事例からしてもそういう危惧がある。

- 学生に対する求人票の提示は、応募締切りの早いものから先に出すことにしているの
で、求人票到着の時期の前後によって左右されるものではない。なお、求人票の送付を7月1日以降にしてくれということは、その時期に絶対に出してくれという意味ではなく、また早くきたから学生に早く知らせるということでもない。要するに、求人票の仕分けの作業が大変なので、それを緩和するために求人票の送付を早目にしてほしいということである。
- 求人票送付開始の8月16日からこれを学生に提示する9月16日までには1カ月間あるのであるから、その間に処理してほしい。求人票をもっと早く出すようにということを企業側に対していうことは到底できない。
- 大学側としては、求人票送付時期を繰り上げることによって、求人秩序の基本が崩されるとは考えていない。求人に関する克明なデータを作るための時間的余裕がほしいということである。
- その点を認めたので昨年は一歩譲歩したわけである。毎年変更されることは企業側としては困る。高校の就職事務開始時期も遅らせたいという労働省の意向もある現在、これを早めようというのは逆行である。
- この事務協定は就職事務開始時期に関する協定（いわゆる就職協定）とは別である。ここでいっているのは就職事務開始時期を繰り上げろということではない。大学側に対する求人票の送付を、現在の8月16日以降よりも

早くしてほしいということである。このことは、いわゆる就職協定とセットになっているものではない。

- 企業側としては両者はワンセットで決められたものというように了解していた。10月—11月の線が定着してきたので、付帯的な事務協定も同時に決まったものと思っていた。
- 大学側が求人を受けてからの事務処理の状況が、企業側にはよく理解して貰えないようである。大学側としては就職協定に決められている10月—11月を早めようという下心はない。
- 大学での就職事務は大変だとは思いますが、企業側としては求人についてあやふやなことはしたくない。求人を8月16日以前ということにすると、不確定な求人が行われて混乱が生じ、大学にも迷惑をかけることになる。
- 早く採用計画が立った所は早く求人票を送ってもよいのではないか。
- そのようにすると業界全体がざわつき出す。そして、不確定な求人が行われることになる。
- 現在の8月16日以降ということだと、解禁と同時に一斉に求人がきて、その整理が大変である。
- 高校関係の就職協定はどうなるのか。
- 労働省では今その問題を詰めている。学卒者の就職協定については、企業の採用計画がはっきりした段階で求人を行うようにした方がよいので、この事務協定については53年度も本年度同様の方針でやってほしい。
- 現在、高卒の採用試験は10月1日以降となっているが、その際に短大卒の採用試験を同時にやっている場合がある。この採用試験は高卒が主体で短大卒は付帯的であるが、この

ような事例が特に地方では多い。これは短大側としては困る問題なので、来年度までにはつきりさせてほしい。

- それは協定違反なので労働省に指導をお願いするから、そのような事例があれば文部省に連絡してほしい。
- 行政官庁等に連絡したりすると、今後採用して貰えなくなる。その辺がむずかしい。
- そのようなことがないように傘下の企業団体に周知を図りたい。
- 昨年この事務協定を作った時の大学団体側の原案では、企業からの求人票等の送付は6月20日以降ということになっていたが、これが労働省、企業側と折衝の結果、8月16日以降ということになった。そのような経緯もあるので、この8月16日以降というのは8月1日以降に、また学生への提示を9月16日以降としているのを9月1日以降というようにここで前進させてほしい。
- 昨年は、企業側も、求人票の送付は9月1日以降という持論を一步譲って8月16日以降ということに妥協したのであるから、今年もぜひこの線でやってほしい。
- 大学の就職事務処理が、物理的にみて1カ月では納まりきれないから、何日間の余裕があればよいかを検討して、それに基づいた論議をしてはどうか。ただ漠然と半月とか1カ月とか繰り上げるといってでなく、数字的根拠に立って検討してみてもどうか。
- 企業側としては昨年15日間早める譲歩をして8月16日以降としたわけである。その後企業の雇用状況は、さらに厳しくなってきた採用計画が立ちにくい時に、求人を早めてくれというのは困る。そういう状況であるから、たとえ2~3日というようななしくずしの繰

り上げでも賛成はできない。こういう厳しい雇用状況下においては、就職協定の変更に関わることは、ここでは何とも申し上げかねる。大学側も困難はあろうが、企業側も我慢してやっているのです、その点了解してほしい。

- 労働省側も昨年どおりがよいとの意見もあるので、来年度は現行のままやってほしい。
- 昨年は、企業側としても譲歩をしてこの事務協定ができたのであるから、それを1年で変えるのではなく、少なくとも2~3年はやってほしい。
- 2年やっても3年やっても事情は変わらない。
- 大学側としては昨年の事務協定は暫定的なものと考えている。
- 企業側の結論としては、第1に、求人申込みを8月16日以前にもっていくことは、企業経営の実情からして困難である、第2に、これを早めると求人秩序が乱れることが懸念される、という2つの理由から繰り上げ案には同意できないということである。
- 8月1日では採用計画が立たないというなら仕様がないうが、たとえ少数でも求人が早目にくるものがあれば、それだけ事務処理に余裕がもてる。求人開始時期を早めると、企業側に連鎖反応が出て好ましくない事態が起こるとの心配をされるが、早く求人をしたから得をするというようなことはない。
- 企業側は採用計画との関係で繰り上げはむずかしいという意見であり、大学側は事務処理上繰り上げてほしいという意見であって、仲々妥協点が得られない。先程、大学での事務量に即して数日でも繰り上げが考えられな

いかとの意見があったが、それを踏まえて文部省側と労働省側で相談をして決めるようにしてはどうか。

- 企業側としては、現在のような厳しい雇用状況下では、求人開始はもっと繰り下げたいというのが本心である。しかし、昨年8月16日以降というように決まったので、今年もこの方針に協力するということであって、たとえ数日でも繰り上げることは同意できない。
- 求人開始が8月16日以降だと、一時に求人が殺到して求人側とゆっくり接触することができない。それが学生の就職指導にも影響を与える。求人開始時期の繰り上げは、単に書類整理の問題だけでなく就職指導にも関係がある。
- ともかく、もう1年は昨年決めた線でやってみてはどうか。そして、もし問題があればそれを出し合って、早い時期に話し合いをする。それを中央雇用対策協議会が開かれる前に開いて、就職協定をも含めて検討することにする。今回のように既に就職協定が決まったあとで論議しても埒があかない。
- 大学側としては、この事務協定の問題は中央雇用対策協議会の就職協定決定後の問題と考えた。この事務協定は就職協定の実効を期する手段としての性格をもつものであるから、就職協定が決まらなければ決めようがない。就職協定そのものが変われば、この事務協定もそれに従って当然変わることになる。
- 大学側としては53年度の就職協定も暫定的なものと考えている。その就職協定に合わせた事務協定であるので、現在のものを定着したものとは考えていない。
- もう1年間暫定としてはどうか。労働省側はともかくとして、企業側としては繰り上げ

変更は困る。

- 労働省としても、来年はこれまでの線であるのがベターであると考え。求人開始時期を繰り上げると、会社は浮足立って見込求人を出すことになり、これがあとで変更されると求職学生にも影響を与えることになる。現在雇用状況が悪いので、その点が特に懸念される。求人秩序の確立、採用計画の達成という見地から、来年は現行どおりやるのが望ましいと考える。
- 早く求人を行うと、あとで取消しなどの事態が起き、学生にも迷惑を与えることになる。
- そういう意味もあって、高卒の就職協定についてもいま見直しをしているのである。現在の雇用情勢は非常に厳しい。
- 求人票提示の9月16日前後になると学生が就職課に殺到する。8月16日求人受付開始だと、学生が就職課を訪れる頃はまだ書類整理に追われていて、学生に対する窓口相談も十分にできない。そういう実情があるので、求人票発送開始時期を繰り上げてほしいというのである。
- そのような事情はわかるが、高卒の採用選考時期も繰り下げようとしている時期に、学卒の求人開始時期を早めるというのは無理である。
- 高卒との関連をみる意味で、今年は今行どおりとし、来年全面的に検討することにしてはどうか。
- 来年は就職協定が決まる前の段階で検討することにしたい。
- 就職協定についても、大学側には9月—10月案を希望する向きもあったが、今年事務協定の方をうまく調整するからということ

で、就職協定の方は暫定的に前年どおり10月—11月ということになったときいている。事務協定の方は本筋の就職協定が決まらなと話ができないというので、今日この問題が論議されることになったわけである。

- 本筋の就職協定が先でもよいが、求人開始を8月16日以前にすることは、雇用状況がもう少しよくなった時点で考えることにしたい。
- この事務協定の問題は、文部省に一任する

ことにしたい。

概ね以上のような意見交換があったのち、浪貝学生課長より次のとおり述べられた。

求人は景気の動向に左右される点大きい。それで、来年は景気の動向も前提にして早目に協定の見直しをすることにしたい。53年度の事務協定については、労働省側ともう一度協議をして決めることにしたい。

以上の提言を了承し、閉会した。

諸 会 合

(53年1月～4月)

- | | | |
|----------|-------|------------------------|
| 1. 10(火) | 13:30 | 専門官制度問題小委員会 |
| 1. 11(水) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | 14:00 | 理事会 |
| | 16:30 | 大学格差問題特別委員会 |
| 1. 12(木) | 10:30 | 特別会計制度協議会 |
| | 14:00 | 専門官制度問題小委員会専門委員会 |
| 1. 18(水) | 13:30 | 教員養成制度特別委員会 |
| 1. 20(金) | 13:30 | 第5常置委員会 |
| 1. 24(火) | 14:00 | 就職問題懇談会 |
| 1. 31(火) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 2. 2(木) | 13:30 | 専門官制度問題小委員会 |
| 2. 14(火) | 13:30 | 学費問題小委員会 |
| | 15:00 | 定員問題・大学財政・給与問題小委員会合同会議 |
| 2. 23(木) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 13:30 | 理事会 |
| | 17:00 | 学寮問題懇談会 |
| 2. 24(金) | 13:30 | 専門官制度問題小委員会 |
| 3. 23(木) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 4. 7(金) | 13:30 | 給与問題小委員会 |
| 4. 13(木) | 11:00 | 大学財政小委員会専門委員会 |
| 4. 17(月) | 14:00 | 第5常置委員会 |
| | 17:30 | 大学財政小委員会専門委員会 |
| 4. 18(火) | 13:30 | 教員養成制度特別委員会 |
| 4. 24(月) | 13:30 | 専門官制度問題小委員会 |
| | 13:30 | 日教組との会見 |

埼玉大学教養部教授 山口静一

草創期の東京大学に8年、文部省美術行政に専従して3年余、最後の半年は自らの尽力で創立をみるに至った東京美術学校（現東京芸術大学美術学部）で教鞭を執ったフェノロサは、1890年3月ボストン美術館日本美術部初代キュレーターに指名され、同年7月6日家族と共に帰国の途についた。大学では政治学・哲学・経済学・社会学などを担当して多くの俊才を育てあげるかたわら、古画の系統的な蒐集と研究により鑑識家としても名を高め、やがては伝統美術復興の担い手となって日本画家を指導しその啓蒙と教育に尽瘁した。また1884年11月西本願寺の僧赤松連城との対談を機に仏教に深い関心を示し、キリスト教は仏教に包含され得るとする信念から、翌年9月21日、元老院議員町田久成の私邸に宿泊中であった大津三井寺の律師桜井敬徳を訪ねて梵網菩薩戒を受け、諦信の法号を授けられて、以来天台教学の徒となっている。帰国したフェノロサはボストンでは日本美術の専門家、日本仏教の研究者として自他共に許す存在となっていた。

ボストンでの5年間、彼は日本文化・日本美術の宣揚に目覚ましい業績をあげたが、美術館就任の翌年すなわち1891年5月1日の日付で、在日中の美術・仏教研究に基づいて将来の抱負を述べた手記を書き残している。現在ハーバード大学付属ホートン・ライブラリーに所蔵される106点のフェノロサ手稿のひとつで、4ページから成る鉛筆書きのメモである。かなり気負った言葉も散見され、同時にスペイン人を父に持つ劣等感も看取される独白体の文章で、このようなメモを書いて今後の方針を自分に言い聞かせた性格も興味深い。その内容はフェノロサの活動を跡づける上で軽視することのできぬ資料を提供するものと考えられる。とりあえずその一端を紹介しておきたい。

まず、自分は極東の古い文化に共感を持ったが西洋の人間に生まれた以上あくまで西欧文化の向上に資するのが義務であると宣言している。そのためには単に正確な事実を追う学究に留まってはならず、日本美術史の知識を土台として常に生産的にアメリカの未来の美術を導く予言者・改革者の使命を負わねばならない。政治・政党とは絶縁し、実際の作例と哲学的推理力によって積極的に発言の機会を求めて行こう。その場合、自分は軽快で機智的な性格とは考えられないので、彫琢を施した宝石のような文章で読者を惹きつけ、同時に真にアメリカ的となるため、アメリカ人の資質を身につけることがまず必要だと述べている。

また、美術論の基礎として彼は仏教思想を基盤としたヘーゲル哲学と現代心理学との結合を企図し、仏教理念と社会学的知識を活用しながら、個性と社会との調和、美術と社会機能との関連について論を進めた上、これらを実現するために美術批評家・美術教育家として立つ考えを明らかにし、かつ自分が最も適任であると自負している。

最後にアメリカの現実社会に目を向ける。美術家の能力といえども政治的・経済的現実問題に左右されるのは当然と考え現実を背馳した美術の発展には疑念を抱きつつも、彼はアメリカ人一般の美術的無関心さに目をつぶることができない。彼らに適切な美術教育を施し、新しい意識の社会を作り出すことによって、少なくともアメリカの都市や住宅をもっと美的なものにしようと彼は提案する。その規範として引き合いに出されるのが日本人の美的感覚であり、それははぐくんだ日本人の仏教的理念——同胞意識と犠牲的精神、平和と寛容、協調と人類愛に象徴される菩薩の心——である。

個人と社会の調和が美によって象徴されていると称賛されるほど日本が理想的な国であったとは思われないが、フェノロサの意図したものがアメリカにおける一種の精神革命、文化革命であったことは事実である。

予 算 ・ 決 算

昭和52年度歳入歳出追加予算（案）

国立大学協会
昭和53年2月23日理事会
昭和53年第62回 総会

科 目	当初予算額	流 用 額	予 備 費 額 流 用 額	追加予算額	予算現額	摘 要	
	円	円	円	円	円		
歳 入 の 部	68,965,000			13,160,000	82,125,000		
1. 会 費	58,343,000				58,343,000		
2. 預 金 利 子	700,000			200,000	900,000		
3. 雑 収 入	2,000,000			9,373,000	11,373,000	国立大学入試改善調査研究報告書（昭和52年3月）他3件11,507部の頒布収入額および同送料の収入	
4. 前年度繰越金	7,922,000			3,587,000	11,509,000		
歳 出 の 部	68,965,000			13,160,000	82,125,000		
1. 事 業 費	25,650,000		750,000	4,070,000	30,470,000		
(1) 総 会 費	3,200,000	△ 200,000			3,000,000		
(2) 運 営 協 議 会 諸 費	350,000				350,000		
(3) 役 員 会 費	300,000			120,000	420,000		
(4) 委 員 会 費	1,300,000				1,300,000		
(5) 会 報 発 行 費	4,500,000	△ 600,000			3,900,000		
(6) 調 査 研 究 費	6,500,000	△ 2,000,000		2,000,000	6,500,000	図書資料頒布費へ流用減のため	
(7) 会 議 旅 費	7,500,000	△ 1,400,000	750,000	950,000	7,800,000	同 上	
(8) 図 書 資 料 頒 布 費	1,000,000	4,200,000		1,000,000	6,200,000	図書資料頒布部数増加に伴う印刷製本費等の不足のため	
(9) 30周年記念事業積立金	1,000,000				1,000,000		
2. 事 務 費	38,520,000		4,045,000	5,500,000	48,065,000		
(1) 諸 給 与	28,000,000	△ 1,000,000	3,800,000		30,800,000		
(2) 備 品 費	400,000	1,000,000	150,000	500,000	2,050,000	冷房器等取付けのため	
(3) 借 用 料	800,000				800,000		
(4) 消 耗 品 費	500,000				500,000		
(5) 印 刷 費	200,000				200,000		
(6) 通 信 費	1,600,000				1,600,000		
(7) 旅 費 ・ 交 通 費	1,500,000		95,000		1,595,000	交通費値上りのため	
(8) 庁 用 諸 費	1,200,000				1,200,000		
(9) 雑 費	120,000				120,000		
(10) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	2,200,000				2,200,000		
(11) 退 職 給 与 積 立 金	2,000,000			5,000,000	7,000,000	退職者1名支給分および積立金	
3. 予 備 費	4,795,000		△ 4,795,000	3,590,000	3,590,000		

（追加予算を要する理由）

上記各科目に記載の理由により歳出予算（役員会費、調査研究費、会議旅費、図書資料頒布費、備品費、退職給与積立金）に不足を生じ、歳入予算については預金利子および雑収入において「国立大学入試改善調査研究報告書」（昭和52年3月）他3件の増収等があったため、これに関係する歳入・歳出予算を追加計上する必要がある。

昭和52年度国立大学協会歳入歳出決算（案）

科 目	決 算 額	予 算 額			
		当初予算額	流 用 額	予備費流用額	追加予算額
歳 入 の 部	82,667,939	68,965,000			13,160,000
1. 会 費	58,343,000	58,343,000			
2. 預 金 利 子	1,304,657	700,000			200,000
3. 雑 収 入	11,510,687	2,000,000			9,373,000
前 年 度 繰 越 金	11,509,595	7,922,000			3,587,000
歳 出 の 部	70,625,928	68,965,000			13,160,000
1. 事 業 費	26,201,566	25,650,000		750,000	4,070,000
(1) 総 会 費	2,912,722	3,200,000	△ 200,000		
(2) 運 営 協 議 会 諸 費	6,600	350,000			
(3) 役 員 会 費	416,594	300,000			120,000
(4) 委 員 会 費	1,086,130	1,300,000			
(5) 会 報 発 行 費	3,318,697	4,500,000	△ 600,000		
(6) 調 査 研 究 費	5,001,783	6,500,000	△ 2,000,000		2,000,000
(7) 会 議 旅 費	7,370,980	7,500,000	△ 1,400,000	750,000	950,000
(8) 図 書 資 料 頒 布 費	5,088,060	1,000,000	4,200,000		1,000,000
(9) 30周年記念事業積立金	1,000,000	1,000,000			
2. 事 務 費	44,424,362	38,520,000			5,500,000
(1) 諸 給 与	29,236,000	28,000,000	△ 1,000,000	4,045,000	
(2) 備 品 費	1,928,700	400,000	1,000,000	3,800,000	500,000
(3) 借 用 料	604,771	800,000		150,000	
(4) 消 耗 品 費	250,365	500,000			
(5) 印 刷 費	74,000	200,000			
(6) 通 信 費	1,262,540	1,600,000			
(7) 旅 費・交 通 費	1,345,660	1,500,000		95,000	
(8) 庁 用 諸 費	870,081	1,200,000			
(9) 雑 費	117,237	120,000			
(10) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	1,735,008	2,200,000			
(11) 退 職 給 与 積 立 金	7,000,000	2,000,000			5,000,000
3. 予 備 費	0	4,795,000			3,590,000
翌 年 度 繰 越 額	12,042,011			△ 4,795,000	

予算現額	差引増減	摘 要
82,125,000	542,939	
58,343,000	0	88大学分
900,000	404,657	定期・普通預金利子
11,373,000	137,687	「国立大学入試改善調査研究報告書」(昭和52年3月)他3件11,507部 頒布収入および送料収入
11,509,000	595	
82,125,000	11,499,072	
30,470,000	4,268,434	
3,000,000	87,278	
350,000	343,400	
420,000	3,406	
1,300,000	213,870	
3,900,000	581,303	
6,500,000	1,498,217	
7,800,000	429,020	
6,200,000	1,111,940	
1,000,000	0	
48,065,000	3,640,638	
30,800,000	1,564,000	
2,050,000	121,300	
800,000	195,229	
500,000	249,635	
200,000	126,000	
1,600,000	337,460	
1,595,000	249,340	
1,200,000	329,919	
120,000	2,763	
2,200,000	464,992	
7,000,000	0	
3,590,000	3,590,000	

財 産 目 録

昭和53年3月31日

資産総額	23,670,330円
I 運用資産	12,042,011円
(1) 普通預金	5,463,117円
第一勧業銀行本郷支店	339,505円
富士銀行本郷支店	3,021,146円
三和銀行本郷支店	2,102,466円
(2) 定期預金 第一勧業銀行本郷支店	4,000,000円
(3) 金銭信託 住友信託銀行神田支店	2,578,894円
II 積立金	6,365,794円
1 退職給与積立金	5,365,794円
(1) 普通預金 第一勧業銀行本郷支店	2,015,794円
(2) 定期預金 第一勧業銀行本郷支店	3,350,000円
2 30周年記念事業積立金	1,000,000円
(1) 定期預金 第一勧業銀行本郷支店	1,000,000円
III 図書	101,540円
現行日本法規一式	50,000円
文部法令総覧一式	40,500円
文部省会計例規一式	11,040円
IV 備品	5,160,985円
机, 椅子, 書庫, 金庫, 謄写機, ロッカー, テープレコーダー, 電子リコピー, タイプライター等 269点	5,160,985円

昭和53年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

昭和53年 2月23日 理事会
昭和53年 第62回総会

（前年度予算額には追加予算を含む）

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 増 減	摘 要
歳 入 の 部	73,359,000	82,125,000	△ 8,766,000	
1. 会 費	64,178,000	58,343,000	5,835,000	87大学会費 東京教育大学廃校
2. 預 金 利 子	600,000	900,000	△ 300,000	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	1,000,000	11,373,000	△10,373,000	
4. 前年度繰越金	7,581,000	11,509,000	△ 3,928,000	
歳 出 の 部	73,359,000	82,125,000	△ 8,766,000	
1. 事 業 費	28,750,000	30,470,000	△ 1,720,000	
(1) 総 会 費	3,400,000	3,000,000	400,000	総会 2回@98万円計 196万円, 事務連絡 会議 2回@60万円計 120万円, 他に会場 費24万円
(2) 運営協議会諸費	350,000	350,000	0	協議会 5回@ 4万円計20万円, 他に会場 費・資料費
(3) 役員会費	400,000	420,000	△ 20,000	理事会 6回 @4.5万円計27万円, 常務理 事会 3回@ 2万円計 6万円, 他に会場費 7万円
(4) 委員会費	1,900,000	1,300,000	600,000	委員会および特別委員会100回@1.3万円 計 130万円, 特別会計制度協議会 4回@ 4万円計16万円（資料費含む）, 他に会場 費44万円
(5) 会報発行費	4,200,000	3,900,000	300,000	会報 4回80万円計 320万円, 他に原稿料 謝金送料 100万円
(6) 調査研究費	6,500,000	6,500,000	0	各委員会等の資料購入・作成, その他調 査旅費および調査職員給与を含む
(7) 会議旅費	8,800,000	7,800,000	1,000,000	学長以外の委員の会議出席旅費
(8) 図書資料頒布費	800,000	6,200,000	△ 5,400,000	
(9) 通 信 費	1,400,000	0	1,400,000	電信・電話および郵送料
(10) 30周年記念事業 積立金	1,000,000	1,000,000	0	目標額 300万円, 記念式・記念出版物等 （2年目）
2. 事 務 費	40,900,000	48,065,000	△ 7,165,000	
(1) 諸 給 与	31,200,000	30,800,000	400,000	職員（10人）の俸給・諸手当および臨時 職員給与
(2) 備 品 費	600,000	2,050,000	△ 1,450,000	庁用什器・備品等購入費
(3) 借 用 料	800,000	800,000	0	事務局・倉庫借用料

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 増 減	摘 要
(4) 消 耗 品 費	500,000	500,000	0	庁用消耗品等購入費
(5) 通 信 費	200,000	1,600,000	△ 1,400,000	電信・電話および郵送料
(6) 旅 費・交 通 費	1,800,000	1,595,000	205,000	事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費 および交通費
(7) 庁 用 諸 費	1,500,000	1,200,000	300,000	光熱水料・新聞雑誌購入費・庁用印刷費 ・職員厚生費・清掃費・その他
(8) 被保険者事業主 負担金	2,300,000	2,200,000	100,000	被保険者事業主負担金（協会）
(9) 退職給与引当金	2,000,000	7,000,000	△ 5,000,000	
(10) 雑 費	0	120,000	△ 120,000	
(11) 印 刷 費	0	200,000	△ 200,000	
3. 予 備 費	3,709,000	3,590,000	119,000	一般予備費 136.9 万円および53年度給与 改訂推計額 234 万円（給与所要額の 7.5 %）を計上した

資料

52年度新規学卒者の採用及び 就業状況等に関する調査

(文部省調)

この速報は、文部省が昭和53年2月に実施した「新規学卒者の採用及び就業状況等に関する調査」のうち、企業における新規大卒者の求人、選考、採用の方針・手続きなどの調査結果の一部をとりいそぎまとめたものである。

この調査は、民間企業における新規学卒者の採用や就業者の昇進に際しての学歴の取扱い方について、その実態を明らかにし、いわゆる学歴偏重の是正方を検討するとともに、今後の学校教育の在り方を考えるための基礎資料を収集するために実施したものであり、「企業調査」と「就業者個人調査」とで構成されているが、調査結果の全体については、後日、最終報告書として公表する予定である。

昭和53年4月

文部省大臣官房調査統計課

I 調査対象及び調査方法等

1. 調査対象企業

全国の、従業員100人以上の企業で、業種が「建設業」、「製造業」、「商業」、「金融・保険・不動産業」、「運輸業」、「サービス業」のもの、計25,650社のうち、業種別・従業員数規模別に、計2,385社を調査対象とした。

2. 調査票の回収状況

調査票は、郵送によって配付・回収した。有効調査票を回答した企業の総数は、1,234社であり、回収率は51.7%であった。

なお、以下の統計数字は、回答企業1,234社の単純集計結果ではなく、全国の同業種・同従業員数規模の企業全体(25,650社)についての推定結果である。

II 調査結果の概要

1. 新規大学卒業者の求人及び応募者受けの方針

(1) 求人の方法

企業(本社(店)、以下同じ。)のうち、新規大学(短期大学を除く)卒業者を求人するに当たって、「学校推せんによる募集のみ」を行うこととしている企業の割合は、昭和53年度において、採用職種が「事務・販売系」の場合32.8%「技術系」の場合46.7%となっており、それぞれ、昭和45、50年度の割合より低下し、一般公募による企業の割合が上昇している。

表1 新規大卒者の求人方法別企業の分布(%)

区分	学校推せんによる募集のみ	一般公募	学校推せん、一般公募併用	
			学校推せん	一般公募
事務・販売系	(年度) 53	32.8	28.3	38.9
	50	38.3	23.8	37.9
	45	36.5	27.6	36.0
技術系	53	46.7	20.3	33.0
	50	49.8	18.7	31.5
	45	49.9	17.3	32.8

(注) 1. 比率は、新規大卒者の採用活動を行った企業数を100とする比率である。(以下の表においても同じ。)

2. 「一般公募」とは、「学校推せんによる募集」以外の募集方法をいい、例えば、新聞・雑誌などによる求人等である。

(2) 応募者受けの方針

① 企業のうち、新規大卒応募者を卒業大学によって制限して受け付ける企業(類型:1)の

割合は、各年度とも「事務・販売系」の場合10%以下、「技術系」の場合18%前後となっており、「事務・販売系」では約90%、「技術系」では約80%の企業は、卒業大学によって受付け制限をしていない（類型：2）。また、昭和53年度における「受付け制限をする企業」（類型：1）の割合は、「事務・販売系」、「技術系」とも50年度より低くなっている。

「受付け制限をする企業」（類型：1）のうち、「推せんを依頼した大学の卒業者のみを受付ける企業」についての割合は、53年度では「事務・販売系」の場合6.1%、「技術系」の場合14.8%となっており、「事務・販売系」については、45年度8.2%、50年度9.4%より低くなっている。

表2 新規大卒者の応募者受付け方針別企業の分布(%)

区分	卒業大学によって受付け制限をする企業 (類型：1)		卒業大学によって受付け制限をしない企業 (類型：2)	
	計	内、推せんを依頼した大学の卒業者のみ受付ける企業		
(年度)				
事務・販売系	53	7.3	6.1	90.4
	50	10.0	9.4	87.8
	45	10.0	8.2	89.1
技術系	53	17.6	14.8	81.7
	50	18.0	14.5	80.5
	45	17.8	14.2	80.0

(注) 応募者受付け方針が未記入の企業があるため、類型：1と類型：2の比率の合計は、100%を下回る。

② 「卒業大学によって受付け制限をする企業」

(類型：1)は、受付け制限をする理由として、次のような理由をあげている。

1. 採用試験の会場や採用事務担当者の数に制限があるため
2. 採用事務関係の費用を少なくするため
3. 採用実績のある大学の出身者は、その実力が予想でき、安心できるから
4. 専攻領域を限定して採用したいから（特

に、技術系職員を採用する場合)

5. 地元大学の出身者を採用して、地元とのむすびつきを強化したいから（特に、中小企業の場合）
6. 大学とのむすびつきを強くしておく、毎年、大学卒業者を推せんしてくれるから（特に、中小企業の場合）
7. 経営者と出身大学とのつながりが強く、他大学出身者を採用できないから（特に、中小企業の場合）

なお、「卒業大学によって受付け制限をしない企業」（類型：2）は、門戸を広く開放している理由として、おおむね次のような理由をあげている。

1. 広く優秀な人材を求めたいから
 2. 出身大学よりも個人の實力に重点を置いて採用したいから
 3. 社内に学閥を作りたくないから
 4. 多様な人材を採用したいから
 5. 最近、指定校制廃止の社会的情勢となっているから
- ③ 企業の従業員数規模（支社（店）の従業員を含む）別に「卒業大学によって受付け制限をする企業」（類型：1）の割合をみると、従業員数規模「1,000人以上」の企業では、「事務・販売系」、「技術系」とも昭和53年度の割合は、50年度に比べて著しく低下している。

このような傾向は、「推せん依頼した大学の卒業者のみを受付ける企業」の割合についても同様にみられる。

表3 従業員数規模別にみた「受け付け制限をする」企業の分布 (%)

区分	卒業大学によって受け付け制限をする企業 (類型: 1)						
	計			内、推せんを依頼した大学の卒業者のみを受付ける企業			
	従業員 (人) 100~ 299	300~ 999	1,000 以上	従業員 (人) 100~ 299	300~ 999	1,000 以上	
(年度)							
事務・販売系	53	5.4	11.9	8.3	3.7	11.6	7.5
	50	8.2	11.6	15.5	8.2	10.3	13.1
	45	7.9	12.1	15.0	6.1	11.0	12.1
技術系	53	16.0	20.4	20.7	13.1	18.1	15.8
	50	15.9	16.8	28.2	12.7	14.3	21.4
	45	17.1	17.4	21.4	13.3	15.0	16.1

2. 新規大学卒業者の選考と採用

昭和52年度に新規大学（短期大学を除く）卒業者を採用した企業が、選考の対象として受け付けた者及び採用した者の数を1社当りでみると、「事務・販売系」では、選考対象者数52.6人、採用者数6.8人、選考倍率7.7倍であり、「技術系」では、選考対象者数27.1人、採用者数5.6人、選考倍率4.8倍となっている。

これらを企業の従業員数規模別にみると、「事務・販売系」、「技術系」とも、従業員数規模の大きい企業ほど選考対象者数、採用者数が多く、選考倍率も高い。

表4 1社当り選考対象者数・採用者数及び選考倍率

区分	計	従業員 (人)			
		100~ 299	300~ 999	1,000 以上	
事務・販売系	選考対象者数(人)	52.6	15.2	59.5	260.7
	採用者数(人)	6.8	3.5	7.0	26.7
	選考倍率(倍)	7.7	4.3	8.5	9.8
技術系	選考対象者数(人)	27.1	11.8	34.3	84.8
	採用者数(人)	5.6	3.2	4.6	19.2
	選考倍率(倍)	4.8	3.7	7.5	4.4

(注) 選考倍率=選考対象者数/採用者数

大学設置審議会(大学設置分科会)委員について

3月31日をもって任期満了となる当協会推薦の大学設置審議会(大学設置分科会)委員の岡本埼玉大学長、大山東京教育大学長の後任として、5月1日付岡本埼玉大学長および宮島筑波大学長が発令された。

学費について(事務連絡3)

国大協総第10号
昭和53年2月25日

各国立大学長 殿

国立大学協会
事務局長 丁子 尚

このことについてその後若干の大学から会長宛値上げ反対の要望等がありましたが、第6常置委員会ならびに理事会において慎重に審議されました結果、当面第6常置委員会学費問題小委員会を中心に国立大学の学費問題についてシンポジウムを開催する等将来のためさらに検討を進めることになりました。またさきに学内資料として各大学にご配付いたしました「国立大学の授業料について」(昭和50年9月18日付第57回総会配付ならびに昭和52年11月14日付第61回総会配付)を、取敢えず各大学の検討の便宜に資するため近く発行せられる国立大学協会会報に集録することになりましたので、ご下知下さるようご連絡いたします。(注;会報第79号掲載)

最近少し気になることは、ふだんおつきあいしている学生や若い研究者の中に、何事についてもパッと判断を下す人がいることである。「信じられない」とか「絶対大丈夫ですよ」などという言葉をよく使い、少々反論を試みても「いやあ、そんなことないんじゃないですか」とかわされてしまう。相手のいうことなど「聞かざる」型の自信家（あるいは強弁術の大家）である。しかしシャーロック・ホームズぐらいの切れ者ならともかく、シュロック・ホームズ程度の人間があまり自信を持ちすぎると、研究者としては損であろう。信じられそうなことばかり研究しても、大した成果は期待できないからである。そこで講義やゼミのときには、ヘンな自信を持ちすぎないように、せいぜい学生をしぼることにしている。

私の専門は数学であるから、細かいところをチクチク攻めるのはお手のものである。自信を全くなくされても困るので、やりすぎてもいけないのだけれども、とりあえず「使っている言葉の意味を正確にわきまえているか」ということを中心に、あの手この手で正確な表現法を身につけさせるように努力している。

しかし、私が本当に教えたかったことは、細かい表現技術そのものではない。それより、細かい表現技術がなぜ必要かということ、つまり、同じ言葉でも他人は全く違った解釈をするかもしれないこととか、ちょっとした違いが場合によっては結果に大きな影響をもたらすことなどである。さらに、世の中の多様性を学び、『……らしい』ということと『……である』ということとの距離感覚を身につけてくれば、もはやいうことはない。この距離感覚こそ、大学人の大切な資格なのではないかと、私はひそかに考えている。

世の中には、『……らしい』という言葉さえ忘れてしまったのではないかとと思われる人々がいる。深く考えもしないで「世の中、何をやっても先が見えている」と思いこんだり、逆に何の罪もない人々を殺傷しながら「オリオンの星になりたい」などとうそぶく人々である。私の大学からは、そんな若者を世の中に送りだしたくないと思うのだけれども、私の力ではどうなることや、心細い限りである。

そ の 他

学長等の異動

○学長の退任

(大 学)

東京教育大学 大山 信郎

○学長の交代

(大 学)

(前 任)

(新 任)

北見工業大学	松本 秋男	小池東一郎
宮城教育大学	山本 義一	大塚 徳郎
京都工織大学	増尾富士雄	吉田徳之助
九州芸工大学	太田博太郎	吉武 泰水
琉球大学	金城 秀三	宮城 健

○教員委員の交代

(前 任)

(新 任)

第1常置委員会 今井 賢一 (一橋大) 宮川 公男 (一橋大)

○専門委員の解嘱

第1常置委員会	渡部 景隆 (筑波大地球科学系教授)
第1常置委員会	} 稲野 信力 (筑波大事務局長)
第6常置委員会	
特別会計制度協議会	
第3常置委員会	桜井 達祐 (東京農工大厚生課長)
第5常置委員会	新堀 通也 (広島大教育学部教授)
第6常置委員会	石塚龍之進 (東京医科歯科大事務局長)
教員養成制度特別	真下 健 (群馬大教育学部教授)

○専門委員の委嘱

特別会計制度協議会 平間 巖 (東京医科歯科大事務局長)

○幹事の交代

(前 任)

(新 任)

北海道・東北地区	石川 智亮	吉川 孔敏
関東・甲信越地区	吉川 孔敏	小島和太郎

国立大学協会事務局長の交代について

このたび、当協会事務局長が下記のとおり交代いたしました。

(前 任)

丁子 尚

昭和53年3月31日退任

(新 任)

石塚龍之進

昭和53年4月1日就任

寄贈図書

教育と情報 2月号239号(文部省)

厚生補導 1月号139号, 2月号140号, 3月号141号(文部省)

産業と教育 2月号, 3月号, 4月号(産業教育振興中央会)

I D E 3月号187号, 4月号188号(民主教育協会)

E S P 4月号72号(経済企画庁)

会報 第35号(大学基準協会)

逐次刊行物目録 昭和50年版(国立国会図書館)

学校安全 第49号(日本学校安全会)

大学研究ノート31 大学における専門教育(広島大)

明治学院百年史資料集 第7集(明治学院)

国際交流 16号(冬季号)(国際交流基金)

インターナショナル・リクルートメント・ニュース 第38号, 第39号(外務省)

学生生活研究(I D Eセミナー報告書)1977年度(民主教育協会)

高専教育(高専教育方法改善調査会報告)1978.3

国立大学協会組織表(昭和25・7・13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会(大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学格差問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会(会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会(国大協会長ほか5学長, 文部事務次官ほか4局課長)

編集後記

- * 本号には、ご多忙のところを岡本副会長に特に寄稿を煩わした。窓欄の諸先生にも、それぞれユニークな論稿をお寄せ頂いた。
- * 一昨年タイ国大学長3名を招待した返礼として、このたびタイ国政府より国立大学長3名の招待があったので、その訪問記をおまとめ頂いて本号に掲載した。本年はそのほか、オーストラリアからの招待もあり、本協会が提唱してきた「学長の国際交流」が進展しつつあることは慶賀に堪えない。
- * 本号から表紙の色を変えるほか、閲読の便を図るため、目次の「諸会議事録」の見出しにそれぞれの会議の議題を掲記し、また随所にカットを挿入する等、若干編集上の工夫を試みた。ご覧になっての感想はいかがであろうか。会報の体裁、内容等について、各大学からのご希望、ご意見等お寄せ頂ければ幸いである。(R)

昭和53年6月16日 印刷 (非売品)
昭和53年6月20日 発行

会 報 第 80 号

(第28巻第2号 通巻第80号)

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (3668・4450)

03 (813) 0647

印刷・製本 樹文唱堂